

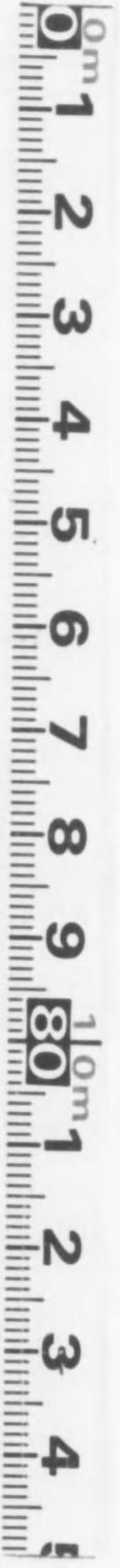
384-43



1200501455401

384

43



始



239

蘇峰德富猪一郎著



明治天皇御宇史

第二册



〔大政返上篇〕

大政返上篇 刊行に就て

驚天動地の大事變

大政返上豈に謂ひ易からん哉。大政返上は、徳川家康が、征夷大將軍として、一切の政務を、天皇の御委任によりて掌握したるものを返上するばかりでない。更らに溯つて考ふれば、頼朝が建久三年征夷大將軍となりて、鎌倉に覇府を開きし以來の政權を返上するのだ。即ち徳川氏二百六十餘年間の政權と云はんよりは、頼朝以來六百七十餘年、殆んど七百年間に互れる政權を返上するのだ。其の問題に直面したる人々は、如何に之を計量したるや知る可からざるも、時代の距離を措いて、歴史的眼孔もて眺むれば、實に驚天動地の大事變と云はねばならぬほどの大難題だ。

* * * * *

從來の政權恢復の失敗

然も斯る大事變は、從來未だ曾て試みられたることが無いでは無い。承久の役には一度試みられて、直ちに失敗し、その失敗によりて、寧ろ鎌倉覇府に於ける、北條

氏の權力を鞏固にし、且つ其の位置を堅確ならしめた。再び元弘建武の際に試みられて、一の北條氏を斃すを得たが、更らに他の足利氏を起して、鎌倉幕府の代りに、室町幕府を開設するに到らしめた。所謂前門狼を防ぎ、後門虎を進めたのであつた。

江戸幕府の政權樹立

室町幕府の末路、織田氏一たび起りて、天下の政治一元に歸するの端を啓き、豊臣氏亦た大體に於て之に準由した。徳川氏に到りては、頼朝を遠き標的とし、尊氏を近き標的とし、鎌倉、室町の政治原理を基本として、それに織豊二氏の遺制を加味し、茲に確乎不拔、百世動かす可からざる江戸幕府の新政權を樹立するに至つた。

* * * * *

徳川氏の政法

江戸幕府の功罪を審判するは他日の機會に措くも、有理にせよ、無理にせよ、三百年に垂んとする泰平を維持するを得たるは、實に徳川幕府の力と云はねばならぬ。徳川家康は實に力の福音を信じ、且つ行うたる一人だ。而して彼は其の力を有効ならしむる爲めには、二個の要件を認めた。第一は、抜かぬ太刀の功名である。即

治安第一

ち力を貯へ、力を積み、力を保存し、力を涵養し、決して之を濫用しないことであつた。第二は、力の平衡を保持して、其の均齊を確持することだ。即ち一切の政治が獨立、獨斷、專權、專任に由らず、互ひに相ひ對立し、互ひに相ひ監督し、互ひに相ひ牽制せしめた。小は町村の五人組制度より、大は老中、目付の制度に至るまで、皆な然らざるはなかつた。而して其の一方には、朝廷を控へ、他方には、三百大名を押へ、何れも自由には、隨意には、全く動きのとれない仕組を定めた。されば、徳川氏の政治は、政治一切を平凡化し、普通化し、尋常化した。第一は、國家に非常事無からしむることとを期し、第二には、非常事は無きものとしての前提の下に、政務を舉行することとした。人生七十の間、凡有る人生の變化を嘗め盡した徳川家康は、其の子孫をして、絶對に其の變化を嘗めしめざる可く、其の制度を定めた。されば、徳川氏の政治は、治安第一、安全第一、秩序第一にして、如何なる善き經綸でも、苟もその治安、安全、秩序と相ひ容れざるものあらば、絶對的に之を排斥し、之を殲滅せねば止まざらんとした。要するに、徳川氏の政治は、日本全國を一の池と見做し、日本國民を池中の金魚と見做し、彼等が池中に呼吸するには、差支なきだけの食餌を給與した。然

も外より其池に入ることも拒斥したが、池中より其外に出づることは尙更ら拒斥した。

外來勢力の壓迫

併しながら徳川幕府の創設者の手は、日本全國に及んでも、其の以外には及ばなかつた。及ばないでも、外來の勢力が接近しなければ仕合であるが、萬一外來の勢力が接近し来れば、忽ちに其の弱點を暴露せねばならぬ。果然その勢力が接近し来つた。第一は北方からの勢力で、露國は我が北邊に何時とはなしに押し寄せ來つた。第二は西方から英國の勢力が、印度を壓し、支那まで押し寄せ來つた。第三は米國の勢力が太平洋の彼岸から、支那貿易の中次として、我國を見立て、我國の開國を迫り來つた。

對應準備なし

斯る世界の太勢が、我國を取り捲くことは、江戸幕府の創設者は、全く期待せざる所であつた。彼等は宛も本來火事を無からしむ可く、火の用心だけを專一とし、一たび火事が出て來れば、火消裝束もなく、火消人夫も無く、ポンプもなく、蒸汽もな

遺法空制となる

く、只だ手を束ねて、之を傍觀するの他は無かつた。火の用心は結構だが、消火の準備が皆無であつたのは、手抜かりだ。且つ彼等が後生大切に保存したる凡有る制度も、二百六十年の泰平は、殆んど皆な徒法、空制たらしめた。死法は以て生人を支配する能はず、生人は以て死法を打破す可しとの眞理は、正しく徳川氏始祖の遺法を裏切りて、殆んど之を無用に歸せしむるに到つた。

舊法却つて邪魔となる

徳川氏慶長元和の制度は、癸丑甲寅以來の非常時に際しては、寧ろその妨害とはなつたが、決して利便とはならなかつた。而して徳川氏が貯蓄したる勢力は、何時の間にか、それが白蟻に喰ひ潰されて居た。抜かぬ太刀の功名も、今は致し方なく之を抜き來りたるが、それが既に錆び朽ちて、大根の首を切ることにすら能はなかつた。

大政返上寧ろ空名

斯る時代に於ては、大政返上などは、決して大難題では無かつた。返上しても、大政

は幕府には存しない。返上せざるも、大政は幕府には存しない。即ち大政返上は寧ろ空名の問題にして、最早實力の問題では無かつた。然もこれは只だ識者と共に之を語るべくして、世間的に見れば、將軍は儼然として存した。三親藩もあれば、御家門の諸藩も有れば、譜第もある。三卿家もある。旗本もある。慶應三年丁卯の日本は、其の形に於て、慶長元和の當時と何等相違する所は無かつた。されば之を目して驚天動地の問題と云ふも、決して誇張の言では無かつた。而して其の真相を洞察したる者は、倒幕側には其人多かつたが、幕府側では依然東照宮以來の將軍家を夢みたる者が多かつた。而して其時に於て一人最も能く其の真相を看破したる者は、征夷大將軍彼其人であつた。即ち徳川慶喜其人であつた。徳川慶喜には、百の缺點があつたとするも、この一點に於ては、彼は長へに日本歴史の上に於て、特筆大書せらるべき一人と云はねばならぬ。彼は家康の血統を傳うるも、寧ろ義公の遠孫、烈公の子として、永く記憶せらる可き一人と云はねばならぬ。惟ふに何人が出で來るも、徳川慶喜の大政返上以外の決斷は、出で來る可きものでは無い。

慶喜の聰明

昭和十五年一月十三日 熱海樂閑莊に於て

蘇峰 七十八 叟

例言

- 一 本篇は修史第三期、即ち近世日本國民史著作の目的である明治天皇御宇史第三冊、織豊、徳孝、明天皇時代以來通算第六十四冊。
- 一 本篇は昭和十一年九月二十九日起稿、同年十一月三十日脱稿。
- 一 現在明治天皇御宇史第四冊、皇政復古篇第五冊、皇政一新篇第六冊、官軍東軍交戦篇第七冊、官軍東軍下篇第八冊、新政内外篇第九冊、關東征戦篇第十冊、奥羽和戦篇第十一冊、奥羽戦争篇第十二冊、會津籠城篇第十三冊、北越戦争篇第十四冊、奥羽平定篇第十五冊、函館戦争篇第十六冊、明治政務篇第十七冊、新政扶植篇を稿了し、第十八冊、法度制定篇は其の十分の九を稿了せり。
- 一 著者は昭和十四年意外の病に罹りたるも、快起以後殆んど舊態に復し、今や熱海樂閑莊の一室に於て、修史に専念従事しつゝあり。
- 一 昨年以來の罹病の爲めに、其の課程に聊か齟齬を生じたるも、本年の秋期までに

は、豫定の進行を見んことを期す。
 一 今や世間紛々、政界動搖、予や老大、只だ一心不亂、我が史業の恙なからんことを祈るのみ。

昭和十五年一月十三日 熱海樂閑莊に於て

蘇峰 七十八叟

近世日本 國民史 明治天皇御宇史 第三冊 目次

第壹章 大政返上論の擡頭……………一

大政返上と倒幕佐幕の兩黨……………一

改革運動の轉機〔二〕 佐幕黨亦現狀打破論〔二〕 大政返上論の萌し〔二〕 世上大政返上を期待〔三〕 倒幕黨の目算〔三〕 幕府黨の目論見〔四〕 同床各夢〔四〕

二 大政返上論土佐より出づ……………五

土佐勤皇論の發生所〔五〕 山内家と幕府との關係〔五〕 容堂の態度〔五〕 後藤と勤皇黨との關係〔六〕 後藤坂本握手〔六〕 坂本の大政返上賛成理由〔七〕 後藤の活路〔八〕

三 西郷と大政返上……………八

西郷の大政返上賛成〔八〕 賛成理由〔九〕 方便として賛成〔九〕 後藤の上京延引〔一〇〕 長州の舉兵催促〔一〇〕 後藤を待たず活動開始〔一一〕

第二章 大久保一藏と長州藩君臣との協約……………一二

四 長藩と直接行動……………一二

長州行動開始に焦躁(一一二) 木戸憤慨(一一二) 木戸論旨(一一三) 木戸坂本宛狀(一一三) サト一の刺戟(一一四) 山縣また失機を恐る(一一四)

五 大久保一藏山口に赴く……………一五

四侯歸國(一一五) 薩兵一千入京(一一六) 幕府の警戒(一一六) 大久保大阪發(一一六) 三田尻著(一一六) 山口に入る(一一七) 藩公に謁す(一一八)

六 大久保一藏山口の君臣に説く……………一八

大久保尖戸等に面會(一九) 長藩出兵懲進(一九) 毛利元徳挨拶(二〇) 大久保極説(二〇) 木戸策を問ふ(二一) 御動坐の用意(二一) 木戸の用意周到(二二)

七 大久保使命を全うす……………二二

問答終了(二二) 兩君挨拶(二二) 薩長出兵口實(二三) 主上奉護の重要(二三) 敬親短刀を賜る(二四) 響應歡待(二四) 伊藤長崎行(二五)

第三章 山口協約の委曲……………二六

八 大久保一藏山口行途中よりの書翰(一)……………二六

大久保木戸相對的交渉の始(二六) 田尻箕田宛狀(二六) 早目決擧の要(二七) 失機の不可(二七)

八) 軍艦買入策(二八)

九 大久保一藏山口行途中よりの書翰(二)……………二九

軍艦乗用の要(二九) 献金催促案(三〇) 軍艦買入方法(三〇) 買入談取りめ要望(三一) 天幸の賣船(三一) 軍艦の重要(三一) 良器入手の益(三一)

一〇 大久保一藏山口行途中よりの書翰(三)……………三二

臣子斃而可止之時(三三) 此一書の効果(三三) 右別啓(三四) 右主旨(三五) 軍艦購入實現(三五) 春日艦の殊勳(三六)

一一 山口行の始末に就き大久保一藏の報告書(一)……………三六

間接に久光に報告(三六) 冒頭(三六) 毛利氏君臣に謁す(三七) 演説の要旨(三七) 毛利元徳沙汰(三八) 大久保返事(三八) 侍坐人數退散(三九)

一二 山口行の始末に就き大久保一藏の報告書(二)……………三九

毛利兩君公挨拶(三九) 長藩出兵承諾(四〇) 短刀拜受(四〇) 御酒被下(四〇) 出發期日(四〇) 大久保大阪に歸還(四一) 藝藩亦一味に加はる(四一) 長藩使待遇の参考(四一) 長藩陣打合(四二) 上方の待遠しが(四二)

一三 大久保使命に付長藩側の記事(一).....四三

山口協約(四三) 華城攻入時期(四四) 柏村數馬日記(四四) 薩土意見の相違(四五) 薩轟打合(四五) 藝世子一應引揚(四六) 薩轟兩公入京豫定(四六) 薩土佐論に信賴せず(四六)

一四 大久保使命に付長藩側の記事(二).....四七

薩船借用の約(四七) 長兵大阪入りの時刻(四八) 五卿移轉案(四九) 主上御動坐豫想(四九) 長藝協議(四九) 右協議書(四九)

一五 時局に關し木戸の坂本に與へたる書簡.....五一

木戸の果斷決行(五一) 坂本との打合(五一) 味方多數引入の要(五二) 肥後との關係(五二) 乾西郷打合の要(五二) 外國輿論の關係重大(五三) 機失ふべからず(五四) 拜借金御禮(五四) 拜借金經緯(五五)

第四章 薩長土藩内に於ける舉兵反對論.....五六

一六 長藩内輪の模様.....五六

各藩内情(五六) 木戸苦衷自敘(五七) 一藩據守を欲す(五七) 大に藩中に説く(五七) 木戸の苦心(五八) 薩藩亦紛紜(五八) 木戸黒田宛狀(五八)

一七 薩藩内輪の模様(一).....五九

薩藩内の出兵反對論(五九) 遺島某日記(六〇) 關山小松激論(六一) 奈良原豪語(六一) 島津氏一族中の反對(六一) 出兵諭告(六一)

一八 薩藩内輪の模様(二).....六三

出兵反對論の強硬(六三) 藩主自筆告諭(六三) 春風和氣の口調(六四) 朝廷恩遇(六五) 出師止むを得ず(六五) 柔かき申分(六六) 哀訴の如し(六六) 苦しき言譯(六六)

一九 坂本龍馬の活動.....六七

中岡坂本の立場(六七) 兩人の働き(六七) 坂本の目論見(六八) 坂本の實際的(六八) 長土關係斷つてまた復す(六八) 坂本木戸への返事(六九) 形勢を聞き急遽歸國(六九) 坂本方略(七〇) 乾に上京せしむるの案(七一)

二〇 後藤高知より入京す.....七一

後藤の入京遅延(七一) 後藤著阪西郷訪問(七二) 西郷の失望(七二) 容堂出兵を許さず(七三) 後藤の反覆説明(七三) 大久保の建白承諾經緯(七四)

二一 土佐の内情.....七五

中村官兵衛の論(七五) 土人の對薩心事(七五) 幕府姦謀(七六) 征伐誅戮あるのみ(七七)

大橋説行はれず(七七) 不日出兵(七七)

二三 土佐に於ける坂本龍馬……………七八

坂本浦戸に著(七八) 渡邊に贈るの書(七八) 坂本入京(七九) 坂本國內遊説の模様(八〇)
容堂出兵を背せず(八一) 薩長と一致の要(八一) 土藩半上落下の態度(八一)

第五章 後藤の大政返上建白運動……………八三

二三 後藤の建白に對する薩藩の態度……………八三

一點不相通(八三) 大久保の建白賛成(八三) 西郷亦承認(八四) 西郷等の焦躁(八五) 幕府
側稍猜推(八五) 關東人氣離反(八六) 西郷等の關東擾亂策(八七)

二四 京都に於ける後藤の運動……………八七

後藤の用意周到(八七) 後藤の本心(八八) 永井尙志と打合せ(八八) 永井賛成の理由(八九)
板倉とも相通(八九) 後藤と薩藩との關係(九〇)

二五 寺村左膳手記に露はれたる後藤の運動と薩藩(一)……………九〇

後藤運動の因(九〇) 薩の形勢を探る(九一) 後藤の憤起(九一) 機先を制せんとす(九二)

二六 寺村左膳手記に露はれたる後藤の運動と薩藩(二)……………九四

西郷との問答(九二) 後藤の建白申入(九三) 西郷の實力行使意見(九三) 後藤の舉兵反對(九四)
意見不一致(九四) 大久保長州行の意義(九五) 久光の態度(九五) 久光と利通隆盛との不一致(九六) 久光歸國(九六) 建白書提出時期差延(九六)

二七 寺村左膳手記に露はれたる後藤の運動と薩藩(三)……………九七

後藤薩藩内情看取(九七) 永井後藤會見(九八) 永井懿通の因(九八) 建白書提出決定(九九)
板倉に謁見申入(九九) 西郷に打合(九九) 後藤西郷辯解に決意(一〇〇)

二八 寺村左膳手記に露はれたる後藤の運動と薩藩(四)……………一〇一

薩藩内情偵察(一〇一) 薩州京都の二派(一〇二) 西郷高崎に困す(一〇二) 薩邸沸騰(一〇三)
町田民部の反對(一〇三) 高崎小松を説く(一〇三)

二九 寺村左膳手記に露はれたる後藤の

運動と薩藩(五).....一〇四

小松の建白同意通知(一〇四) 薩藩同意の理由(一〇五) 建白書差上(一〇五) 對藝州運動
者(一〇六) 辻後藤に加擔(一〇六) 辻後藤の往復(一〇六) 西郷辻會談(一〇七) 辻の豹變
(一〇七)

第六章 山内容堂の大政返上建白書提出.....一〇九

三〇 山内容堂の建白書(一).....一〇九

板倉沈著に受取る(一〇九) 所謂二體(一〇九) 從來の阻隔(一一〇) 興國氣分横溢(一一一)
建白の影響(一一一) 建白時機に投ず(一一二)

三一 山内容堂の建白書(二).....一一二

建白條項(一一二) 議定權の所在(一一三) 庠序學校設置(一一四) 外交(一一四) 海陸軍備
(一一四) 政刑改革の要(一一四) 議事士大夫心得(一一五) 當職者の心得(一一五)

三二 後藤等の建白書採用運動.....一一六

幕府驚かず(一一六) 土藩の採用運動(一一七) 後藤福岡板倉に催促(一一八) 會津に運動
(一一八) 幕府採用決定(一一九) 朝廷に運動(一一九) 薩摩小松の内話(一二〇)

三三 板倉閣老と松平春嶽との往復書簡(一).....一二〇

幕府側の態度(一二〇) 慶喜の心中(一二一) 春嶽の意を問ふ(一二二) 建白容認の底意(一
二二) 採用内決定(一二三) 一刻百轉(一二四)

三四 板倉閣老と松平春嶽との往復書簡(二).....一二四

春嶽の憂慮(一二四) 慎重調査諫告(一二四) 輕々採用難(一二五) 敢て反對に非ず(一二六)
春嶽道路か(一二六) 對土藩用意(一二七)

第七章 徳川慶喜の大政返上決心.....一二八

三五 徳川慶喜の周邊.....一二八

慶喜周邊の寂寥(一二八) 慶喜と朝廷の關係(一二八) 慶喜二條城に移る(一二八) 慶喜の反對
者(一二九) 紀州藩邸落書(一三〇) 一葉落ちて天下の秋を知る(一三〇) 懷刀原の死去(一
三一)

三六 藝藩主の建白書(一).....一三一

提出理由(一三一) 建白本文(一三二) 家康の功勳(一三二) 流弊漸積(一三三) 物情の洶々
(一三四) 右提出の理由(一三四) 土佐の刺戟と藩内事情(一三四)

三七 藝藩主の建白書(二) 一三五

物情背馳世態逼迫(一三五) 大本反省の要(一三六) 名分論(一三六) 天下私有の非(一三六)
右建白書の効果(一三七) 藝藩の穩健(一三八)

三八 將軍慶喜の心境(一) 一三八

藝藩建白と將軍心境(一三九) 後藤の見透し(一三九) 慶喜尊皇の素養(一四〇) 朝廷の表裏
洞察(一四〇) 慶喜公傳の觀察(一四〇) 慶喜勇退の意なし(一四一)

三九 將軍慶喜の心境(二) 一四二

慶喜自ら語る(一四二) 後藤小松等に申聞(一四二) 將軍職繼承の際の心境(一四三) 政權慾
淡薄(一四四)

四〇 關西の閣老より關東の閣老への書簡(一) 一四五

後藤一石の波紋(一四五) 關下暴動の兆(一四五) 土藩建白要旨(一四六) 討幕密謀者(一四
六) 大悪奸謀(一四七) 陰謀者の手段(一四七) 慶喜の苦慮(一四八) 群議諮詢策(一四八)

四一 關西の閣老より關東の閣老への書簡(二) 一四九

更に一書(一四九) 二條城會議の豫定(一四九) 慶喜愈決心(一五〇) 誠實勉勵の覺悟(一五

〇) 同列上京の命(一五一) 急迫倉皇(一五二) 對外關係に就き(一五二)

第八章 二條城會議 一五四

四二 將軍慶喜の決心 一五四

決心實行動機(一五四) 重大結果を豫期せず(一五四) 精力を恃む(一五五) 今後の成案なし
(一五五) 上下兩院組織に氣付く(一五六)

四三 所謂る大政返上の諮問案 一五七

諮問書を發す(一五七) 急轉直下(一五七) 召喚狀(一五八) 所謂る諮問書(一五八) 寧ろ告
示(一五九) 老中演達書(一五九) 若干機心潜在(一六〇)

四四 十月十三日の二條城(一) 一六〇

二條城會議模様(一六〇) 意見所有者居殘命ぜらる(一六一) 在京者風説書(一六一) 帶刀列
の言上(一六二) 居殘面々(一六二) 都築莊藏言上(一六三)

四五 十月十三日の二條城(二) 一六四

居殘組の將軍謁見(一六四) 慶喜懷舊談(一六四) 板倉小松に上申催促(一六五) 小松發言

四六 十月十三日の二條城(三) 一六八
 〔一六五〕 後藤無言〔一六六〕 板倉小松問答〔一六六〕
 小松等先容の効果〔一六八〕 非常大變革起る〔一六八〕 議論するもの皆無〔一六九〕 松平定敬
 談〔一七〇〕 後藤の恐縮〔一七一〕

第九章 將軍慶喜の大政返上 一七二

四七 坂本龍馬と後藤象二郎(一) 一七二

坂本立場〔一七二〕 双脚各派に跨がる〔一七二〕 和平論中必戦の覺悟〔一七三〕 中間の活動
 〔一七四〕 後藤との異同〔一七四〕 戦闘希望者か否か〔一七五〕

四八 坂本龍馬と後藤象二郎(二) 一七五

兩人關係〔一七五〕 坂本の薩長兵輪送用意〔一七六〕 坂本永井會見〔一七六〕 坂本の大政返上
 勸説〔一七七〕 坂本永井交渉の證〔一七七〕 坂本後藤宛狀〔一七八〕

四九 坂本龍馬と後藤象二郎(三) 一七九

情勢五里霧中〔一七九〕 福岡後藤宛狀〔一七九〕 形勢渾沌〔一八〇〕 坂本意氣込〔一八〇〕 後
 藤を激勵〔一八一〕 後藤の決意〔一八二〕 成功報告〔一八二〕

五〇 將軍慶喜と新制度 一八三

慶喜通路を得〔一八三〕 慶喜議院政治の興味〔一八四〕 西周に諮問〔一八四〕 慶喜野心なし
 〔一八五〕 慶喜眞の考〔一八五〕 名を避け實を取るの策〔一八六〕

五一 將軍慶喜の苦衷(一) 一八七

最も困難は敵より味方〔一八七〕 關老諸臣に諭告〔一八七〕 諸臣未だ服せず〔一八八〕 浮浪を
 恐れず〔一八八〕 神祖の意に適はん〔一八九〕 水戸流筆法〔一八九〕 辭柄適當〔一九〇〕

五二 將軍慶喜の苦衷(二) 一九〇

對外策の重要〔一九〇〕 遣外使臣格式論〔一九一〕 從來外使應接態度の非〔一九一〕 政令二途
 に出づるの非〔一九二〕 諸侯割據防止策〔一九二〕 諸臣多くは憤慨〔一九三〕 賛成者小數〔一
 九三〕

五三 大政返上の上表 一九四

小松後藤等の上表催促〔一九四〕 五人強硬〔一九五〕 返上手續〔一九五〕 桑名藩の阻止策〔一
 九六〕 大政返上上表〔一九六〕

五四 御裁可の準備運動 一九八

小松等の二條攝政訪問〔一九八〕 小松の勸解〔一九八〕 二條容を改む〔一九八〕 奏請許容決定

五五 十月十五日將軍慶喜參内す……………二〇一
 〔一九九〕 二條餘儀なく決意か〔一九九〕 岩倉等の運動〔一九九〕 薩藩の運動〔二〇〇〕
 御沙汰書を賜はる〔二〇一〕 賢侯御召〔二〇二〕 慶喜召出に就き朝議紛々〔二〇三〕 朝廷御評
 議〔二〇三〕 慶喜外國取扱方向書〔二〇三〕 朝廷御沙汰〔二〇四〕 朝廷の當惑〔二〇四〕

第十章 大政返上後の不安……………二〇六

五六 將軍慶喜周邊の失望……………二〇六
 皆失望〔二〇六〕 慶喜自ら安んぜず〔二〇六〕 老中以下の不満〔二〇七〕 不平解消難〔二〇八〕
 到底安者に難し〔二〇八〕

五七 御裁可後在京閣老より在府閣老への書簡(一)……………二〇九
 御裁可後の状況〔二〇九〕 議論沸騰を憂慮〔二〇九〕 人心鎮定依頼〔二一〇〕 旗本御家人奮發
 要望〔二一〇〕 返上後の期待〔二一一〕 將軍職名把持〔二一一〕 外交處理の見込〔二一二〕

五八 御裁可後在京閣老より在府閣老への書簡(二)……………二一一
 英と朝鮮遣使見合〔二一二〕 在外使臣への通告〔二一二〕 軍役金始末問題〔二一三〕 水戸筑波

五九 稻葉閣老の愚存草案……………二一六
 殘黨取立の案〔二一三〕 佛翁への直書〔二一四〕 大政返上願末〔二一五〕 將來の期望〔二一六〕
 江戸限りの評決〔二一七〕 第一策〔二一七〕 第二策〔二一七〕 第一策不可行〔二一八〕 第二策
 不可行〔二一八〕 稻葉自らの案〔二一八〕 幕府京都移轉の案〔二一九〕 願意不聽許の場合〔二
 二〇〕

第十一章 討幕派の大飛躍(一)……………二二一

六〇 武力解決派の運動(一)……………二二一
 地下の流れ〔二二一〕 西郷大久保の見切〔二二二〕 藝藩態度〔二二三〕 順序狂ひの因〔二二三〕
 薩藩内の反對者〔二二三〕 烏津久光の態度〔二二三〕 薩長を欺かず〔二二三〕 岩倉の手廻り
 〔二二三〕 岩倉偉大の存在〔二二三〕

六一 武力解決派の運動(二)……………二二四
 岡内重俊書簡〔二二四〕 薩長協力〔二二四〕 京都の形勢〔二二五〕 新撰組の活動〔二二五〕 和
 戦相進行〔二二六〕 舉兵派大飛躍〔二二六〕 討幕密勅〔二二六〕 その關與者〔二二七〕 偽作か
 と疑はる〔二二七〕

六二 長藩の失機改圖……………二二七

長州兵の氣勢(二二七) 長藩自重論の理由(二二八) 所謂る議案(二二八) 薩との信義(二二九) 東上中止の難(二三〇) 中國合従の策(三三二)

六三 長藩と藝藩

.....二三一

藝藩に遣使(二三二) 木戸黒田宛狀(二三二) 遣使理由(二三二) 辻の出兵見合意見(二三三) 藝藩使山口に入る(二三三) 幕府指令(二三四) 廣澤の狀(二三四) 辻の心事(二三四)

六四 薩軍三田尻に來る

.....二三五

薩兵三田尻入港(二三五) 薩兵三田尻滞留(二三六) 薩船延著理由(二三六) 三田尻滞留の次第(二三七) 山田等の出兵建白(二三八) 長藩主の慰諭(二三九)

第十二章 討幕派の大飛躍(二)

.....二四〇

六五 大久保日記に現はれたる倒幕運動の要領(一)

.....二四〇

薩藩運動一貫(二四〇) 大久保中御門密話(二四〇) 岩倉とも密話(二四一) 植田廣澤と會談(二四一) 辻も會議參集(二四一) 會議要目(二四二) 廣澤歸國(二四二) 福田著京(二四三) 廣澤再上長藩緊張(二四三)

六六 大久保日記に現はれたる倒幕運動の要領(二)

.....二四四

出馬英斷議決(二四四) 村田三田尻發遣(二四四) 長藩改圖事情分明(二四五) 秘物受領(二四五) 大政奉還と同時(二四五) 慶喜少しも知らず(二四六)

六七 大久保日記に現はれたる倒幕運動の要領(三)

.....二四七

慶喜の意表に出づ(二四七) 慶喜側の期待(二四八) 慶喜板挟み(二四八) 大久保等の受書(二四九) 大久保等の歸藩評議(二五〇) 宮之城評議(二五一) 茂久上京決定(二五一)

六八 祕籌密算の家元

.....二五二

密策合作者(二五二) 岩倉懷舊記(二五三) 岩倉倒幕思想の進展(二五三) 右思想完成時期(二五三) 岩倉皇政復古議(二五四) 朝廷虚器(二五五) 幕府失敗(二五五) 大政回收の要(二五六) 密勅降下の因(二五六)

六九 建武中興と神武肇基

.....二五七

岩倉同志を求む(二五七) 玉松岩倉の關係開始(二五七) 玉松の進言(二五八) 玉松の出身(二五八) 玉松の人物(二五八) 玉松岩倉の人物に傾倒(二五九) 井上毅の玉松評(二五九)

第十三章 討幕密勅降下

.....二六一

七〇 岩倉村中御門別邸の會同

.....二六一

中御門の急進(二六一) 岩倉刺戟(二六一) 岩倉周邊皆倒幕気分(二六二) 中御門幕藩行動を憂ふ(二六二) 大久保岩倉會見の約(二六三) 玉松起艸議制案協議(二六三) 錦旗製作(二六三) 吉瑞出づ(二六四)

七一 討幕密勅降下の議(一) 二六四

岩倉大久保宛狀(二六四) 二通作文依頼(二六五) 合同大舉議決(二六六) 決議要目(二六六) 大久保の宣旨降下執奏願(二六六) 右別紙(二六七) 物價騰貴(二六八)

七二 討幕密勅降下の議(二) 二六九

幕府の罪惡(二六九) 天下異議(二七〇) 長防再征始末(二七〇) 兵庫開港事件(二七一) 慶喜失應別扶(二七一) 彈劾辭柄(二七二)

七三 討幕密勅降下の議(三) 二七二

將軍心術(二七二) 默止の時機に非ず(二七三) 舉兵の當然(二七三) 右書狀呈進(二七四) 朝廷側の斡旋者(二七四) 幕藩除外(二七五)

七四 討幕の密勅兩藩に下る(一) 二七五

中山の密奏(二七五) 毛利氏官位復舊宣旨降下(二七六) 右宣旨本文(二七六) 長藩に賜へる密勅(二七七) 密勅本文(二七七) 同宣旨(二七八) 攝政不關與(二七九)

七五 討幕の密勅兩藩に降る(二) 二七九

薩藩に賜へる密勅(二七九) 同宣旨(二八〇) 奉命書(二八一) 乙夜の覽に供ふ(二八二) 密勅を長藩主に傳達(二八二) 小松等の歸藩(二八三)

第十四章 大政返上後の形勢 二八五

七六 密勅實行中止の御沙汰書 二八五

朝廷當惑の御委(二八五) 幕府擁護派の勃起(二八五) 岩倉等の對策(二八六) 岩倉吉井會談(二八六) 密勅實行中止の命(二八七) 御沙汰本文(二八七)

七七 渾沌たる京都の形勢 二八八

返上は機先の策(二八八) 武力派の當てはづれ(二八八) 朝廷措置に窮す(二八九) 幕府に賜はる御沙汰書(二九〇) 幕府の伺書(二九〇) 朝廷批答(二九一)

七八 大政返上後の朝廷 二九二

朝廷の痛手(二九二) 二條攝政よりの依頼(二九二) 在京薩藩手薄(二九三) 岩倉の力及ばず(二九三) 近衛氏否武力派傾向(二九四) 近衛忠房談話(二九四) 小松等歸國の原因(二九五) 武力派不振(二九六)

七九 反動の京都(一).....二九六

三藩要人の答申(二九六) 脱走公卿上飯問題(二九七) 外國取扱方(二九七) 現状維持の希望
(二九八) 三浦休太郎答申(二九八) 一切幕府委任の希望(三〇〇)

八〇 反動の京都(二).....三〇〇

反動機運濃厚(三〇〇) 慶喜反動派鎮靜に骨折(三〇一) 反動の反抗者(三〇一) 有志の切商
(三〇二) 従来天皇の御枉難(三〇二) 朝臣彈劾(三〇三) その改悔希求(三〇三) 一種の威
嚇(三〇四)

八一 朝廷側の當惑.....三〇四

朝廷風のまに／＼(三〇四) 佐幕派抗議(三〇五) 將軍辭表提出(三〇五) 朝廷御沙汰(三〇
六) 朝幕關係平々(三〇六) 朝廷人心洶々(三〇七) 一條攝政の當惑(三〇七)

八二 會津藩は斷乎として動かず.....三〇八

朝廷の諸侯召集令(三〇八) 幕府の傍觀策(三〇八) 會藩の藩士戒飭(三〇八) 容保豫感(三
〇九) 徳川慶勝の容保勇退勸告(三〇九) 容保態度の美(三一〇)

八三 京都に於ける會津藩(一).....三一

八四 京都に於ける會津藩(二).....三一四

大政返上賛成難(三一) されど反對理由無し(三一) 後藤の申明(三一) 會津藩の意外
(三一) 異變用意(三一) 一種の油斷(三一)

第十五章 各國使臣への返上通告.....三一八

八五 大政返上を各國公使に告ぐ(一).....三一八

各國公使への通告書(三一八) 従來の非望者(三一九) 慶喜の外交(三一九) 政令二途の憂ひ
(三二〇) 大政返上理由(三二〇) 通告の理由(三二一)

八六 大政返上を各國公使に告ぐ(二).....三二一

別の演述書(三二一) 流言煽動豫防の爲(三二二) 古往の事蹟(三二二) 將軍家の始め(三二
三) 將軍政治の功(三二三) 徳川家康統一の功(三二四) 徳川幕府成立(三二四)

八七 大政返上を各國公使に告ぐ(三).....三二五

舊習廢棄の要〔三二五〕 世界交通國是〔三二五〕 過去の失策〔三二六〕 諸侯中の野心家〔三二六〕 條約履行宿志〔三二七〕 將軍任職の理由〔三二七〕

八八 大政返上を各國公使に告ぐ(四)……………三二八

將軍の節義〔三二八〕 從來の法不適當となる〔三二九〕 新法建設の要〔三二九〕 當今的情實〔三三〇〕 對外策異變なし〔三三〇〕 平生情誼依然〔三三一〕

第十六章 大政返上の反動……………三三三

八九 忘恩の王臣と全義の陪臣……………三三三

大勢挽回派魁首〔三三三〕 右派の會議〔三三三〕 趣意書を頒つ〔三三四〕 德川家の功德〔三三四〕 四〕 寒心時節の到來〔三三五〕 相互決心〔三三五〕 全文骨子〔三三六〕

九〇 水藩主幕府擁護論……………三三六

慶篤答書〔三三七〕 水戸家家風〔三三七〕 草莽不逞の叢謀〔三三七〕 兵力恃むべし〔三三八〕 坂東兵の強〔三三八〕 幕府輔翼の當然〔三三九〕 幕權恢復策〔三四〇〕

九一 徳川氏擁護論の擡頭……………三四一

反動空氣益々濃厚〔三四一〕 松平下總守の賛成〔三四一〕 片桐堀等の賛成〔三四二〕 朝廷召命

近世日本 國民史 明治天皇御宇史 第三册 (通第六十四册計)

大政返上篇

蘇峰學人



第壹章 大政返上論の擡頭

【一】 大政返上と倒幕佐幕の兩黨

昭和十一年九月廿九日、頽齡七十四歳の予は、乾坤清淑の氣を呼吸し、嶽麓の幽莊に於て、靈峰富士と相對し、滿腔の感激もて、大政返上篇を稿し始む。

X

X

X

一 大政返上と倒幕佐幕の兩黨

一

改革運動の轉機

尊皇攘夷は、嘉永、安政の癸丑、甲寅より、改革運動、現状打破運動の標語となり、掛け聲となり、合言葉となり、所謂一箇の生命あるイデオロギーとして、其の力を發揮した。然も慶應の内寅、丁卯に於ては、更らにその大轉機を來たした。それは則ち大政返上である。大政返上とは幕府が二百六十年來、天皇の御委任によりて、天下の大政を總攬したるものを、更に天皇に返上するの意味にして、云はゞ將軍に對する體裁の善き辭職勸告である。即ち云ひ換ふれば、將軍自ら大政を朝廷に返上して、大名並の列に就けと云ふ意味である。

佐幕黨亦現状打破論

抑も現状の維持す可からざるは、天下萬人皆な之を認むるところ。倒幕黨は勿論、佐幕黨でも、其の慣々、濛々者流を除けば、何れも皆な之を認めてゐた。但だ佐幕黨の尤も聰明なる一派は、此際寧ろ薩長など不逞の大名を一掃し去りて、日本を郡縣となし、幕府をして中央集權の下に、其の政治を施行せしめんとするにあつた。而してその爲には、公家や、舊大名を上院議員となし、士民の階級より下院議員を選出せしめんとする意見を懐く者もあつたらしく察せられた。

大政返上

横井小楠が、文久二年の幕府改革の議に參じて、建白したるところを見れば、大政

論の萌し

返上の意味は、其中に尤も多く含蓄せられてゐる。されば大政返上論は、既に其時から萌したと云ふも不可あるまい。但だ合體論は、何處迄も幕府其物を存在せしめて、政權の二元を認めつゝ、之を合體せしめんとしたる點に於て、大政返上論と、其趣を殊にするに過ぎない迄だ。

世は大政返上を期待

されば慶應三年の中期に於て、大政返上論が、土佐人士によりて——専ら後藤象二郎、坂本龍馬等——唱說せられたのは、決して藪から棒の奇論でもなく、創說でもなかつた。云はゞ世の中は、既に其論の提唱を待ち受けてゐた。世態人情は寧ろ其論の出で来るを翹望してゐた。されば一たび其論が出て来るや、倒幕黨も、佐幕黨も、皆な之を驩迎した。

倒幕黨の目算

倒幕黨は、大政返上をもて、決して倒幕の目的を達し得可しとは信じてゐなかつた。然も彼等はそれを倒幕の前提とした。少くとも此の論によりて、現状打破が手始めとなるものと目算をつけてゐた。若し幕府が之に反對すれば、大義名分によりて、直ちに幕府を討伐することが出来る。若し幕府が之に賛成すれば、幕府の政權を剝奪して、更らに第二著の手段を行ふことが出来る。第二著の手段とは、幕府

幕府黨の
目論見

權勢の根據を、武力をもて掃蕩し去ることだ。
之に對して、幕府側にて之を賛成したるは、蓋し彼等惟らく、大政返上と云ふも其
實は空名返上である。將軍が將軍職を罷むるも、二百六十年の累積の勢力は、決して一朝にして崩壊す可きものではない。されば大政返上は名を避けて、實に就く
所以にして、云はゞ責任は之を朝廷に歸し、實權は之を徳川氏に歸するを得可く、
此の内外の難局を切り抜くるには、至極の便法であるものと、其の或者は之を妄
信し、其の或る者は斯くありたきものとの慾望を、強ひて斯くあり得るものとし
て、之を驩迎したものと察せらるゝ理由がある。

同床各夢

されば倒幕黨が之を賛成したるも、佐幕黨が之を賛成したるも、所謂る同床各夢
にて、何れも銘々の都合善き意味もて、之を賛成したるものにして、案外眞劍に大
政返上論其儘にて、一切萬事を解決し去るものと信じたるものは、恐らくは何人
も無かつたであらう。即ち其の提唱者であり、發案者である後藤、坂本の徒と雖も、
恐らくは然らんと思はるゝ。

土佐勤皇
の發生
所論

大政返上論が、土佐人士によりて唱出せられたのは、必ずしも土佐のみが天下の
大勢に通曉し、土佐人のみが天下に向つて、先鞭を著けたものと云ふことは出來
ない。元來土佐の勤皇論は、専ら下級士族、郷士の徒によりて鼓吹せられた。

山内家と
幕府との
關係

山内家其物は、外様ではあるが、六萬石の掛川城主から、關ヶ原役後一躍して土佐
の國主に榮轉した。其の恩遇に對しては、山内家が代々幕府に特別の奉仕を心懸
けたのは、當然過ぎる程當然だ。吉田東洋の如き識者も、尙且つ此の情性から脱出
することが出來なかつたのを見れば、其他は固より論ずるに足らず。山内容堂の
不羈、英邁の資をもつて、遂ひに一生此の繫累を截斷し能はなかつたのを見れば、
如何に其の情性が有力であつたか、判知る。

容堂の態
度

諺に河豚は喰ひたし、生命は惜し、と云ふ。山内容堂の態度が、正しく其通りだ。彼
は恒に外は豪語をなして、現状打破の急先鋒たるが如き見幕を示すが、いざとな

【二】 大政返上論土佐より出づ

二 大政返上論土佐より出づ

五

れば忽ち身を以て幕府對朝廷の緩衝地帯たるの役目を働らきつゝあつたことは、土佐勤皇黨の尤も切齒憤惋したるところだ。容堂が武市一派と相容れず、遂ひに武市其他を慘禍に致したるも、畢竟兩者の相剋に由來する。而して其の相剋の原因は、幕府を度外視したる武市等と、幕府を度外せざる容堂との意見及び感情の相違に、基くものと云ふを適當とする。

後藤と勤皇黨との關係

後藤象二郎は、吉田東洋の義理の姪にして、且つ其の門人であり、云はゞ東洋の衣鉢を相續したる者、而して東洋暗殺の主謀者若しくは連類者としての、武市瑞山及び自餘の獄も、後藤其人によつて斷せられ、現に武市の審問、斷罪の宣告も、後藤敢て自から當りたるほどの漢である。されば彼が勤皇黨と相容れざるは、當然と云はんよりは、固より必然のことだ。

後藤坂本握手

然も彼は卓犖なる海南男兒だ、其の必要に應じては、何人とも握手し、何事をも敢てする漢だ。果然彼は長崎の出張先に於て、坂本龍馬と握手した。坂本は本來武市瑞山の徒であるが、然も瑞山の血迸りて未だ久しからずして、既に後藤と相見て、肝膽を傾けた。而して坂本ばかりでなく、中岡さへも、亦た同様であつた。彼も亦た

瑞山の徒だ。其の日記の慶應三年八月七日の項に曰く、此夜瑞山先生死に臨て從容の事實を聞き、不覺感動と。而して同年の六七月の交には、彼も亦た後藤と頻りに大政返上論を上下してゐる。加之從來武市等の勤皇黨と相容れなかつた乾退助、小笠原唯八の徒、何れも今や勤皇無二の現状打破者となり、乾の如きは薩の西郷と與に、擧兵の密約を締結して、暗に準備中であつた。斯る場合に、後藤、坂本の間に、大政返上論が出で來つたのは、決して瓢箪から駒が飛び出し、灰吹から龍が躍り揚る類ではなかつた。

坂本の大成政返上論

薩長が武力解決に、其腹を決めたことは、坂本等は百も承知のこと。その薩長の聯合も、本を質せば、坂本や中岡の細工と云ふことが出來なければ、骨折によりて出で來つたもの。今更らそれに反對す可き理由もなければ、因縁も無い。けれども坂本は變通を解しない漢ではなかつた。彼は海外諸國の制度に於ても、研究こそしなかつたが、やゝ聞き嚙りてゐた。されば彼は野暮な戰爭などよりも、寧ろ一氣呵成に、局面轉換の手段は無きやと思案し、その結果大政返上論に想到したるも、決して異しむに足らない。而して彼も脱藩の士ではあるが、本來の土佐人である。此

の刹那に於て、徒らに薩長の後塵を拜するよりも、寧ろそれに超越して、大政返上論の大風呂敷に、薩長をも一括し去るの奇策を、土佐より打出するも、亦た一快事と考へたのではあるまい乎。

後藤の活路

後藤は容堂の殊寵を忝うしたる者、彼は能く容堂の心意氣を呑込んでゐる。若し此儘に経過せば、容堂は薩長に極所まで引ずられ、今はの際に到れば、薩長と手を分たねばならぬ危地、若しくは苦境に陥るも測られざるを心配し、宛も坂本と與に、茲に大政返上論の活路を見出したものではあるまい乎。

【三】 西郷と大政返上

西郷の大政返上賛成

西郷は四賢侯會議の結果が、甚だ面白からず、折角春嶽、久光、容堂、宗城等の合議評定したるものも、將軍慶喜及び幕府の要人等は、殆んど之を尊重するの意なきのみか、口上では兎や角云ひつつ、更らに之を實行するの意なきを見て、今は是迄なりと、愈よ其腹を固め、小松帶刀、大久保一藏等と相談の上、親から山口に赴き、薩長

聯合に推進力を加へんと欲し、豫めその事を通知し置きたる刹那、忽ち後藤象二郎が長崎より上京し、大政返上論を眞甲に振り翳して、その同意を要めたる爲め、一議にも及ばずそれを賛成し、その爲め山口行を延期し、若しくは中止したる事情は、既記の通りである。(参照 六三冊四六、四七)

賛成理由

西郷は元來力の信者である。彼は決して空言もて大事を成就する能はざるを心得てゐる。それと同時に力を用ふるには之を用ふるに十分なる理由を必要とする。維新時代には、勝てば官軍、負ければ賊の標語が流行したが、西郷は決して此の標語の提唱者でもなく、隨喜者でも無かつた。彼は決して無名の師を動かすを屑としなかつた。彼が征韓の止む可からざるを確信しつゝ、先づ我が出師に理由づくる爲めに、自から身を挺して、朝鮮人の爲めに血祭りの犠牲者たらんことを期したるが如き、則ち彼が心事の如何を知る可き一大證據である。乃ち此の心事によりて、彼は後藤の大政返上論に賛成したのだ。

方便として賛成

若し彼が後藤の大政返上論に賛成したるを見て、彼が武力解決の素論を豹變し

たものとせば、そは大なる見當違ひである。彼は武力解決の順序として、切言すれば、武力解決に到達する方便として、之を賛成したるのみだ。

後藤の上
京延引

後藤は七月の上旬に高知に還り、容堂に一切を具申して其の裁可を得、やがて再上京する約束であつた。然るに好事魔多く、長崎に於ける英國水夫殺害事件が発生し、それが英土の交渉問題となりて、後藤はその爲めに上京を餘儀なく遷延した。當時西郷が英土の關係に就き、出來得る限りに於て、土藩に便宜を興へ、且つ速かに解決せんことを希望したるは、單り同志の藩として、土藩に好意を表したるばかりでなく、實は後藤をして、速かに上京せしめんことを期したるが爲めであつた。

長州の舉
兵催促

兎も角も西郷は後藤の大政返上論を以て、最後の斷案とは認めなかつたが、最初の皮切りとして、之を試みるに足る方策と認定したるに相違なかつた。然るに後藤の上京は、日一日と延引し、而して上國の形勢は、日一日と危急を告げた。西郷たるものは、徒らに首を永くし、足を敬て、後藤の上京を待ち暮らすばかりでは、到底此の形勢に應ずる譯には參らなかつた。薩に比すれば、長は寧ろ急進論であつ

た。長人の慶應三年の上半に於て、京都の薩邸に在る者、品川彌二郎、上京したる者、山縣狂介、御堀耕助の徒、何れも薩に向つて其の舉兵の期を迫つたに相違なく、云はゞ長人の上京するものは、薩の蹶起を催促の爲めであつたと云ふも、敢て不可なき情勢であつた。

後藤を待
たず活動
開始

當時長藩の立場は、到底幕府と兩立する能はざるものであつた。されば若し薩にして立たざれば、長は獨力もて立つ可く、立たざるを得ざる可き、所謂死地に立つてゐた。死中活を求むるが長藩の藩是であつた。斯る極所に立つ長藩が、薩藩に向つて其の蹶起を催促するは當然である。假令言葉の上に於ては沈黙しても、長藩其物の存在が、薩藩に取りては、既に一大推進力であつた。彼の西郷たるもの、徒らに無爲拱手して、後藤の消息を待つばかりが、能事ではなかつた。此の如くして薩藩に於ては、一方には後藤との相談を利しつゝ、他方に向つては、長藩に向つて、それぞれ活動の準備として、働き掛けを爲す必要を感じ來つた。此の如くして一方には鳥津久光の歸藩となり、他方には大久保一藏の山口行となつた。

第二章 大久保一藏と長州藩 君臣との協約

【四】 長藩と直接行動

長州行動
開始に焦

長州側の人士が、直接行動開始に就て焦躁したる事情は、遂一其の例證を擧ぐる迄もなく、彼等は一日之を緩うするに於ては、一日其患を養ふ所以であると確信したるもの、如くであつた。土方久元の「回天日記」慶應三年八月二十一日の項に曰く、

木戸憤慨

八ツ時(午後二時)より木戸準一郎被召候に付、自分も參殿、御前にて御酒被下候。酒間準一郎頗に慷慨、長藩之王事に力めたるを説き、外人掃攘之事、皇妹東下之事、兩社行幸、馬關砲擊より以來、今日之事に及び。

此れは木戸が長藩の使節として、太宰府に三條實美を訪問したる際、三條延見の

席上に於ての事である。元來過去を溯りて、彼是と言説するは長人の癖にして、就中木戸には尤も其癖が多く、時としては聊か愚痴臭きことさへある程だ。彼が三條の面前に於て、平昔鬱塞せる滿腔の憤慨を吐露したるも、決して異しむに足らない。

木戸論旨

且論じて曰く、今也關東政令一新、兵馬之制、亦頗可見者あり。一橋(新將軍慶喜を斥す)之膽略、決して不可侮。若今にして朝政挽回之機を失ひ、幕府に先を制せらるゝ事あらば、實に家康之再生を見るが如し。今日天下之勢は、山嶺に丸を置くが如く、危機僅に一髮、一轉せば、忽ち千仞の下に直下せん。誰か得て之を支へん哉。唯之を轉ずる者の如何と願而已と。

木戸は新將軍慶喜を頗る買ひ被つてゐる様だが、それはそれとして、如何に彼が自から幕府に對して、其の機先を制することに急であつたか、判知る。而して此れは決して木戸一個人の意見ではなかつた。長藩總體の意見として認定す可きものだ。

木戸坂本
宛狀

尙ほ木戸が慶應三年八月二十一日付にて、坂本龍馬に與へたる一書に就て、如何

に彼の心境が、此の方向に向つて動きつゝ、あつたかを知るに足るものがある。
 (前略)先日、英人サトーと申通辯官の話に、遂々諸侯方も、御上京に相成、御建言も有之候由、乍然定て、公論は被行申間敷、西洋にては古より公論と存込、天下に相唱、不被行とて、其儘捨置候事は、老婆の理窟と申、男子は好み不申、乍去日本、今日之建言と申候ものも、少しは老婆之理窟と申候氣味有之候様覺申候など、談話仕候由、傳承仕候、不覺長歎息、外國一通辯官をして、此語をはかしむるは、列侯は不及申、神州男兒之大恥辱と、老屈生までも、甚感慨悲痛罷在候。

サトーの
刺戟

如何にサトーが西郷を刺戟し、木戸を刺戟し、倒幕運動に油を澆ぎ、薪を添へたるかは、彼が薩長人士と交渉の顛末を見れば、自から分明であるが、それは單にサトー一個の意見でなく、少くとも英國公使館の態度を代表するものと見て、毫も差支あるまい。

山縣また
失機を恐る

尙ほ山縣なども、彼が慶應三年六月十七日京都なる薩邸を辭して歸國に際し、黒田了介(清隆)の送詩に和して、(參照 第二册五一)
 男子何爲歎別離。計謀一定莫愆機。出奇處變回天日。共揭錦旗護帝基。

と詠じたるを見れば、如何に彼が機を待つにあらずして、機已に眼前にあり、希くは其機を愆るなかれと云うたことが判知る。黒田の原作には「事業由來貴見機」と云うてゐるが、山縣に於ては、更らに一步を進めて「莫愆機」と云うてゐる。要するに直接行動開始に於ては、長は急進派にして、薩は持重派である。但だ長の爆發を、薩が其機熟するまで——少くとも薩が其機熟すると認むるまで——之を抑制し、之を鎮撫してゐたものである。然もその機を見るを貴ぶと云ふ人さへも、今や其機來れりとして、愈よ大久保一藏が、山口に使節として乗り込むこととなつた。

【五】 大久保一藏山口に赴く

四侯歸國 その理由にはそれ／＼あつたが、四賢侯の京都會同も、全く不結果に了りて、第一に、山内容堂は慶應三年五月二十七日京都を發し、土佐に歸り、第二に、松平春嶽は八月六日歸國の途に就き、次に伊達宗城も、八月十八日京都を去り、而して鳥津久光も、八月十二日病の爲めに大阪に赴き、九月十五日汽船に駕して歸國した。此の

薩兵一千
入京

幕府の警
戒

如くして京都には四賢侯の隻影さへ無くなつた。然も久光と交代に九月十一日
島津備後——久光の子、現藩主忠義の弟——は、從兵千餘人を率ゐて入京した。此
の如く薩兵が多數入京するに就ては、幕府は其の神經を尖らし、左の如き命令書
を、諸藩の橋本、山崎、四塚、豊後橋、八幡、宇治橋の諸口を守る者に下して、其の警備を
嚴にした。

大久保大
阪發

島津大隅守先日來上京之處、病氣申立、右代として伴島津備後上京之旨御届有
之候間、御警衛所通行之節、姓名相糺爲通候様、尤多人數召連上京に付、銘々所持
來候品心附、且品替之物も見受候者留置可申、無作法之所業有之候は、早速御
目付迄可申出候。尤一兩日前兵庫へ著船、凡千四五百、同勢凡壹萬と申唱候事。
所謂る風聲鶴唳、幕府が頗る戒心する所あつたことは、上記の文字を見れば判知
る。而して大久保の山口行は、實に島津久光の大阪開纜と同時にあつた。大久保利
通日記に曰く、

九月十五日(慶應三年)中將公(久光)大阪御出帆。

三田尻著

一 長州え爲御使者、御同日、豊瑞丸より出帆、同十六日夜三田尻え著艦、伊東藤

俊輔、品川彌次郎同行、品川乗切にて山口え歸る。

元來、六月中旬西郷は親から山口に赴く可く決心して、豫じめ其旨を長藩の同志
に約した。然るに恰も後藤が大政返上論を提げて、長崎より來著したる爲め、それ
が延期となり、而して西郷等も、一時は後藤の返上論に或物を見出す可く期待し
たが、それが思はしくなかつた爲め、愈よ大久保が、山口に出掛くることとなつた。
要するに後藤大政返上論の爲めに、彼是二個月間の山口行が繰り延べとなつた
のだ。而して西郷の代りに大久保が赴くことになつたのだ。

山口に入
る

一 翌十七日御堀耕助、早朝三田尻迄爲出迎、被參、同所四時(午前十時)出立、四字
(午後四時)頃山口え著、今晚木戸、廣澤兩士入來、明日晝後、兩君公(敬親、廣封)拜謁、被
仰付、一同も侍席にて、上國近情、且趣意承知可致と之段承候に付、就風邪氣、月代
浴湯不相調、不敬之容體、君公前え罷出候儀、恐入候間、萬々相斷、趣意之義は、諸先
生え篤と申入、御伺之上、御沙汰可承旨を以、固辭すと雖も、兩寡君安心難、被爲出
來、甚無理ながら、是非くと申事にて、不得止いたし。(原文の儘)

とあれば、規張面にして、恒に態裁整秀なる大久保が、感冒の爲め十分に其の修裝

五 大久保一藏山口に赴く

も出来かぬるを以て、君公拜謁を理りたるも無理でなく、さりとして木戸、廣澤等が強ひて拜謁せしめんとしたるも亦た無理でなく、流石の大久保も、愈よ謁見することとなつたことは、左記によりて知らる。

藩公に關す

一 十八日柏村數馬入來、不快中大儀ながら、是非晝後御對面被成委曲之事情

□□被成度、兩君公より御意之趣承る。

七つ時(午後四時)案内者入來、大山格之助同行罷出候。

一 表御書院にて表通御目見、奏者名披露、一應引取續而罷出、御挨拶、御使者口

上演説、此内兩使之御禮、御返翰不被調候御斷等申上退出、控所え休息。

此處に兩使之御禮とあるは、曩きに木戸、河北が使節として、鹿兒島に赴きたる事を斥したるものであらう。

【六】 大久保一藏山口の君臣に説く

大久保利通日記は、以下につゞく。

大久保尖
戸等に面會

於控所尖戸備前(親基)、毛利筑前(元統)面會挨拶有之。

尖戸備後介(瓊)以下政府惣體、面會挨拶。

却説此れから愈よ儀禮以外の用談となつて來た。

一 於御休息所兩公拜謁

政府一同侍席、委曲言上仕候様御沙汰候間、御上京以來、大略御盡力之次第。

此れは島津久光の四賢侯會同に關する努力其他を云ふ。

幕府公論を拒み、私意増長、遂に決策に及候始末。

此れは倒幕に最後の腹を固めたことを云ふ。

長藩出兵
整進

土佐後藤之首尾、藝藩憤發之次第、無殘處言上、就而は御家之儀、近年來爲皇國艱

難を御一同に引受、數度之御戰爭等、天下に先ち、御實行被爲立候上にて、迎も御

相談も御斟酌に思召候得共、京師之儀は一藩に引受、斃盡して巢窟を挫、禁關警

衛之任可相遂候へども、終を續ぎ、尾を結之義に於て、一藩之微力にては、殘念な

がら見留難相付候付、折柄御末家始、召命も有之候間、御人數被差出、御救應有之

に於ては、爲皇國大慶不過之候段申上候處。

六 大久保一藏山口の君臣に説く

此れは大久保としては、畢生の大雄辯を揮ふたものと想はるゝ。尙ほ御家とは長藩毛利家を斥し、一藩とは薩藩を意味してゐる。當時幕府は長州處分の終りを全うす可く、末家及び重臣を召喚中であつたから、それを口實に出兵して欲しいと云ふ譯だ。

毛利元徳
挨拶

若公(廣封後に元徳)御沙汰に、中將公(鳥津久光を斥す)當春以來御上京、不容易御盡力、乍陰不堪、欣慕、尙亦委曲之形行承知、益感服いたし候。然ば此節之御趣意、一體是迄種々御建言等被爲在候得共、不被行處より、御決策に相成候譯ならんと、御沙汰候間。

大久保極
説

此れは長州世子の語るところ。乃ち此の機會を捉へ、大久保は深一層的論法を用ひて、左の如く極言した。
必ずしも建言之不被行を以、決策と申譯に無之、全體從來之罪跡、顯然不可救之次第は、天下衆人所知、今般列藩之公議、御採用無之に付ては、正否之御心術所分に有之、既に戊午年(安政五年)以來有志の諸藩力を盡し、今日に至り、人事も至り盡し、此上傍觀坐視する時は、他日一層の害を増し候節、如何して可奉救や、實に

皇國之倒るゝを見に、不忍、赤心より不得、止次第之趣きに出候儀と申上候處、如何にも決策の趣意に出、尤之御趣意云々、其餘御推問も條々被爲在候得共、略す。惟ふに大久保の堂々たる莊重、凝熱の辯説には、毛利父子は勿論、一座聳聽したものと察せらるゝ。

木戸策を
問ふ

御動坐の
用意

木戸曰、實に不容易趣に相伺候。就ては、御策略之次第、自ら御内決も可有之、如何御手を被下候や。曰、其儀は尙期に臨て精微を可盡候得共、大凡之筋は云々申演。木曰、實に御大事之御事に候。決舉之上は、時宜に依、御動坐も可被爲在御儀と奉存候。何方に御供奉被成候哉。曰、其節之時宜に依ては、地之嶮に據候事も可有之候得共、約り浪華に御遷坐被爲在候御事に奉存候。木曰、兎角難を以て論じ不申候。而は、相濟不申候。若決舉之上、幕府夷と固結して、攝京之間に難被爲在、暫時僻遠の地に、御潜行不被爲在候ては、不叶時宜も可有之、其節は何れの地に御供奉可被爲在哉。曰、其時宜に依りては、寬(緩)急も可有之候得共、勤王列藩之内、可然地形相當之處に、御動坐、同盟之藩々警衛、時宜を見合候外無之、其餘細事略す。

木戸の用
意周到

流石に木戸である。用意周到だ。同時に如何に薩長の巨頭等が、武力解決を主張し、

若しくは決心しつゝも、其事が頗る危険であり、艱難であり、全く一六勝負にして、決して尋常一様の事にあらざるを豫期したることが判知る。

【七】 大久保使命を全うす

大久保の日記は、以下つゞく。

問答終了

木(戸)同席に向て曰、御一同御尋問之廉は無之哉、吾(大久保)曰、無御伏臈御一同之

教戒を蒙らんと。一同曰、なしと。此時一同退坐。

何れも木戸の質問と、大久保の答辯とによりて、一點の疑も剩す所なく、青天白日を見るの感ありたるものと察せらるゝ。

兩君侯挨拶

兩君公(敬親、廣封)御沙汰に、逐一言上之趣、御聞届被遊、實に不容易議と思召候。全體是迄爲皇國聊御誠心を被盡候得共、精神之足らざる故か、天幕之御譴責を蒙り、實に遺憾に不被爲堪、依而今日之行掛にては、境外に出兵と申事、萬々難致候得共、併ながら朝廷之御危急と申すときには、決して傍觀坐視難致段は、兼而父子

之趣意に有之、然るに不容易御大事之儀承候上は、幸に召命之面目も有之候付、末家は惣體病氣に付家老一人え、聊ながら人數差添可差出、實に弊藩人數は不行届者而已にて、逆ても助勢にも不相成、却て邪魔にも可相成と汗顔候得共、其段は汲受吳、宜敷御頼被成候。

薩長出兵口實

以上は毛利父子の大久保に向ての挨拶だ。此れは恐らくは眞肝を吐きたるものであらう。尙ほ幕府の召命とは、七月廿四日幕府より藝藩主に向て、長防之儀、早寛大之處置可取計旨、從御所被仰出候に付、申達候儀有之候間、末家之内一人、吉川監物並家老一人致上、阪候様、毛利家え可被相達候とあるを云うたのだ。此の召命は、薩長倒幕黨に向つて、備強の口實を與へ、それを奇貨として、長兵を上國へ繰り出す譯合となつたのだ。

主上奉護の重要

左候而手拔は萬々有之間敷候得共、禁闕奉護之所、實に大事之事にて、玉を被奪候ては、實に無致方事と甚懸念思召候。返す／＼も手拔は無之筈ながら、別而入念候様、御頼被成候云々。曰死して以てコホは盡し奉る格護(覺悟)に御座候云々。平伏多謝。

此れは毛利藩主が念に念を入れての注意を、大久保が生命がけで受合つたる一件だ。玉とは申す迄もなく至尊の御事だ。至尊を幕軍に擁し去らるゝに至りては、萬事休矣であるから、特に斯く申したものだ。其處は勿論藩に於てもぬかりのある可き筈はない。

敬親短刀を賜る

老公(敬親)御沙汰、實に大儀に思召候。此節は遠方迄入來、爲大事盡力感佩に不堪。此品如何に候得共、差料を遣すとて、御手づから短刀を賜る。(來國後在銘折紙相附)若公(廣封)曰、云々、是迄中將公(島津久光)御盡力之次第、且御贈品之御禮等御沙汰。御兩殿様に御贈品、備後(尖戸)殿に同斷被進候段、承知退出。於控所御膳被下、暫時休息。

此間木戸、廣澤、御堀出會、尙精細を談ず。船一條等相談有之。

船一條とは、是れ出兵に關してのことであらう。

饗應款待

亦々兩君公於御休息所、一同侍席御酒御肴等被下候間、罷出候様と之事にて罷出候。御手厚御饗應なり。夜半退出。

午後四時より夜半までの應接にて、大久保が長藩の君臣に向つて語る所の、如何

伊藤長崎行

に委曲周到であつたかは、固より云ふ迄もなし。此の如くして彼は全く其の使命を達し得たのだ。

一 今日伊東(藤)俊輔崎陽に出立。

大久保と上國より同行したる同人は、長崎へ去つた。此れも勿論直接行動に關する用務であらう。

一 十九日今日迄は滞在いたし、是非諸事談合可致との段承候得共、相斷候。晝後より宍戸備後介、柏村、木戸、廣澤、御堀參集、別紙條約書相渡、用談終而及離杯。七時(午前四時)時分より、旅宿に引取、各見立有之。早駕に而山口表出立。

此の如くして大久保は、其の使命を全うして、愈よ山口を出立した。而して彌よ薩長の提携は、靜的より動的に向つて回轉を開始せんとしつゝ、ある否な開始した。

第三章 山口協約の委曲

【八】 大久保一藏山口行途中よりの書翰(一)

大久保一藏は、山口に乗り込み、其の使命を全うした。恐らくは大久保と木戸との相対的交渉は、若し此時から始つたと云はずんば、それに幾きものであつたらう。而して此の兩人は、不思議の運命にて、時に順縁となり、時に逆縁となり、互ひに交渉より交渉を續けて、自他の一生を始終した。

田尻箕田宛状

話題一轉、彼が使命を奉じて山口に赴く船中より、在鹿兒島なる田尻務、箕田傳兵衛への慶應三年九月十六日付の書翰は、彼が時勢に對して如何なる觀察をなしたつ、あつた乎、將た如何なる事情の許に、此の使命を奉ずるに至りたるかを知るに、尤も必要なる文書であるから、左に之を掲録する。

中將様(島津久光)御乗船後益御機嫌克被爲遊御坐、御容體何も御障り不彼爲在

早目決擧の要

候御事と奉恐察、御同慶奉存上候。志度ヶ浦に(講岐)御碇泊被爲在候はば、御伺奉申上合にて見合、船泊仕候へども、御通抜け相成候故、兼て御談申上置候通、中關を指通り抜申候。尙精々差急候様、乗頭へも分而達置候間、少々相後れ可申候へども、佐賀關御碇泊中には、是非やり付可申と奉存候。

此れは島津久光と大久保とは、何れも九月十五日大阪を出帆して西下したから、斯く云うたのである。御容體とあるのは、久光が脚氣病にかゝつてゐたからだ。

一 於浪花御評議相成候條々、尙亦於船中黒田杯談合仕候處、小生長に差入談判之上、十分同意、京地切迫之事情汲受、此上は片時も早目、掲旗處急務に就き、彼方速に人數出張に及都合にも候と之事、御國人數待合之事は強て不申入方可然。如何となれば御解纜後、又模様一變いたし候も難圖、一日を延し候へば、一日の害を増候時宜に御坐候故、片時も早目決擧に及候處を主とする之趣意に御坐候。

此處に黒田とあるは、黒田嘉右衛門(清綱)のことだ。彼は久光に隨行して、出兵と藩主忠義の上京懲逆との爲めに、鹿兒島に赴きつゝ、あるのだ。而して此の一節を見

れば如何に大久保が直接行動に熱中したるか、判知る。此上は片時も早目、掲旗處急務」と云ひ、片時も早目決擧に及候處」と云ひ、沈毅持重を持前とする斯人にして斯言あるは、實に容易ならぬ形勢と云はねばならぬ。

乍去夫は先方模様次第之事にて、彼是當月中限り候場合に可相成、左候へば御國人數之處も、宜敷時分に打合可申と被考申候。何分にも早々御繰出被下候處肝要奉存候間、黒田、堀など種々及談論候付、御聞取之上、宜敷御盡力奉願候。

「先方」とは長藩、御國とは薩藩、而して大久保の主旨は、「早々御繰出」の一句にある。

失機の不
可

三田尻に出懸け候上之都合旁引合も可有之、若機に後れ候節は、餘程之難事と被存、成程惣差引之任は、御談にも相成居事に候得ども、大山格之助一應博多迄、報知之上、直様入長、三田尻に差越、御國人數待受候都合に談置申候。左候へば假令長兵出張跡にもせよ、都合よろしく候事と相考申候。

薩長兩藩出兵に關しての相談についてのこと、何れも三田尻をもて、其の仲次處と考へてみた。

軍艦買入
策

一 船中にて尙又伊藤俊輔咄承候處、崎陽に段々軍艦賣船參居候由、一艘は英

にて製造いたし候新艦にて二十萬兩餘、一艘はアメリカ之古船にて候由、直段は八萬兩位と申事に御坐候。格別痛損も無御坐候て、大砲も相備、數度戰爭に相用候程、格好日本には似合候と之事に御坐候。右新製は餘大に過ぎ、固より直段格別にて、逆もいたし様も有御坐、まじく候へ共、古船之方八萬兩位にて候得ば、是非御取入相成、太守様御出馬之御用途に、相備候様有御坐、度奉祈念候。

此れにて先掲〔參照〕七伊藤の長崎出張の理由が分明する。彼は恐らくは大久保の依頼を受け、此の際汽船買入に關する用向をもて、長崎へ出掛けたのであらう。假令そればかりの事ではなかつたにせよ、それが一つの目的であつたと推察す可き理由がある。

【九】 大久保一藏山口行途中よりの書翰(二)

軍艦乗用
の要

問題は長崎に於ける米國古軍艦購買の一件だ。

是迄之世態とは格別致相違、爾後蒸船にては君侯をして危地を踏しめ奉り候

九 大久保一藏山口行途中よりの書翰(二)

事は萬々不奉堪恐惶次第乍去皇國之御爲中々御傍觀不被爲出來御時宜合に就ては是非臣子之任を以て盡し不申候ては不相叶次第と奉存候通例論を以ては當分之御國柄にては逆もいたし様無御坐長大息するより外無御坐事候へども最早皇國之御安危御國家之御存亡に可相拘御大事之今日にいたり候而は今一層臣子死力を盡し候地にいたし度ものに御坐候御國家とあるは薩藩を云ふ今日の場合藩主を武裝せざる蒸氣船に乗せるは危険であるから是非軍艦に乗ずる様せねばならぬとの意味だ

獻金催促案

御危急ノとは乍申一同(三字不明)にても迦すと申位には未だかと被存申候間今般無御據御次第柄にて爲皇國御國家不被顧御盡力被爲在候付ては段々是迄王事に御盡し且御軍務に付莫大の御費用にて別て御疲弊之折柄に付志有之ものは金納仕候様御達様も可被爲在ものに無御坐や

軍艦買入方法

此れは盡力ノと申しても今日危急の場合未だその盡力が十分で無いされば尙ほ此上盡力が必要だ乃ち此際獻金を促がす方法は無きものにやとのことだ未御寶藏は二三萬は御在合可被爲在且は平運丸も三四萬兩位は随分いたし

買入談取り要

可申候間當坐如何様共取計を以當年中之限を以内金を以御買入相成候様御談判可相調ものに被相考申候

如何様にもして内金でも入れて此の軍艦を購買したきものとのこと

就ては兩君京師之情實切迫の模様御同苦仕候事にて軍艦之事は追々啻合も申上未之儀御坐候間此一條は御引受御盡力崎陽の方へも兩君之内御一人御出張是非御やり付被下君公御出馬之節は軍艦より堂々御出張被爲在候様有御坐度奉祈候

此れは箕田傳兵衛か田尻務か何れか長崎に出掛け此の談判を纏めて貰ひたいとのこと

天幸の賣

實に斯る時節右賣船在合候事は偶然ならざる事にて天幸とも可申しかるに其盡力不調して看々堅牢ならざる商賣船を以て危地を踏しめ奉り候儀臣子之重罪と可申候例令は父母の病に妙藥ありといえども高金なるを以て服せしむることを得ざるが如し豈遺憾ならざらんや

軍艦の重

如何にも痛快の比喩だ要するに大久保は薩藩の爲めに軍艦を必須と認め當時

の俗論をして、口を藉くところ無からしむ可く、單に藩主一身の安危に就て、斯く論出したのであらう。彼は其の藩主に對しても、斯く考へたのであらうが、同時に軍艦を所有することが、今後の直接行動に、重大なる干係あることを認めたのであらう。

良器入手の益

況今良器械、彼に被得候へば、制を受、我に得候へば、我彼を制す。得失皇國安危存亡之所係、又大なりといふべし。何分御熟慮之上、可然御周旋之ほど奉_レ合掌候。此れにて大久保の本意が分明した。此の軍艦を幕に得せしむれば、幕の利薩に得せしむれば薩の利乃ち此の如く得失判然たり。故に此際は萬障を排して、も是非之を購求せよと云ふのだ。當時大久保の胸中は、武力解決の一點に存してゐた。彼は決して後藤の平和解決に信賴するほどの理想家ではなかつた。彼は飽迄實際家である。故に斯く懇々切々に此事を藩地の責任者に申送つたのだ。

【10】 大久保一藏山口行途中よりの書翰(三)

書簡は既に終りに近づいた。

臣子斃而可止之時

右談合趣、且愚慮之次第、御示談爲可_レ申上、如此種々不義之失言、如何と不堪畏縮候得共、實に皇國之御大事、且御國家之御危急、臣子斃而可止之時に當り、趣意包藏可_レ致筋にあらず、自ら兩君飽迄御含被爲_レ在候儀と奉_レ存候へ共、尙奉_レ願度、如此御坐候、御叱留可_レ被_レ下候。其餘黒田、堀より委曲可_レ申上候付、御聞取可_レ被_レ下候。尙長之形行は、申上候様に仕候。頓首敬白。

九月十六日

船中認

大久保一藏

田尻 務様

養田傳兵衛様

御連名御免

此一書の效果

大久保の此の船中からの一書は、愈よ其の効果を見、遂ひに長崎英商より之を購求することとなつた。大久保は更らに本書に別啓を添へてゐる。

右別啓

別啓

太守公(忠義)斷然御出馬御決定、下々一同奉畏伏候様御確定の處、肝要之事にて、御内評有之通之事に御坐候間、尙差含御盡力奉祈上候。是非明白に御書取にて、も被相下度奉恐願候。其邊御談合可被下候。右御治定に付ては、堀、黒田など込入候と申は、今般二丸御出立に付ては、皆々御揃にて、諸事省略之事も取調申上候通よりも、返而斷然御省相成候間、別而致安く候得ども、乍恐此節之處、左様に參兼候かも難圖と、心配之様子被察申候。しかし是は今度中將様御出立通よりは、尙軍事一篇に御出立無之候ては、不相濟御事に御坐候間、其邊は萬々懸念も有之まじくとは申置候へども、宜敷御舍居御盡力可被下候。今度重富公子(島津備後)さえ返而御道具等多く有之たるやに、被聞申候。甚だつまらん次第、畢竟御附が宜敷無之事に御坐候。少々御失徳相成事に御坐候。乍餘事、爲御舍申上置候。已上。

十六日

大久保一藏

兩君

右主旨

此の主旨は、(第一)藩主出馬に附ては斷然其の旨趣の徹底する様、告示を一藩に下せとのこと。此にて如何に薩藩内にも、尙ほ異論者の存在したるか、推察せらる。長藩では藩内に於て、既に干戈をもて、異論者を退治し去つたが、薩藩では、未だ其事に及ばず、されば當時に於ては、長藩よりも、却て薩藩の方が、出兵に付ては、面倒が多かつたかも知れない。(第二)は藩主の出馬は軍務上のことであれば、極めて質素を必要とする。既に久光の上京には、久光自身が、豫定以上に省略を旨としたが、島津備後(参彦)の上京に際しては、却て久光よりも、仰山であつた。此れは失徳である。故に藩主の出馬には、別して其邊の注意が必要だとのことだ。

軍艦購入
實現

扱て大久保の勸説したる軍艦購入は、愈よそれが實現した。

慶應三年十一月三日、長崎に於て英船「キヤンヌー」を購入し、春日丸と命名す。恰かも薩船平運丸同港にありしかば、士官は其試運轉を見學せり。唯其速力の迅速なるには、一驚を喫せざる者なかりしといふ。斯くて松方助左衛門(正義)は乗頭として、一切の授受を了し、同月八日午前八時、長崎港を出航せり。同船には新

一〇 大久保一藏山口行途中よりの書翰(三)

三五

納刑部、岩下、佐次、右衛門、其他佛國のモンブラン、外八人許（陸軍教師及び鑛山技師）同乗せり。而して本船は午後十時頃鹿兒島に着せり。（薩藩海軍史）

春日艦の殊勳

而して此の春日艦が、戊辰の戦争に、殊勳を奏したるは、昭著の事實にして、流石に大久保には先見の明ありと云はねばならぬ。

【二】 山口行の始末に就き大久保一藏の報告書（一）

間接に久光に報告

大久保は其の約束通り、山口行の始末に就き、更らに之を鹿兒島なる田尻務、養田傳兵衛に向て、九月廿九日附にて報告した。兩人は鳥津久光の側役にて、兩人に報告したるは、間接には之を久光に報告する所以、且つは藩廳に報告する所以である。既に同人の日記によりて、一通りは記載（参照五七）したが、尙ほ復た之を掲ぐることにする。

冒頭

秋冷相募候得共、於御地御兩殿様益御機嫌克被爲遊御坐、恐悅奉存候。中將様（久光）にも海上御都合克被遊御著船、追々御病氣も（脚氣）御快方被爲向候

御儀と、御同慶奉存候。次に御兩君御安祥被成御奉務奉大慶候。隨而小子事去る廿三日（慶應三年九月）歸京、碌々在勤仕候間、乍憚御降慮可被成下候。

此れは冒頭の常文句。

毛利氏君臣に關す

長表形行大略彼地より申上候間、相達候様奉存候。去十八日於山口兩君公（毛利敬親、同廣封）拜謁被仰付、家老政事堂、穴戸備後介、木戸其餘人數惣體侍席にて、趣意御聞取可相成との御事故、先づ御上京以來御盡力之次第、幕府公論を拒、私意増長、不得已決策に及候始末、土藩後藤議論之首尾、藝藩憤發之次第等、近情無殘所言上。

此れは鳥津久光の慶應三年四月上京以來の周旋より、一般の形勢を縷述したる次第を云ふ。

演説の要旨

就て御家（毛利家）の儀は、近來爲皇國艱難を一國に御引受、數度之御戰、天下に先ち御實踏被爲在、御相談被遊候も、御氣之毒思召候得共、京師の儀は、一藩に引受斃盡して、巢窟を碎き、禁闕警衛之任、相達候格護（覺悟）に候得共、終を繼尾を結之大事に於て、一藩の微力にて、乍殘念、見留難相付候折柄、御末家始召命候名も有

一 山口行の始末に就き大久保一藏の報告書（一）

之に付、早速人數被差出、御救護被下におゐては、爲皇國大慶不過之之思召に付、右之趣、委曲言上、御相談可申上、奉命之趣を以、致演説候處。

以上大久保の演説は、殆んど日記の文句と同一である。

毛利元徳
沙汰

若公(毛利廣封後元徳)御沙汰に、中將公(島津久光)當春以來御登京不容易、御盡力被爲在、爲皇國乍陰不堪、欣喜尙亦委曲之形、行承知いたし、益々感伏致、然ば此節之御趣意一體、是迄種々御建言等被爲在、不被行處より、御決策に御決定之譯ならんと、御沙汰候間、必しも建言不被行を以、決策と申趣意に無御坐、全體幕府從來之罪跡顯然不可救之次第は天下衆人處知、今般列藩公議御採用無之は、御心術の正否依而分る、所既に戊午(安政五年)以來、勤王之諸藩、皇國今日之大難あらん事を憂ひ、東西奔走して、不得止今般之一舉と相成、人事もはや至れり盡せりと申べし、此上苟も安を偷、傍觀默止する時は、暴政如意に相行、皇國之覆滅、日を待ざると可申、其節に至り、可奉救術を失ひ、皇祚之倒る、を見るに不忍、赤心より義決仕候趣意に御坐候段申上候處。

大久保返
駁

如何に大久保の所説が、剴切痛絶であつたかは、以上によりて、十分推測が出来る。

長藩の君臣、何れも聳聽したであらう。

侍坐人數
退散

如何にも御尤之御趣意云々、外少々之御推問は略す。木戸より二三ヶ條質問有之候得共、略之。決策之節、何れ之策を以、手を下候や、御動座は何方、及軍配等之事件にて、兼て内評之趣を以、相答別段異論なし。木戸より一同へ質問之有無を問、一同曰なし。此時侍坐之人數退散。

眞に一瀉千里の勢がある。

【二】 山口行の始末に就き大久保一藏の報告書(二)

毛利兩君
公挨拶

兩人を近く被召、兩君公御沙汰、逐一言上之趣、御聞取被遊、實に不容易思食候。全體爲皇國聊御誠心を被盡候得共、御至誠之不行届故を以、天幕之御譴責を蒙り、實に不堪遺憾、仍而今日之行掛りにては、境外に出兵と申事、萬々難被爲調妾に候。

兩人とあるは、大久保一藏と、大山格之助(綱良)のこと。兩君公は勿論毛利敬親、廣封

親子だ。先づ現状に付き謙辭を叙す。

長藩出兵
承諾

乍併天朝之御危急と申すにては、決して傍觀難致段、兼而御父子之御趣意に被爲在候。然ば不容易御大事、御承知被遊候上は、幸に召命も有之、末家は總體病氣に付、家老へ聊ながら人數差添へ可差出、實に不行届者のみ助けに相成候事は、扱置、邪魔に可相成と、汗顔思召候得共、此段汲取、宜敷御頼被成候。

此れは毛利父子の語る所、大久保等の使命は、此れにて貫徹した。

短刀拜受

萬々手拔は有之間敷候得共、禁闕守護、別而御懸念思召候間、幾重にも入念吳候様、御手厚御沙汰にて、御差料之短刀、御手から拜領被仰付候、平伏拜謝。中將公(島津久光)より御贈品之御禮、且是迄御盡力之勞を被謝候、御口上再三承知仕退出。

此れにて大久保も使命を完了して、寔に面目を施した。

御酒被下

一 再於御休息所被召、御酒被下、一同も侍席、御手厚御饗なり、夜半退出。

出發期日

一 出發期日之事は、藝使著之上、決定可仕候得共、御國人數三田尻に立寄候迄、是非待受候との事に御坐候。

御國人數とは、薩藩人數のこと、即ち薩兵の三田尻著を待つて、與に偕に上京せし

むるとのこと。

大久保大
阪に歸還

一 十九日七つ時分(午後四時)山口發足、於宮市驛、藝使植田乙次郎、今朝當所著にて面會、尙亦委曲及談合候間、何も異狀無御座、廿日山口え差越、諸事及決定候との事にて、同夜相別、翌廿日晝時分、乙丑丸より出帆、廿二日曉浪華に著仕候。

藝藩亦一
味に加は
る

當時藝藩は薩長聯合に参加してゐた。大久保は八月十四日、已に京都に於て、辻將曹(維岳)、植田乙次郎等を説き、藝藩をして、一味に加入せしめたから、山口より歸京の際には、宮市驛にて、植田乙次郎と會見し、舉兵に就て、打合を爲したものと察せらるゝ。

長藩使待
遇の参考

一 右形行之大略に御坐候。最早跡越には候得共、又々彼地より御使等も難圖候故、御見合之爲め御含迄申上越候。最初於御書院表通、御目見奏者名披露にて其ま、引取、又々押返し、兩人相揃罷出、御前近く被召候間、表通御口上、此内遠方迄御使者並御送物被遣、且又就御病氣、御返翰被爲、調兼候御斷等取合、及演説退出仕候。

此れは萬一更らに山口より使節の來る場合を慮かり、其の待遇の參考として、斯

く書き送つたのだ。

長藩陣
打合

一 太守様御出馬之節、依模様時機御見合可被遊候儀は難圖、自然其節御領内へ滞陣御願申上候事も可有之候付、兼て御心得被下候様於長藩談判仕置申候、尤藝州之方も同斷申入置候、爲御見合申上置候。

一 爰許別に申上候程之義も無之、矢張取りく之説は、益々紛々に御坐候、

右通之次第故、攝海へ著船、今日はくと相待候而已に御坐候。

右形行申上度、草々如此御坐候、尙追々可申上候。

九月廿七日

大久保一藏

田尻 務様

蓑田傳兵衛様

人々

追而御地御著後の御模様、如何可被爲在候や、是のみ始終奉案煩候。

上方の待
遠しがり

上方に於ては、只だ一日も速に薩長の兵の到着を期待してゐたことは、攝海へ著

船、今日はくと相待候而已に御坐候との一句にて盡してゐる。けれども直接運動の本家本元と云ふ可き薩藩でさへも、鹿兒島では随分有力なる反對論ありて、容易に藩主の趾を擧ぐることは出来なかつた。

【一三】 大久保使命に付長藩側の記事(一)

山口協約

尙ほ大久保が、山口に於て、出兵に對して協約したるものは、左の通りだ。此れは九月十九日、宍戸備後助、柏村數馬、及び木戸、廣澤、御堀と大久保、大山等との間に會商したるものにして、大久保が執筆したるものだ。

一 國元より今般繰出候軍兵一應三田尻え碇泊、御引會可申上候事。
但爲差引、大山格之助來二十五六日頃より罷出、三田尻へ滞在可申候事。

一 於尊藩國元よりの軍兵、三田尻え著船迄は、御待請相成、同時御出張の運に致し、弊藩軍艦二艘の内、一艘一日先に攝海へ著船、注進の事。

但大阪まで一人差出置候事。

一三 大久保使命に付長藩側の記事(一)

- 一 惣軍は翌日夜中攝海え著船の都合に致し、其翌晩を期限に可相定候事。
- 一 大凡當月中を期候得ば、其上の時日は、進退時機に應候事。
- 一 但期限内たりとも、不得止節は同斷たるべき事。
- 一 寡君出馬の節、京攝模様を依時機を見合候事も難圖、其節は自然御領内何方なりとも、滯陣御願可申上儀も可有之候事。

別件

華城攻入時期

華城攻撃の儀は、京都に於て、一舉相濟候時刻を計り、少し後れて攻入候都合可然歟

以上によりて見れば、大久保等當初の目論見は、九月一杯に薩兵も三田尻まで來著す可く、その肝煎の爲めに、大山は再び九月廿五六日比には、三田尻に來ることとなつたのだ。然も鹿兒島の事情は、出兵遷延を餘儀なくせしめたことは、別に記する所あるであらう。

柏村數馬日記

尙ほ柏村數馬の日記によりて、大久保使命の件に關する記事を掲げんに、曰く、

- 一 一藏(大久保)格之助(大山)申上大略左之通。

薩土意見の相違

一 備後殿(島津珍彦)御上阪に付、隅州公(島津久光)御歸國之由。

一 土藩後藤象二郎出京、先達同氏建築、歸國之上盡力仕候へ共、一藩の公論と不相成、いづく迄も舌戰の積りに付、右にては薩論と不合に付、薩一手にて決策通可及一舉と申切候處、象二郎尙在京、同藩人はいづれも協力可致との事にて國元へも人數被差登申候様、申遣候得共、屹度罷登り候程は難計由。

此の一項は、大久保の日記にも、書翰にも漏れたる重要な件にて、之を見ても如何に上方に於ける薩藩の議論が、後藤の平和解決論に、餘り信用を措かなくなつたか、判知る、いづく迄も舌戰の積りに付、右にては薩論と不合の一句にて、薩と土との意見の相違が分明だ。

薩藝打合

一 藝藩へも今一應書面を以、切迫に突込、採用無之候得ば、可及干戈との國論に付、逆も口頭書面上には貫徹不仕に付、詰り干戈と申事ならば、薩の見込決策の次第を及内談候處、同意にて戮力同心、一同相發し可申との事に相成候由。

此れは藝州との打合の事に就て、大久保等の語るところ。此れも亦た大久保所記の遺漏を補う可き一節だ。

藝世子一
應引揚

一 藝世子公(淺野茂勳後に長勳)には、一應御引揚相成候得ば、兵隊五百人被_レ殘置、此内今五百人罷登候。世子公御歸國の旨趣は、京師に事變出來候時は、藝國へ軍勢差向候は、必然に付、御領内御手當向の事に有_レ之候由。

此亦た前節と同様、大久保所記の遺漏を補ふに足るものだ。

一 當月中を期限にして、時機を見合、兼て手配の次第を以、及_レ舉動との事。但策略は先に兩人承りの通。

薩藝兩公
入京豫定

一 一舉動後、薩藝兩公兵隊五百人引率上京の積り。

一 此御方御家老被_レ差登候節は、藝より兵隊五百人被_レ差添上坂の筈。右之通兩人(大久保、大山)より申上候間、此御方御内決之趣、此度御家老被_レ差上候付、少人數ながらも、家老爲_レ守衛被_レ差上候付、萬一京師變動、天朝御危急之節は、家老見計を以、御守衛相動候御内旨、委細被_レ仰聞候。

土佐論
すに信賴せ

以上柏村數馬の所記と、大久保の所記とを對照すれば、大久保使命の全面が遺憾なく明瞭となつて來た。當時薩人が土佐論に賛成したのは、言論戰の背後には、武力戰あるが爲めだ。然るに一切武力戰を除却したる言論戰は、逆も見込が無かつ

た爲めに、土佐論には、全く手を切つたのでないが、九分九厘まで信賴するところ無かつたのだ。

【四】 大久保使命に付長藩側の記事(二)

柏村數馬の日記は尙ほつゞく。

控席へ退坐、準一郎(木戸孝允)へ相話置候大略。

薩船借用
の約

一 來る二十五日頃(慶應三年九月)薩藩兵隊乗組、軍艦一艘外に此御方御借用之分とも、三田尻へ寄港、御家老發途用意相調候得ば、直に拔錨、此御方人數及藝藩人數乗組の軍艦より、一日先き著阪の都合、此時は此御方軍艦は、狭少に付、薩に不用の艦有_レ之候は、借用相叶申間敷哉と、準一郎より及_レ内談候處、豫て城下に急用便の爲、二艘繫留に付、用立可申との事に付、左すれば、此御方人數乗組の儀に付、當方の旗號建候故、此段乗組士官衆中へ御納得被_レ下候様、御移示被_レ成置度旨、及_レ挨拶、若御家老發途、用意半途に候は、三田尻へ滯泊、用意相調次第出港

の筈。

長兵の上阪は、政府から家老召喚を好機として、その護衛若しくは隨行を口實とする事となり、而して其爲めに薩摩の船艦一隻を借用することとなつたのだ。

長兵大阪
刻入りの時

一 右軍艦著船見届として、京都より一人、大阪へ差出置、長藝人數著阪翌晩を期限に、決策之通可及舉動、尤も長藩乗組軍艦は、可相成夜中著阪候様致度との事。

彼等は尙ほ幕府に對して、憚るところあつた。是を以て長兵の大阪著港を夜中と期したので。

一 時機相迫候得ば、右に不拘發動之都合、萬一大風波にても、薩艦三田尻著港隙取候時は、藝と申合、兵庫迄上り、相待居候様との事。

若し萬一薩艦來著が遅るゝに於ては、長兵は藝兵と申合せ、兵庫まで先發して、之を待合はす可しとのこと。

一 薩公(島津忠義)御上阪の積りにて、御發船後、萬一彼地の形勢に依り、尖に著阪難相成節は、暫御領内へ、御滯留の儀も可有之に付、兼て相頼置との事。

五卿移轉
案

上國異動後、遂に依り、五卿方、此御方へ御移轉之儀も可有之に付、同斷。

此れは當時太宰府にある三條以下の五卿は、形勢の推移如何に依りては、重ねて三田尻方面へ移轉の都合あるべしとのこと。

主上御勅
坐豫想

之を要するに當時大久保、木戸等の打合せは、決して一舉にて直ちに其志を達成し得可しとは考へてはあなかつた。彼等は隨分幕府の抵抗力が、頑勁に、且つ強靱である可きを豫想してゐた。されば萬一の際には、主上の御勅坐さへも、餘儀なきこととして、その評議をした程であつた。(參照 五一二)

長藝協議

尙ほ既記の如く、大久保一藏は九月十九日、宮市驛にて藝藩の使者植田乙次郎に面會し、二十日長藩汽船乙丑丸にて東上し、大山格之助は、馬關を経て太宰府に赴き、五卿に見え、二十五日比には、再び三田尻に來る筈であつたが、植田乙次郎は、二十日山口に來り、長藩の要人等と協議する所あり、長藩では薩藩と協約したる條項を示し、仍りて長藩は幕命に應じて老臣を上阪せしめ、藝藩世子(淺野長勳)之を誘導するの風を裝ひ、出兵するの事に決した。其の協議書は、左の如しとなす。

右協議書

一 薩兵三田尻へ著艦の上、弊藩(長藩)の船出帆、一同罷登可申、貴藩の御船は御

手洗にて御待合の事。

但來二十五日、六日頃、此度御上阪御人數の内、御一人三田尻へ御出諸事致御打合、弊藩船にて、御手洗まで御出の事。

薩船著次第、弊藩より御藩(藝藩)に飛脚を以、御注進可仕候。

一 薩船二艘(内一艘は、弊藩借受の管)の内一艘は、一日先に攝海へ著、御藩並弊藩の船は、其翌日夜中著船と申邊、浪華にては、人數彈藥揚陸等、混雜は致間布哉。

但本文の次第に付、貴藩の御人數三ヶ一は、直様浪華へ御著相成、残り御人數並弊藩人數は、西宮邊揚陸時機を待受候ては如何哉。此條本文の通實地の模様により、京都より報知可有之。

一 貴藩御船著阪、直に弊藩家老此度御達の趣を以、西宮へ著船の段、幕府へ御達し被下、且浪華にて、孰の所へ著可致候段をも、御掛合被下候御手順にては、如何可有御座哉。

此の如く長藩と藝藩とは、出兵に付申合せをなし、今や薩、長、藝三藩は、何れも唯だ其の時機の來るを、日一日と翹望してゐた。

【一五】 時局に關し木戸の坂本に與へたる書簡

木戸の果
斷決行

木戸は、薩藩の西郷、大久保等と、直接行動に付ては、殆んど期せずして其の意見は一致してゐた。如何に木戸が此の時機に於て、果斷決行に急であつたかは、彼が英國通譯官サト一の「老婆の理窟」なる文句に對して、憤慨したるを見ても判知る(參照 四)。尙木戸の當時に於ける心意氣を知る可きものは、彼が長崎に於て、坂本龍馬等と相謀るところあり、九月四日長崎より馬關に還るや、更らに左の一書を坂本龍馬に與へて、其の注意を促したるを見ても判知る。

坂本との
打合

亂筆御高許

爾後彌御壯榮に、引繼御高配奉、遙察候。さて滯崎中は、色々蒙御高意奉、多謝候。御迷惑之一條、如何御片付に相成候哉。早々御濟に相成候邊、乍陰心急ク敷奉、存候。「御迷惑の一條」とは、英國公使パークスが、長崎丸山に於ける英國水夫二人の殺害者が、坂本の率ゐる海援隊に、何か干係のあるかの如く疑猜し、頻りに難題を持ち

味方多数
引入の要

掛けつゝあるを斥すのであらう。

于時に(マ)御内話相窺候上の方之芝居も近寄どもは(マ)不仕哉何分にも此
度之狂言は、大舞臺之基を相立候次第に付、是非とも甘く出かし不申而は不相
濟世間且々役に立候頭取株は、不申及且々舞臺の勤り候ものどもは、仲間に引
込候工風もまた肝要と奉存候。何分にも御工風御盡力奉祈候。

肥後との
關係

此れは成るべく味方を多くする様相當の人物は、仲間に引入れたしとのことだ。
莊村氏之一條如何。是もせめて内輪丈けに而も、芝居之趣向を立つまり外之大
芝居之役に立候事は、六つヶ敷都合に候得ば、却而内之芝居にて、外へ出ぬ丈け
に而も可然と奉存候。いづれ外之役は六つヶ敷と奉存候。

莊村とは熊本藩士莊村助右衛門を斥す。彼は木戸と相知るもの。而して當時肥後
の態度甚だ鮮明を缺き、到底同志とするに足らざるも、せめて其敵とならぬだけ
にてもありたしとのことであらう。

乾西郷打
合の要

且又乾頭取之役前、此末は最肝要と奉存られ申候。何卒萬端の趣向、於于此は、乾
頭取と西吉座元と、得と打合に相成居、手筈きまり居り候事、尤急務歟と奉存候。

此れは板垣退助と、西郷隆盛との密約を斥すものにて、兩人が所謂る舉兵に關す
る潮合に於て、其の機宜を誤らぬ様にとのこと。

此狂言喰ひ違ひ候而は、世上之大笑らひと相成候は元より、終に大舞臺之崩れ
必然と奉存候。然る上は芝居は事止みと相成申候。

若し失敗するに於ては、萬事休矣である。故に尤も關心を要とする。

御同意に被爲在候は、一飛脚に而も、乾頭取元へ被差越、御決定に相成居度候
事歟と奉存候。是非乾頭取は、此後は西吉座元と御同居位にても可然様奉存候。
御高案如何、狂言之始末、一定之處、甚肝要に奉存候。

此れは西郷、板垣の提携を親密にして、薩土兩藩の意氣相投じ、呼吸相應じ、此の大
難を發し、此の大事を濟す可しとの旨意。

且また大外向之都合も、何卒其御元ヒコなど、極内得と被仰談置、諸事御手筈
專要に、是また奉存候。實に大外向之よしあしは、必芝居の成否盛衰に訖度相か
かわり申候。乍此上四方八方へ御目を御くばり被成候而、御盡力、芝居大出來と
申處に至り候様、御高配、乍陰奉祈念候。

外國輿論
の關係重
大

此れは事の成否は、外國輿論の同情と否とに由るもの多大であれば、其の方面にも氣を配れとのこと。ヒコとは濱田彦藏、即ちアメリカヒコのこと。彼は米國に歸化した程の漢にて、外國の事情に通じ、外人とも交際多ければ、彼をその方面の仕事に使用し、彼をして働かしめよとのことだ。木戸と彦藏とは多少親密の關係があつた。

機失ふべからず

乾頭取之處も、場合に後れては、丸々狂言は出来不申は元より、實に如何様考申候ても、大舞臺は、其ぎりと奉存申候。則ち義經之、早く行てまつことあればいさぎよく、運くて急ぐ道は危しとは、此場合歎と愚考仕候。

此れは板垣をして、其機を逸せしむる勿れとのこと。而して其機一たび去れば、復た再びす可からずとのことだ。

拜借金御禮

于時拜借金大に難有奉存候。近日御地へ差送り申候間、急早々御返上可仕候。宜御聞濟可被遣候。奉願候。先は任幸便取敢ず愚考之ま、申上候。御取捨奉願候。乍、毫末佐々木君始、諸君へ可然御致意奉願候。其中時下御自玉第一に奉存候。勿々頓首拜。

九月四日(慶應三年)

尙々此之芝居に付候而は、少しも損之行かぬ様御工風被爲在、且々役に立候ものは、御引込被爲在度、乍、迂遠奉存上候。敬白。

きど

さい様

御内拆御火中

拜借金經緯

佐佐木とあるは、佐佐木高行のこと。借金とあるは、長船修理の費用千兩必要の爲め、木戸より長崎にて、坂本に相談し、坂本は更らに之を佐佐木に相談し、土藩の公金を用立てたるを云ふ。さい様とは、當時坂本は才谷梅太郎と稱したるが爲めだ。要するに此の一文は、木戸其人の當時に於ける觀察と、經緯とを示すばかりでなく、同時に木戸其人の眞面目を、全面的に露出したるものと見ても差支あるまい。

第四章 薩長土藩内に於ける舉兵 反對論

【一六】 長藩内輪の模様

各藩内情 薩と云ひ、長と云ひ、表向きには藩論一致して、倒幕を目標に乗り出さんとしつつあつたが、其の内輪に立ち入りて見れば、決して外間の想像する通りに、圓滑には纏らなかつた。乃ち長藩の如きも、既に元治甲子の變にて、上國乗り出しには、苦杯を滿喫したる次第なれば、萬全の策として、寧ろ兵を四隣に出し、防長の地に龍蟠虎踞するをもて、得策でもあり、安全策でもあると考へたる向もあつたに相違ない。特に薩との舊怨を、全く忘却する能はなかつた者も、鮮くなかつたに相違ない。されば此際に處して、木戸等の苦衷は實に察するに餘りあるものがあつた。乃ち木戸の自ら當時の心事を叙したるものを掲ぐれば、實に左の通りである。

木戸苦衷
自叙

丙寅の歲（慶應二年）四境の敵を一掃し、丁卯（慶應三年）に至り、荏苒年餘、幕府の形情依舊敢て自反するもの無し。薩藩益奮慨、終に義兵を闢下に擧げ、以て幕の積罪を問はんとす。先是東西兩藩の士、往來止まず、黒田了介（清隆）の如きは、往返前後十度を過ぐ、於茲大久保市藏來て余に此機密を告ぐ、余に是を託す。前年の盟約必竟こゝに基けばなり。

前年の盟約とは、慶應二年正月二十日、京都に於て、坂本龍馬の周旋によりて、小松帶刀、西郷吉之助等と、薩長聯合を約したるを云ふのだ。

一藩據守
を欲す

而て長州京都を退逐せられ、一藩孤立する已に五年、此間國難に處し、内外鋒刃に斃れ、或は姦夫の手に死し、道極て自盡するもの有り、其類指を屈する邊あらず。我公固より前後一の如く、毫も違ふ無しと雖も、今日四境の敵を一掃し、一藩の人々自ら務て據守を欲し、進戰を樂まず、藩論甚難きもの有り、誤て今日機を失するときは、天下のこと又見る可からず。依て大に説て曰く、薩長兩藩齊しく一薪の上に坐し、烈火を防が如し、一藩力を合せず、傍觀するときは、終に兩藩相保つ能はざる必せり。況や天下の回復をや、兩藩戮力速に策を決するに如かず。

大に藩中
に説く

且當時幕府令を下し、長州の末藩を浪華に出さしむ。自ら兵を出すに名有り、百方抗議、論漸決す。而て尙未熟、雖然猶豫すべからざるを以て、斷然大久保に答え、以て死地に投せんとす。此間の藩論紛紜、苦情謂ふべからず。

木戸の苦心

此れは木戸の立場より見たる、當時長藩の内情であつたらう。而して木戸の苦心實に察するに餘りありだ。然も亦た他方には寧ろ進んで薩藩を刺戟し、舉兵を促進せしめたる者の存在をも、認識せねばならぬ。

薩藩亦紛

併し此れは長藩ばかりでなく、薩も亦た同様であつた。假令其他の事情若しくは理由あつたにせよ、薩でも内輪は中々面倒であつた。その爲め九月中に薩兵が三田尻到着の豫約も、全く其期を失することとなり、その爲め長藩に於ては、頗る心配し、掛念したることは尤の次第にて、その爲めに木戸は十月五日付にて、一書を薩藩の黒田嘉右衛門に與へてゐる。其の一節に曰く、

木戸黒田宛状

于時先日大久保大山二先生、弊國御來光、京地近況をも相窺、乍恐君上奉始、御一統様不容易御苦慮之段、奉恐察候。然る所其後逐々上國風説等承知仕候邊にては、種々之流説等も有之、且時機も自然と相移り候有様に付、寡君父子（敬親、廣封）

においても、必竟爲皇國煩念に堪へられず、此處相原治人、野村靖之介と申候も、のを貴國被差出、思召をも被相窺、度所存に御座候間、萬端よろしく御駈引被仰付度奉願候。

と云ひ、又た、

熟々當今之光景、愚考仕候處、前途の勢、益不安模様、勿體なくも皇基之處、奉恐按候。就ては何分將來之處、彌御懇親に被申上、御驥尾に被隨、微志を被願、度所存に御座候間、何卒前途之御見込も、毛頭無御腹臆、兩人どもへも御存分に被仰聞、千載御一致之邊、不堪千祈萬禱候。此段於私共も、奉懇願候。

と申送つてゐる。如何に長藩が、特に木戸其人が焦慮しつゝ、あつたかは、此れにて分明だ。

【一七】 薩藩内輪の模様(一)

薩藩内の薩藩は外間から見れば、一藩合體、一絲紊れず、其の全力を擧げて天下の難局に膺

出兵反對論

りたる如うだが、其の内輪の事情は、寧ろ頗る錯綜したるものがあつた。薩摩に於ては、藩主島津忠義が、兵を率ゐて自ら京都に赴くを不可としたるばかりでなく、藩主の弟島津備後が、その以前即ち慶應三年九月、兵を率ゐて上京するさへも、之を沮止せんとする議論あつた程だ。其の反對論の論據は、概して左の通りだ。道島某の日記に曰く、

道島某日記

此節於京師暴論を論破せし關山氏、其外の一事を猶又承候處、最初長州討伐之節、西郷長州え差越、此節之寄手は、何分長州名義不相立候間、三謀臣を誅戮被成候ば、決而寛大之儀となるに相違無之、我等共受合之旨、程能相諭し、終に三謀臣之首を差出候處、此節再討におよび候故、右前條の義理も有之、此方道理候間、再討の命令にも相背き、稍長州荷擔の氣顯れ、いづれ此度二條の城を侵す計略も、此西郷、吉井杯が、一身不相立候付、是非被爲襲候様相進め、既に可打出場合に成立候付、關山其外申談、其事を論破いたし、假令何様之譯に而、長州へ義理立被成候共、忠久公已來七百餘年の目出度御國家とは相替られまじく、何様之御思召に而候や、もし其事不宜との思召に候はゞ、御手討にも可被成旨、極諫被致候處、

此道理には一言も無之、終に正論の方に相片付候よし。

此の正論とあるは、所謂る西郷等から見れば、因循姑息の蝸牛的退嬰策である。

又

關山小松激論

此節之議、舉候や、關山氏と小松と大論有之、殊之外議論に被相及候處、小松を討て、と申事共爲有之由、此方にて誠にて候哉、宮城(公子圖書)に差越、御直に重富(公子備後)も、被居候得共、兎角兄様之事に付申上候、何様之譯合にて、於京都合戰を被相催候や、我等とも段々申談候者共も有之、一人も罷登候儀不相成候間、其段を爲御心得申上置候様との段、申者も爲有之由、頼母敷もの共に而候。又奈良原幸が、此節是非可罷登、拙者罷登候はゞ、何事も平和に可罷成との段、極言候處、何様の事にて平和に可被成やと申候處、彼西郷杯萬一聞入無之候はゞ、差殺可申考なりと申候へば、罷登事は聞濟無之よし、奈良原、彼の徒に而は無之由、八月六日(慶應三年)承候まゝ、記し置候事。

奈良原幸語

島津氏一族中の反對

とある。此れにて見れば、鹿兒島は固より、上方でも藩老關山糺の如きは、武力解決説に反對したものの如く察せらるゝ、而して久光の子の中にて、重富領主島津

備後は、西郷、大久保等と同一意見であつたが、宮之城領主島津圖書は、反對論であつたことが判知る。然も家老桂右衛門(久武)等が、斷々乎として西郷、大久保等と同一意見を主張したる爲め、遂ひに出兵に決し、島津備後は既記の如く、九月三日鹿兒島を出帆し、五日大阪著、十一日京都に入つた。

出兵諭告
斯る次第なれば、藩主島津忠義が、大兵を率ゐて、出京することの容易でなかつたことは、之を推測するに難からずだ。されば島津久光、同忠義は、九月廿七日付にて、左の告諭を、家老共に發した。

家老 中 え

天下の形勢、紛々擾々たる姿に立至、慷慨悲嘆に堪ず候折柄、當春越州、土州、宇和島三藩申談、朝廷は勿論、幕府えも、人事之隈建白仕候得共、御採用之儀無之、唯々吞聲涕淚之外無之候處、豈料哉、我等趣意、勿體なくも、於京師無名之干戈を以、討幕之舉動相催候儀に心得違ひ、議論區々末々に至つては、有之哉に候、甚以意外千萬之至候。今度出兵相違候は、長州末家の者、浪華迄御召呼被仰出候付、如何様變動相生候も難計候間、禁闕爲御警備、右式に相及次第候。萬一非常相生候節者、

上奉安、叡慮下萬民之騷動を鎮靜、聊卒爾之働無之様、京師詰重役共えも申聞置候。其旨宜相心得、諸士えも右趣意貫徹候様可取計事。卯九月二十七日。

如何にも苦しき申譯である。斯る申譯を必須とせねばならぬとは、亦た以て鹿兒島に於ける内輪の情態が想ひやらるゝ。

【一八】 薩藩内輪の模様(二)

出兵反對論の強硬

薩藩に於ける出兵反對論は、恐らくは西郷、大久保等の豫期したる以上、有力であり、優勢であり、且つ根強くあつた。藩主父子即ち久光、忠義の周邊にも、賛成者もあつたが、反對者もあつた。されば十月(慶應三年)に至り、更らに出兵せんとするに際し、異論百出し、これを沮止せんとする模様著明となつて來たから、同月十九日藩主忠義は、左の如き自筆の告諭を發するの已むなきに到つた。

藩主自筆告諭

此節一大隊就令上京、出船前及直諫、役筋へ相付致、諫訴、出船後封書を以、申出候儀有之、其趣大同小異者有之候得共、畢竟國家を憂ひ、社稷を保安せんと欲する

赤心より出候儀、感賞不斜候。

藩主をして斯る妥協的、慰撫的、辯護的の文句を吐かしむるを見れば、如何に反對論が凄まじきものであつたか、想ひやらるゝ。

且沸騰も起り候様子、旁以諫訴に従ひ度は候得共、猶又篤と致熟考候に、君臣之交際に付而者、義之一字にあることにて、多端率合せしめ候ものにては、落著之付所、出来兼候ものに、而は有之間敷哉、事を處置するに、大小輕重を斟酌し、こゝと見る所、斷然と裁判して、宜に當るを義といふもの歟と存候。

春風和氣の口調

正にこれ春風和氣もて、反對論者の頭を撫で廻す趣きがありて、毫も秋霜烈日の氣象を、此中に見出さない。此れは如何にも反對論者の有力であつたことを、自ら證明する所以であらう。

先帝崩御あらせられ給ひ候得共、今上御賢明に被爲在候由にて、御統御無疑奉存候。然共未御即位に不被爲及、御若年にて諒闇に被爲在候御時節に當り、京師は勿論天下穩かならざる世態、如何にして御治安相成、上者奉安宸襟、下者萬民を安堵せしむべきや、乍不及寢食も忘奉案上候。

朝廷恩遇

此れは慶應二年末、孝明天皇崩御後の形勢に就て云ふ。

中將様(鳥津久光)先達而御上京被遊、三藩(越、土、宇)被仰合、御盡力被爲在、朝廷幕府え御建言之條々、悉者御採用に不相成候得共、滯京にて、猶又御盡力有之候様、且御養生御暇に付而も、御沙汰之趣、賜品等御待遇に預り、御恩惠之程、如何様いたし候而可奉報哉、被爲碎肺肝候御事に候。我等彌以深肝に銘じ、起臥も不易次第に候。

此れは鳥津久光が今四月上京以來の恩遇に就て云ふ。

出師止むを得ず

京師天下右形勢に就而者、眼前如何様なる事歟、起候事も難計、實に念遣之至に候。若哉事起候得者、奉警衛禁闕に付而、相應之人數無之候而者、難相遂、特に遠境急速之儀、不相調、兎角あらかじめ用意不致候而は、間後に及ばん事を恐れ、此節之人數差出候儀に而、何事も央より相變ずると、俄に難振起、或は瓦解に及もありて、勢拔に例なきにしもあらず候得者、此節の人數等差留に相成候而者、奉朝命候儀は、不相替、逆も、物事立行所に付而、遲速緩急之譯も有之、朝廷者勿論、藩侯に於ても信義を失ひ、當社稷も却而危に不至共難申候、必正義を不失所ありて

こそ、國家社稷も堅固に有之道理勿論に候。

分かき申 如何にも手柔かなる申分だ。如何にも辯解臭き文句だ。何故に今少し積極的に正堂々出師の止む可からざる所以を、張膽明目して論せざりし乎。之を見ても反對論の如何に優勢であつたか、判知る。

尤此方より無謀の事を起し候儀決而無之、何處迄も、動靜變化を捨て、勅意にしたがひ奉るところ、所謂義之一字に而者無之哉。斯に歸著不致して、萬一之時、動搖沸騰せしめ候事に立至候而者、夫限に而はあるまじく哉。依而何卒紛擾無之様、一同一和、急變之時は、十分致盡力、吳候儀、我等各にも、朝廷え之忠節、此上あるまじく存候、仍て右申演候儀を、能々致勸考、吳度、頼存候事。

哀訴の如 何やら藩主が、反對論の臣下に向て、哀訴歎願でもするかの如き口氣を漏らしてゐる。

苦しき言 元來出兵の目的は、義舉である。然るに強ひて其の目的を押し隠くし、一切積極的には兵を動かさぬ、只だ萬一の變を慮りて、禁闕警衛との一點張りで、言譯してゐるところを見れば、如何に苦しき言譯であるか、判知る。

【一九】 坂本龍馬の活動

中岡坂本の立場 薩長聯合に骨折りたる坂本龍馬も、中岡慎太郎も、共に土佐人だ。彼等は天下の士であるが、同時に土佐人たる事を決して閑却もせず、忘却もせず、いざとなれば薩長と共に、土佐にも維新の大舞臺に立つて、相應の役を働らかせたきものと考えへたに相違あるまい。

兩人の働 斯くて中岡は乾(坂垣)退助に結び、坂本は後藤象二郎に結び、兩人をして宛も西郷大久保が薩に於けるが如く、木戸、廣澤が長に於けるが如く、其の役目に膺らせんと期待したのは、決して不自然でもなければ、無理でもない。何人にもせよ、坂本、中岡兩人の地に立たしめたらんには、亦た兩人の作したる如く作したであらう。斯くて中岡の紹介にて、乾は西郷と結んだ。而してイザ直接行動の場合には、乾と西郷と共に事を舉ぐ可きを矢うた。斯くて坂本は後藤に公議政體論を吹込み、大政返上論を捏ね上げた。

坂本の目論見

大政返上論は、坂本、後藤の合作と云ふも、必ずしも不可あるまい。而して坂本は之を以て、後藤を表面に立て、薩長に渡りを付けた。若し萬一此論が實行せらるゝ、曉には、後の雁が先となりて、後れ馳せの土佐は、却て薩長をして、後邊に墮若たらしむる程の目覺ましき働らきを爲す所以にして、坂本、後藤兩人が、此に其の力を打ち込みたるは、固より當然のことであつた。

坂本の實際的

但だ坂本は空想家でなく、實際家だ。實際家としては、中岡以上の實際家だ。されば彼は後藤の言論の背後には、武力を必須とする所以を解し、その所謂の背後の力を準備する點に於て、ぬかりは無かつた。本來から云へば、長人と土人との關係は、薩人と土人との關係よりも、寧ろ濃かであつた。志士の交渉に於ては、薩の志士と土の志士とのそれは、元治元年十月勝安房守が江戸に召還せられ、神戸海軍所閉鎖に際し、坂本龍馬等を、薩藩家老小松帶刀に托したるよりのことであるが、長藩の久坂義助などと、武市半平太との交渉は、それ以前のことだ。而して文久、元治の間、土人が長人と事を共にしたるものは、實に枚擧に遑ない程であつた。

長土關係

但だ公けの交際に到りては、長藩が餘りに過激であると同時に、土藩は餘りに持

斷つてまた復す

重に過ぎ、遂ひに毛利家から山内家へ嫁したる俊姫の離婚となり、互ひに斷絶したが、慶應三年七月長藩は岡儀右衛門野村靖之助をして、丙寅艦に駕して、高知に赴かしめ、容堂の病を訪ひ、且つ舊交を温めしめた。此の如くして公けの交際も亦た舊に復した。而して其後木戸が船艦修理の費用として、長崎に於て、坂本を介して、土藩佐佐木三四郎の手によりて、土佐公金一千兩を一時借用したるが如き事もあつたのは、既記の通りだ(參照 一五)。

坂本木戸への返事

今ま木戸が坂本に與へたる時局に關する書翰(參照 一五)に對して、坂本の返書を見れば、如何に坂本の目と手と心とが働らきつゝ、あつたか、判知る。一筆啓上仕候。然ば先日之御書中、大芝居之件、兼て存居候所とや、實におもしろく相わかり申候間、彌憤發可仕奉存候。

此れは九月四日木戸の來書に答へたるもの。

其後於長崎も、上國之事、種々心にかゝり候内、少々存付旨も有之候より、私一身之存付にて、手銃一千挺買求、藝州蒸汽船をかり入、本國(土佐)につみ廻さんと、今日下の關まで參候所、不計も伊藤兄上國より御かへり被成、御目にかゝり候て、

形勢を聞き急遽歸國

薩土及云々、大久保が使者に來りし事迄承り申候より、急に本國(土佐)をすくわん事を欲し、此所(馬關)に止り、拜顔を希ふにひまなく、殘念出帆仕候。坂本は長崎より馬關に來り、伊藤は上方から大久保と同道、山口に還り、更らに山口から長崎に赴く可く、馬關にて坂本と邂逅し、坂本に向つて、上國の形勢の急迫なる所以、及び大久保山口行の事情を語つたから、坂本も取り敢へず土佐に急行するに至つたのだ。

坂本方略

小弟思ふに、是よりかへり、乾退助に引合置き、夫より上國に出候て、後藤庄(象)次郎を國(土佐)にかへすか、又は長崎へ出すかに可仕と存申候。先生(木戸)之方には御やくし申上候時勢云々之認もの御出來に相成居候はんと奉存候。其上此頃之上國之論は、先生に御直にうかゞひ候得ば、はたして小弟之愚論も同一かとも奉存候得ども、何とも筆には盡かね申候。彼是之所を以、心中御察可被遣候。猶後日之時を期し候。誠恐謹言。

九月二十日

木圭先生左右

龍馬

乾に上京せしむるの案

尙ほ伊藤より木戸へ、九月廿一日付の書中の一節には、

昨日坂本龍馬藝船に乗組罷越申候。京攝事情も逐一相話申候處、急速上坂、後藤正(象)二郎を歸國せしめ、犬井(乾)泰(退)助を上京せしむる論にて、出足仕候と申て罷歸申候。最一寸土へ立寄、直様上坂と申居候。

此れにて見れば、伊藤より上方の切迫の事情を聞きたる坂本は、此際は寧ろ後藤の平和解決よりも、乾の武力解決に資するが、周邊の事情に適合するものと認め、斯く伊藤に語りたるものと察せらるゝ。然も彼が上國に抵るや、彼は亦た極力後藤を支持することとなつた。

【110】 後藤高知より入京す

後藤の入京遅延

後藤象二郎は、大政返上論を提げて長崎から上京し、藩主容堂に説かんとしたが、折悪しく容堂は病の爲め——若しくは病と稱して——に歸國した。仍て在京の同藩士と打合せ、更らに之を薩藩の西郷等に説き、其の同意を得て歸國し、直に藩

二〇 後藤高知より入京す

七一

論を纏め上京する約束であつたが、例の土佐人が英國水夫二名を、長崎丸山にて殺害したとの嫌疑事件やら、何やらの爲めに、其の土佐藩在も永引き、その爲めに在京の薩藩要人等は、之を待ちかね、遂ひに大久保一藏の山口行となつた次第は、既記の通りだ。(参照 一七)

後藤著阪西郷訪問

扱も後藤は六月十三日長崎より上京し、七月三日京都を發し歸藩の途に就き、漸く藩議を纏めて、八月廿五日高知を發し、著阪したのは、九月三日であつた。而して直ちに寺村左膳と與に、當時大阪に在つた西郷吉之助を、その旅宿に訪問した。惟ふに七月上旬に後藤の歸國を見送りたる西郷と、九月上旬後藤を迎へたる西郷の心境は、果して同一であつた乎。其の周邊の情勢が、刻一刻危急に趨きつつあるから考察すれば、恐らくは全く同一とは斷言し難きものがあらう。さればこそ後藤の歸京には頓著なく、大久保が山口に出掛け、愈よ出兵の具體的打合せまでも爲したものであらう。否、後藤の歸京後の消息によりて、愈よ土佐の恃む可からざるを認め、大久保をして山口行の必須を覺らしめたのであらう。

西郷の失望

西郷は後藤と會見して、頗る失望した。それは西郷の期待は、後藤が建白書ばかりで

なく、其の背景として若干の軍隊を率ゐ來るであらうと云ふことであつたから。然るに後藤は建白書以外には空手にて還り來つた。西郷は後藤の大政返上論は、武力解決の前提として受取つてゐた。それが運動の一切ではなく、單に一部として受取つてゐた。云はゞ武力解決の爲めに、故らに口實を作る所以として受取つてゐた。然るにそれが裏切られたとすれば、彼が失望は固より當然と云はんよりは、必然のことであらう。

容堂出兵を許さず

後藤は當初相談の通り、若干の兵士を入京せしむるつもりであつた。然も藩主容堂は、何處迄も言論一點張りにて、一兵の携帶だも容さなかつた。武力解決派の乾退助などは、是非とも出兵を主張したが、容堂は暴論として之を斥け、其他藩廳にては藩兵二大隊をして、後藤の後に隨はしめ、其の建白をして有力ならしむ可しとの意見もあつたが、容堂は是れ兵力をもて威嚇せんとするものにて、我が公明正大なる心事を冒瀆するものなりとして之を斥けた。此の如くして後藤は建白書以外には、西郷に向つて、何等の供提す可き土産を持參しなかつた。

後藤の反殺説明

されば西郷は最早土佐の戮力を頼みとせず、此上は自分のみにて、其の所信に邁

進す可き旨を、後藤に告げた。後藤は藩内の事情を説き、今更ら致方なき次第なれども、大政返上の建白と、薩の武力解決とは、未だ必らずしも其の精神と、目的とに於て、相ひ反するものではなく、云はゞ兩者は道連れにして、少くとも途中までは、同行出来るものなれば、薩に於ても建白書提出には、必らず反對はあるまじとの意を反覆説明し、此の如くして、西郷もそれには反對せざる旨を答へた。

大久保の日記に曰く、

大久保の
建白承諾
経緯

一 廿三日（慶應三年九月）京著、同日西郷、辻將曹に差越、建白差出度旨相談有之云々相答候事。

辻將曹は藝藩の要人だ。

同廿五日辻參る、長州形行委細相嘶置候事。

同廿七日頃再度後藤より建白差出之相談有之、旅宿に入來。

一 土佐建白之儀、差出させ可然及勘考候間、病中故、吉井（幸輔）に談じ、小大夫（小松帶刀）西郷え其趣を通じ可被、吳旨相談す。

同廿八日土建白差出、異論無之旨小大夫より返詞相成候事。

以上によりて如何なる曲折を経て、薩藩が土佐の大政返上論の建白書提出に賛成と云はんよりは、寧ろ反對をしないと云ふ態度を定むるに至つたかゞ判知る。

【二】 土佐の内情

中村官兵
衛の論

當時土佐藩内には、佐幕の因循論を別として、薩長に先を制せられ、空しく袖手傍觀す可きにあらず、土藩も宜しく自ら爲す所ある可しとの論者も少くなかつた。左記慶應三年十月二日付、中村官兵衛より、吉岡昌太郎に當てたる書簡の一節は、能く土藩士人の心事を穿つたものがある。

土人の對
薩心事

定而時態御承知と可被成、薩藩決心に而、上京義旗を掲げ候事必然に候。誠に幕の姦惡黒白、漸く人心に盈通いたし候様子に御座候。薩の心中難計候得共、兵を揚げ候名目正議に付、先助けて事を成さしめ、若し後日、薩の私姦相顯れ候はゞ、即時に征伐可致事かと存候。

此れが土佐人士の薩に對する心事の摠てとは、云はぬがや、それに幾きもので

あらう。

幕府姦謀

然るに幕府も増々姦惡増長に而、少しも悔悟の色相見え不申、外は佛國に結び、内は會桑、熊本、尾、紀等に媚びて、已に九州探題の任を以、熊本侯にはませ、熊侯も亦甘じて此を受る。又佛の本國に使節を發して、彼の兵を起し、土、薩、長の三藩を討つ、の密策を廻し、此が爲に一橋の末弟某丸(徳川昭武)を佛へ人質に渡し、又彦根藩をもとの如く三十餘萬石にし、淀城にうつし、會津藩の封をまして、彦根にうつし、伏見と嵯峨に大城を築き、幕兵を籠めおき、諸侯の京師警衛をことごとくのぞき、幕より京師を守る事になし、口には諸侯を休め、國々の兵備を足らしめ候策と申となへ、又公家因循之人々には、大内裡造營を以、人心を收め、心中には京師を手籠にして、征伐開港の勅旨、綸命を思ふまゝに出さんとす。其姦謀誠に可惡。

此の幕府彈劾の一節は、如何にも虚實、眞偽錯綜して、一々是正に違あらざるも、然も虚説にせよ、風説にせよ、斯る評判が、當時に行はれつゝ、あつたことは、之を無視す可きものではあるまい。

征伐誅戮あるのみ

此所を知る藩は、至而少く、又知而此をうれへ、此を防がんとするものは、纔に薩長、或は藝、或は土位之事に候得共、實に天下に義兵を舉げんものは、薩長二藩のみ。今日之勢、議論周旋にては、天下の事、逆も不被行、征伐誅戮にあらずば、何を以、天下の大義を明かにし、皇國の國基を立んや。

議論周旋の一點張りにて、上國に後藤等の運動しつゝ、ある最中に、土佐に於ては、此の如き痛快なる意見を吐露し、若しくは所持するものも少くなかつた。又た曰く、

大橋説行はれず

然に國論一旦地に落ち、已に大橋參政不戰辯論之國論を以て、上京之處、京師之勢ひ薩、長、藝及び諸藩の論、頗る果斷に出で、大橋の所唱は、發端も出來不申、他藩よりは、都而取り合不申に付、如何とも不相成趣、自得之事といふべし。

國論とあるは、土佐論のこと。

不日出兵

乍併此にては、國事益難澁之處、崎陽より藝の船一艘、四五日前來港、坂本龍馬等此により來りて、前件之處及び薩、長、藝三藩、彌兵をくり出し、戰期増々迫り候段、官府に報するにより、政府大に驚悔して、國論大に挽回し、不日に兵を京師に出

し、天下の大義を踏んとす。則昨日中島町參政を以、大隊司令士に命せられ、追々兵制相立候間、今日位には出軍の事相行われ可申候。今日之勢にては、先國事も上策に出んと欲するの態狀に御座候。上下有志の者も、大半は兵伍に入て出ることを得る勢ひ也。

先づ此れが土佐の内情だ。土佐では薩長に後れを取るなからん爲め、其の士人の一部には、極めて焦躁の氣分を高めつゝあつた。

【三】 土佐に於ける坂本龍馬

坂本浦戸に著

既記の如く〔參照 一九〕坂本龍馬は馬關に於て、上國より還りたる伊藤俊輔に邂逅し、形勢の危急を看取し、親から藝船震天丸にて土佐に廻航し、九月二十四日（慶應三年）浦戸港外に碇泊し、其身は桂濱に上陸し、岡内俊太郎をもて、一書を參政渡邊彌久馬（齋藤利行）に與へた。

渡邊に贈るの書

一筆啓上仕候。然に此度云々の念有之、手銃一千挺、藝州蒸汽船に積込み候て、浦

戸に相廻申候。參がけ下の關に立より申候所、京使の急報有之候所、中々さしせまり候勢、一變動有之候も、今月末より來月初のよふ相聞へ申候。二十六日頃は、薩州の兵は二大隊上京、其節長州人數も上坂（原註 是も三大隊計かとも被_レ存候）との約定相成申候。小弟下の關居の日、薩大久保一藏、長に使者に來り、同國の蒸汽船を以て、本國に歸り申候（此れは歸京の間違だ。御國（土佐）の勢はいかに御座候や。又後藤參政はいかゞに候や（原註 京使の周旋くら、下の關にてうけたまわり、實に苦心に御座候）。乾（板垣）氏はいかゞに候や。早々拜顔の上、萬情申述べ、一刻を争て奉_レ急報候。謹言。

九月二十四日

坂本龍馬

渡邊先生左右

坂本入京 斯くて坂本は新銃一千挺獻上の所以をもて、再び脱藩の罪を赦免せられ、十月朔日震天丸に搭して解纜したが、室戸岬にて舵機を損じ、須崎に逆航し、漸く十月五日土佐船胡蝶丸にて上坂し、十月九日京都に入つた。

二二 土佐に於ける坂本龍馬

坂本國內
遊説の模
様

尙ほ坂本等が歸國して、遊説の模様は、其の同行者岡内俊太郎の所記にて、其の詳細が分明的だ。

十月二日浦戸港に著し、藩論の成行き聞き合せ見候處、愈二派に分れ、双方其中激烈にて、却て始め私共御國へ出の時より烈しく、同志の方も中々憤發いたし居り、又俗論も撓まず候有様にて……先づ差向坂本龍馬を始め、中島彌太郎、戸田雅樂など、一旅人と爲して、種崎浦に隠し置き、夫より種々龍馬等と謀議の上、差向き兼て長崎出立の際、龍馬より其當時竊に長崎に参り合せ居たる長藩、木戸準一郎に、薩長間の事情、又將來爲さんとする處の方策に付、一之芝居に組立、其者等に、薩の西郷吉之助を始め、土佐人をも其者となす様組合せたる手紙を書き貰ひ〔參照 一五〕、此手紙に龍馬より添へ手紙〔前掲〕を認め、是を渡邊彌久馬殿に宛て届んため、一封と爲し、之を私携へ彌久馬殿御宅へ参り、種々今般の事情、又薩長一致協力、大に爲さんとする大勢を、御内話仕り、又同様に本山只一郎殿の御宅へ参り種々申上候。

而して兩人は岡内の慫慂にて、坂本と私に面會した。兩參政は武力使用論に反對

容堂出兵
を肯せず

ではなかつたが、困つたのは容堂の頑張りだ。

兩三度の御逢以來、段々好き方に御運びには、被爲在候得共、茲重大なる第一難の御事御座候て、種々御苦慮御座候様の御次第にて、其御事柄を、能く伺上候得ば、御隱居様〔容堂〕思召には、兵を用ひる事は、御好不被爲遊事より、御建言を爲すの策を、御採り被爲遊思召にて、被爲在、就ては其の思召等に、種々御評議御議論も被爲在候御趣にて、後藤象二郎殿も、兵を用る事の議論は無きよし。

此れが土佐に於ける容堂を主とし、中心とする一派の態度だ。

然るに天下の態勢、薩長の協力、愈兵を用る事に相決し居候事に候はゞ、土佐と薩長とは、藩論一致せざるの勢とも可相成歟。薩長兵力に據る時、土佐傍觀も如何あらん、實に重大の關係を生じ可申歟。方今後藤象二郎殿京都へ、滞留故、屯も角も早々京師に出で、彼是の周旋、薩長と反せず、大に王事に盡力せずては、不相成次第若し、彼是相反し候ては、不容易次第。

此れは坂本等の所説だが、

彌久馬殿、只一郎殿は、兵力論の方にも御座候様にて、御座候へども、御隱居様〔容

薩長と一
致の要

土藩半上

落下の態度

嘗て思召の御旨趣も被爲在候御時、強て兵力を用るを國論となすべしと云様にも参りかね、兎に角龍馬私どもは早々京師に出で、盡力するを偏に御希望の次第にて、畢竟後藤象二郎殿に説き、薩長と反せぬ様相運ぶ事を主と致し候事情に御座候。

以上によりて土佐藩論の趨向は、先づ分明と云はねばならぬ。要するに土佐の態度は、半上落下と云ふの他はあるまい。

第五章 後藤の大政返上建白運動

【三】 後藤の建白に對する薩藩の態度

一點不相通

話頭一轉、長州では薩兵の三田尻到着を待ちあぐみ、京師では西郷、大久保の徒は、何れも薩兵の攝海來航の報を待ちあぐみつゝ、ある最中、後藤の大政返上運動は、著著進行中であつた。而して後藤も薩人を袖にして、此の運動が成就す可き様もなく、さりとて薩人も亦た當面に之を排斥す可き義理ではなく、只だ双方何となく奥齒に物の挟まりたる如き感情の存在したりと云はんよりは、湧き生じたるは、間違なき事であつた。

大久保の建白賛成

薩の土佐に恃みとしたるは、土佐の口舌ではなく、武力であつた。然るに後藤が一兵をも携へず、只だ建白書のみを懷中して、再び上京したるには、西郷等は全く案に相違したる次第にて、口舌のみの御相伴では、全く浮ばれぬ次第であつた。然も今更ら之を蹴り飛ばす譯に参らず、恐らくは不精く之を賛成と云はずんば、

容認したるに止つた。されど何事にも卒の無き大久保は、胸中大いに考慮する所ありしものと覺え、後藤の建白に自ら同意したるばかりでなく、小松、西郷等にも、其旨を申送りてゐる。それは既記の通り（参照 二〇）、彼の日記、九月廿七日の項に、

一 土佐建白之儀、差出させ可然及勸考候間、病中故吉井（幸輔）に談じ、小大夫（小松帶刀）西郷に其趣を通じ可被、吳旨相談す。

とある一節で明白だ。及勸考の三字が、無量の意味がある。尙ほ九月廿九日付、西郷の大久保へ與へたる一書によれば、

西郷亦承認

御不快の由、甚以御不音いたし居申候。折角御養生可被成候。當人看病方にて、夜白難澁いたし申候。實に難症にて、込入申候。扱土州の後藤より又々御相談の趣御座候由、大夫御宅へ貴兄の所より歸掛け參候て、尙又申述候由御座候間、貴兄御賢察の通、今日は建白書差出候様、御返答相成申候間、左様御納得可被下候。此旨乍略儀、以書中奉得御意候、頓首。

九月廿九日

西郷 吉之助

大久保一藏様

本文によりて、大久保も病氣であつたが、西郷方にも亦た難病人が出来たものと察せらるゝ、而して「又々」とか「尙又」とかあれば、後藤が建白書提出賛成を、薩藩要人等に向つて口説きたるは、一再でなかつたことが判知る。而して小松、西郷も、愈よ大久保の意見通り、提出に異議なきこととなつたことが判知る。併し西郷等の意見は、建白書など手緩るきことにて、満足す可きではなく、愈よ旗上げに向つて焦躁しつゝ、あつたことは、前書と同一日付にて、同人より國許なる、田尻務、蓑田傳兵衛への一書にて知ることが出来る。

西郷等の焦躁

中將様（島津久光）御機嫌能被遊御著、尙風土も御替相成、益御快方の御事と恐悅の御儀奉存候。貴兄方御揃無恙御到着奉賀。

此れは島津久光が脚氣にて歸國したから、斯く云つたのだ。田尻、蓑田兩人は前記の通り、島津久光の側役にて、久光に随伴して歸國したるもの共だ。

陳者其後御當地の形勢も、格別相變候儀も無御座候。長々遅引致し候故、少々心付候廉も御座候得共、何分差知れ候事、井伊の人数共操（繰）出申候。大垣も同様、大

幕府側稍猜推

二三 後藤の建白に對する薩藩の態度

阪邊え守衛として相固候趣に御座候。大垣杯は自ら大阪守衛を願出候向、此守衛を申立にいたし、大阪の土地を相望候由に御座候。いまだ軍氣も矢張平常の心を不失、仕合の事に御座候。幕吏中餘程紛紜の様子、夫故十分手當も出來兼、候事も、可有御座と奉存候。

此れは薩長出兵が延引の爲め、幕府側に多少猜推せられた様だが、然も幕府統一を缺き、之に對應する準備も出來てゐないから、心配には及ばぬとのこと。

關東の形勢も、近日土藩諸生兩人著京の由にて承候處、一擧の人數も追々夥敷相成、五千と申事。旗本の士、多分相組し候由に御座候。關東は益人氣相離、無致方次第に成行候由御座候。義舉の人數は、逆も猶豫は出來兼、不日一發いたし候向と被相聞申候。其外何も格別の事も無御座、平に無事に御座候。此旨荒々御安著の御祝儀迄、如此御座候。

九月廿九日

田尻 務様

西郷 吉之助

關東人氣離反

西郷等の關東擾亂策

養田傳兵衛様

此れにて如何に西郷等の、關東擾亂策が、著々緒に就きつゝ、あるかを知ることが出来る。西郷等は伊牟田尙平、益滿休之助等を江戸に派遣し、都下に騷擾を起し、幕兵の西下を牽掣するの方略を講じたるものにて、此の秘策は、彼等最高幹部以外には、固より他に漏らさなかつたのだ。

【二四】 京都に於ける後藤の運動

後藤の用意周到

扱も後藤象二郎は、甘くも薩藩の要人等を説きつけ、愈よ建白書を提出するに同意せしめた。或は異議を持ち出さない様にせしめた。それも餘程の骨折であつたが、それと同時に、彼は幕府側とも此事には、蚤くに渡りをつけてゐた。斯く幕府と薩藩との間に介在して、其の中間に土藩をして、立脚の地を得せしめたは、偏へに後藤其人の腕前であると云はねばならぬ。固より坂本や中岡の此の前後に於ける働きをも、加算せねばならぬが。

二四 京都に於ける後藤の運動

後藤の本心は果して何邊に在つた乎。彼は本來の臨機應變者なれば、彼に執一の見を要むるも、或は無理かも知れない。けれども若し彼に意見ありとせば、それは吉田東洋の衣鉢を相續したものと云はねばならぬ。大雜把に云へば、東洋の門人は、君に於て山内容堂であり、臣に於て後藤象二郎であり、その爲めに此の君臣は、期せずして其の意見一致してゐたと見ても差支あるまい。

但だ後藤は一切拘泥せず、時と場合に順應を期する漢なれば、西郷等の武力解決にも強ひて表面から反對せず、是を以て京都を去る際には、若干——或は云ふ二大隊——の兵を率ゐて来る可しと西郷等には約束し、歸國の上容堂が出兵無用を大喝するや、亦た強ひてそれに反對せず、一兵をも携へずして再び上京した。而してその爲め西郷等の失望したのは、當然であるが、それを如何に釋明したか、兎も角も後藤の運動に熱心參加とは云へないが、又熱心反對でもなく、表面だけは同意せしめた。併し彼が本來討幕論者でなかつたことは、彼は六月長崎から上京の際に、既に幕府の若年寄永井玄蕃頭(尙志)に面し、其の要領を告げ、其の同意を得、再び土佐より入京後も、更らに會見して、互ひに議する所あり、此に於て永井は却

永井尙志
と打合せ

て後藤に向つて、速かに建議書を提出せよと慫慂した(徳川慶喜公傳)と云へば、彼が如何なる程度まで、幕府側と相ひ通じたるかは、之を以て察するに難くはあるまい。

永井賛成
の理由

抑も永井が大政返上論に賛成したるは、何故である乎。此れは彼一個の意見であつた乎。抑も將軍慶喜との打合せの上、私かに其意を承けたのであつた乎。然らざるも、其の意を忖度した爲めであつた乎。それは分明でないが、然も彼は此の建白書が、決して空言とならざるべきを、豫じめ見込をつけ、たるものと認む可き理由がある。永井は決して面を犯して直諫するが如き人物でもなければ、自から衆怨群謗の焦點となりて、獨自一己の意見を厲行せんとするが如き人物でも無かつた。されば彼が後藤に向つて建白書の提出を慫慂したるは、其の心中恃む所あつた爲めと認むるは當然であらう。而して閣老の首席板倉伊賀守(勝壽)も、恐らくは亦た永井との間に、消息が通じてゐたものであらう。如何に永井が大膽なるも、其の上長官を出し抜いて、斯る大事件の決行を後藤に向つて慫慂す可き筈はあるまい。況んや永井其人は、本來さる大膽の漢でなきに於てをやだ。

板倉とも
相通

後藤と藝
藩との關係

後藤の手は尤も藝藩に及んだ。藝藩では長と薩との間に介在して、愈よ武力解決に決心し、世子紀伊守茂勳(淺野長勳)の如き、亦た其の一人にて、植田乙次郎は、大久保の山口行の歸途、宮市驛に待合せて、出兵の協商を遂げたる程であつた。然して最初後藤に説かれて、其説に賛成した在京の辻將曹(維岳)等も、後藤の歸國中一時は薩人に説かれて、その意見であつたが、後藤象二郎再上京に際し、又た後藤に説かれて、それに賛成し、却て薩藩に向つて後藤の意見を取り次ぐに到つた。而して在京中の薩藩人士に於ても、高崎猪太郎、高崎左京兩人の如きは、中井弘藏等と、寧ろ後藤説に加擔しつゝ、あつた爲めに、島津備後、小松帶刀等も亦た強ひて硬論を主張せず、その爲めに薩でも姑らく後藤の運動を靜觀することとなつたものと察せらるゝ。

薩藩士中の
賛成者

【二五】 寺村左膳手記に露はれたる

後藤の運動と薩藩(一)

後藤運動
の因

後藤の運動に就て、尤も信據す可き土佐側の資料は、當時後藤の意見に敬服し、藩

薩の形勢
を探る

命を承けて、其の運動を興にしたる寺村左膳の手記である。此れを見れば後藤の運動は全く對薩運動であつたことが判知る。對薩とは薩摩の直接行動を、或は牽掣し、或は沮止し、或は轉廻せしめんが爲めだ。

一 六月十八日後藤氏隨從の者、此頃薩の形勢を探りて、其實を得たりと、其略に曰、薩過日使節を長州に馳て約を結び、内外挾んで近日二條城を襲ふべしと議既に決せり。越前、宇和島は根元齒爪に不掛、只頼は吾藩也(土藩)。然るに老公(容堂)の議聊不合所あり、既に中道にして御歸國となりしより、失望憤怨に不堪、且内實國力大に疲弊せるより、無事にして引取事不能、進退大に困窮して、終に今日に至ては、幕府の失策を鳴らして、兵を動かし、成否を一時に決せんとなり。期限數日を出でずと云々。

此れが後藤側の齎らしたる薩藩の内情だ。因みに云ふ、後藤は六月十三日に長崎より入京してゐる。

後藤の憤
起

象二郎之を聞き、憤然突起して曰、そも、大藩の任たるや、皇國危急存亡の時に當ては、天地間之大條理を以て、外國に對するを急務とす。何ぞや禍害を蕭牆

の中に求めて、私闘を爲し、外夷の術中に陥入るべけんや。今薩を説くに大條理を以てせんに聞かざる事不可有。聞く時は俱に力を戮して皇國の危急を救はん。不聞時は絶交して可。期未運、傍觀坐視の時にあらずと。余輩三人其議に服し俱に言を發んとす。

機先を制せんとす

三人とあるは、寺村左膳と、恐らくは佐佐木三四郎、由比猪内であらう。何れにしても後藤は全く薩摩の直接行動の風説に刺戟せられ寧ろ自ら進んで其先を制す可く、薩に向つて働らきかけたのだ。而してそれからやがて小松、西郷、大久保等の薩の要人等の賛同を得たことは、既記の通りだ。(參照 三)然も後藤が一旦歸國して、重ねて上京の途次、彼は九月三日、大阪に於て、西郷と面會するや、西郷の態度は略ぼ左記によりて推察せらるゝ。

西郷との問答

一 九月三日著阪、左膳、後藤象二郎兩人、西郷吉之助旅宿へ罷越致、面會、其節之應答之大略、左之通。
一 第一吾藩出兵之事を問候に付、國許には致用意御座候得共、未發し不申、一左右次第之積に候段相答。

後藤の建白申入

西郷の待ち兼ねたのは、建白書ではなく兵士だ。されば面會第一に彼が出兵に就て質問したるは、彼としては當然のことだ。然るに其答は「未發し不申」とある。西郷の失望知る可しだ。

一 此方より申す、豫て御示談申候大條理之建白之筋、國元彌相運び候故、是より早々御談合申、差出申度段申述處、一兩日之中に、上京候に付、彼是於京都御談可申段、吉之助申述る。

而して兩人が著京したのは、翌四日であつた。後藤等の建白書一件には、定めて西郷は餘り氣が乗らなかつたものと察せらるる。

西郷の實力行使意

一 同七日小松帶刀宅へ、象二郎一人參り、吳候様申來り、同人參り候處、帶刀、吉之助、一藏列座、吉之助より申述候には、兼て大條理御建白之筋は、御同意仕、貴兄再之御上京を相待居申候處、段々惣分模様變に相成、只今と相成候ては、所詮建白等にて相運び申見付も無之に付、弊藩にては、兵力を以、盡力致申心得に相成申候。御違約之段は、不都合之筋にも御座候得共、御同意被下候哉、否之段申述る。此れは土佐側の記事ではあるが、正しく西郷の所説を傳へたものと信せらるゝ。

後藤の舉兵反對

象二郎云、弊藩にて兩君公(豊信、豊範)決而舉兵之御趣意に無之、建白書を以、何迄も貫徹致候様被申付候。其上愚存にも舉兵之儀は、御同意難致段、種々辯論致候處、終に議論不逢(合)尙又双方熟考可致段申述、相分し由なり。

此の如く第一回の會見では、遂ひに互ひに要領を得ずして散會した。後藤側では本國に出兵反對の容堂控へられたれば、如何に後藤が賛成せんとするも不可能だ。矧んや後藤自身が、本來の平和解決論者たるに於てをやだ。

【二六】 寺村左膳手記に露はれたる

後藤の運動と薩藩(二)

意見不一

後藤と薩藩との意見の喰違ひは、今更ら致方はなかつた。

一 同(慶應三年九月)十日、象二郎再度薩州へ行、例之三人(小松、西郷、大久保)へ對面、前件之筋を以、致辯論候得共、終に承引不致に付、左候時は、貴藩には御勝手に兵力を以、御盡力可被成、吾藩には兼而君命之通り、建白書差出可申。右様に御不同意に相成候而も、根元國是を振起致度と申所は、御同意之譯に付、貴藩之御舉

大久保長州行の意

兵一條に於て、決而御妨は致不申段申述候處、大慶之模様にて、尙以後互に可申談旨申述、熟談にて相分候由也。此の如くして議論では到底合致しなかつたが、所謂喧嘩分れとはならずして尙ほ互ひに妥協の餘地を剩して置いた。併し兩藩の建白書一件に關する交渉は一と先づ打切りとなつた。

久光の態度

一 大久保一藏、長州へ使節として罷越、兵を起すの議誘引也。とあれば、大久保の山口行(十五日大阪出帆)に付ては、土藩の要人等も、豫じめ之を聞知したものと察せらる。薩藩では最早土藩に望を屬すること不可能となりたれば、長藩との提携が、愈倍大切となり、その爲め大久保の使命が極めて有意義だ。一 同十一月小松帶刀下阪致す。此度舉兵之一條、始て隅州公(鳥津久光)へ言上之爲めに罷越す趣也。此事余輩等合點不行、是程之大事件、今迄君公御存知無しと申議は有之間敷と相考候に付、田中幸助に致對面、相尋候處、幸助云、隅州公には、眞に是程之事とは御存知無之、若前以申上たらば、忽ち御差留に成り候は、顯然之事故、事急迫に成りて、后に申上る之策也と云。扱又備後公子(鳥津珍彦)は如

久光と利
通隆盛と
の不一致

何と問へば、此人は豫て討幕論に付、一兩日之中隅州公と交代する筈也と云。此れは見逃し難き一項だ。島津久光も、幕府、特に將軍慶喜に對しては、不平滿満であつたが、然も彼には文久二年以來公武合體の定見が、今尙ほ若干固著して、到底西郷、大久保等の如く、徹底的の武力解決論者となることは困難であつた。それを見て取りたる西郷、大久保等は、久光に知らせて、差支なき丈のことを知らせて、自餘は彼等の間に獨斷專決したるものも鮮くなかつた。それが他日久光が、西郷、大久保等と、相容れざる禍根となつたのだ。因に云ふ、島津備後の入京は、九月十一日にして、島津久光の大阪開籠は、九月十五日であつた。

久光歸國

一 同十八日、小松帶刀より承るに、隅州公より、京師之時情之儀は、備後公子並に重臣へ御委任にて、御出帆被成候趣也。

此れにて小松、西郷、大久保等は、手一杯に其の仕事を上國に於て爲すことが出来たのだ。

建白書提出
時期差延

一 過日以來、御建白書早々差出度取調中、何分薩州には、此御建白を不好、差支候心底に相見へ候。夫に付吾藩にも、根元同志之者有之故、御建白書成丈け差延

候方可然、無左候ては薩州之妨げに相成、幕に覺悟致す譯に付薩之暴舉、彌相決候前日位迄、差控候方可然、杯彼是種々評論中、多分之日數を取候事。

土藩の中にも、乾退助一派の如き、薩と同論者もあれど、愈よ薩と正面衝突するが如きあらば、土藩に取りては由々敷大事なれば、成可く薩にも幕にも、双方に當らず、障らず、穩便の仕打もて、其の目的を達せんことが、後藤等の希望であつた。さればその評定の爲めに、時日を遷延するに到つたのは、餘儀なき次第であつた。然も何時迄提出を見合すれば、薩に満足を與ふ可き乎、問題はそれである。

【一七】 寺村左膳手記に露はれたる

後藤の運動と薩藩(三)

後藤薩藩
内情看取

後藤側では、薩藩の討幕論の中にも、聊か弱味のあるを看取した。そは薩藩の小松、西郷、大久保等は、何れも其の意見は一致してゐたが、其の内部には、假令土佐ほどでなかつたにせよ、異論者が存在してゐたことを觀ひ知つたからだ。併し兎も角も薩藩の直接行動の意氣込は、猛烈であつた。さればそれと正面から衝突するこ

とは、後藤側でも、聊か躊躇せざるを得なかつた。

永井後藤
會見

一 同廿日(慶應三年九月)永井玄蕃頭殿より、象二郎を御呼立に相成、罷出候處、先達而於須崎浦英船應接之一條等、御尋有之、右之跡に而此度土州建言之筋も有之趣相聞候。成丈け早々差出候様被_レ仰聞候。

此處に須崎浦英船應接とあるは、例の長崎丸山英國水夫二名殺害事件に付、英國公使パークスと後藤等の談判を云ふのだ(參照 六三册六二 一六五)而して後藤と永井との消息は、後藤の長崎より入京の際、既に通じてゐた。從て這回は永井側から、建白の提出を慫慂するに到つたのだ。

永井慫慂
の因

抑も永井は大目付より、若年寄に拔擢せられ、慶喜に取りては二人と無き調法の漢だ。彼が斯く慫慂したるを見れば、後藤建白の消息は、業に既に將軍慶喜に、全くとは云はぬが、若干通じてゐたものと推測するも大過あるまい。而して永井が斯く慫慂したるは、薄々薩の行動に感付き、その先を制せんが爲めであつたかも知れない。即ち九月十一日付永井が在福井の松平春嶽に與へたる書中の一節にも、「當境先相替候義無之候へ共、兎角脱藩浮浪輩、夫是へ潜伏何か奸計も有之候よし、

類に風説、少々は痕跡も有之、甚心配罷在候とあれば、彼は兎も角も局面打破と云はずんば、局面轉開の必要を感じたものであらう。

建白書提
出決定

一 同廿一日、廿二日御建白書出すや否やの議論有之、終に早々差出可然に相決、即日御留守居役を以て、板倉閣老へ迄、左膳、象二郎拜謁仕度段、申出候事。

板倉に謁
見申入

此の如く愈よ提出に決し、板倉閣老に公式謁見を請うこととなつた。

西郷に打
合

一 同廿三日板倉殿より明廿四日、五つ時(午前八時)罷出候様御沙汰に相成候事、然に右御建白書、一應薩州へ爲見不申候而は、手の足り不申譯に付、此日藤次(福岡、後に子爵福岡孝弟)を西郷吉之助方へ致持參、尙亦御高諭も承度段申述候

處、吉之助御建白之可否は、一言不申、扱此御建白御差出に相成候は、幕府より先きへ手を出し候之勢に御座候。左候而は、弊藩之軍略相違之譯に付、御差出に引續き、此方より事を發可申、併し大久保一藏も未長州より歸り不申、彼是不行届筋も有之候間、來月五日頃迄には發し可申と、豫而は相合居候得共、尊藩に而彌御建白書御差出しに御定候は、致方も無之、不得止發し可申に付、彌御差出之前日に、御沙汰被_レ下度段申述候故、藤次も殊の外致當惑罷歸、夫より一同打寄

後藤西郷
辯解に決意

致評議處、銘々議論紛々たり。終に決る處は、一體是迄薩と同腹にて申談じ、今に至て顯然兵端を開くを見ながら、斷然と建白書差止候も不相好、然ばとて差出候はでは、御趣意も貫徹不致譯に付、象二郎大に憤發、明日より打掛り、何迄も西郷を辯解可申段に相決、依之板倉へは、兩人共病氣之趣申出置候事。

後藤等は全く板狭みの姿だ、幕府からは至急差出せと云ひ、薩藩からは當分延引せよと云ふ。然も土藩では既に差出す手順も出来、板倉閣老との謁見の日時も確定したのだ。然も流石は後藤だ、自から西郷を説きつけ、少くとも建白書提出に異議を申さぬ丈けには仕了せんと決心した。此れは後藤側としては、最善の方法であつた。

尙ほ大久保一藏日記によれば、同人は九月二十三日京著、同日西郷、辻將曹に差越建白差出度旨相談有之、云々相答候事とあれば、福岡の西郷面會と同日である。されば大久保、西郷の會見は、同日であつたか、福岡會見の後と認む可き歟。或は又た西郷が掛引の爲めに、大久保一藏も未だ歸り不申と云うたかも知れない。

【二八】 寺村左膳手記に露はれたる

後藤の運動と薩藩(四)

薩藩内情
偵察

後藤側で特に關心したのは、薩藩だ。薩藩の態度だ。幕府とは已に渡りがついてゐた。されば薩に就ては頗る偵察を怠らなかつた。

一 同廿四日(慶應三年九月)に聞く、大樹侯には、四五日前、二條城へ御引入に相成諸御固め、頗る御嚴重の趣に相見へ候事。

從來の市居を、此際二條城に移轉したるは、恐らくは何等かの異變を豫想して、その準備であるとするも、差支あるまい。

一 同廿五日大久保一藏、長州より歸り、長州之答振、半信半疑、一藏大に倭へたりと云。

とあるが、此れは全く訛傳だ。倭へざるばかりでなく、大久保は全く其の使命を達成して還つたのだ。而して大久保日記によれば、廿五日辻參る、長州形行委細相嘯候事とあれば、大久保は長州の形勢を語り、辻が後藤に説かれて、後藤説に賛成し

つゝあるを、更らに其心を翻へし、薩論に賛成せしめんことを努めたものであらう。

薩州京邸の二派

一 同廿六日に至而、薩之情實を探るに、此頃鹿兒島表國論二端に分れ、京師之論と表裏せりと、依而京師邸も亦隨て二た派に成りと聞けり。高崎左京(男爵正良)輩四五人一派の巨魁と聞けり。

西郷高崎に困す

此れも事實だ。高崎左京には、流石の西郷も手こずつた。彼が慶應三年十二月二十八日付の養田傳兵衛當の別啓と思はるゝものゝ中に、追啓上、高崎左京義仁門公(仁和寺宮嘉彰親王、後小松宮彰仁親王)より御願にて、山階宮(晃親王)より御借受相成、御付にて罷在候處、誠に因循説を以、仁門公を感し、所謂後藤の説を信じ、隠策有之、度度堂上方より、御付人召替吳候様承候得共、差たる義も仕出しはなり申間敷候間、御懸念被下間敷と、申上置候て、夫形打捨置候處、仁門公御參内中も、三四度御呼出し申上、始終因循論を吹込め、英邁の御生質を俗論に導込候事にて、一同堂上方憤激被致無致方御差下し相成候間、左様御含可被下候と云うてゐる。如何に高崎が此際後藤等の平和解決論に加擔して、奔走しつゝあつたかは、此れにて察せらる。

る。

薩邸沸騰

又た曰く、必罷下候上は、妖説を唱へ候はんと奉存候。一藏と私兩人の處相除候へば、邸中は決して異論にて無之、杯申觸れ、邸中にてても大に沸騰仕候次第、勿論舊幕にても、後藤邊と相合し、其策は餘程相盡し候ものと相聞れ申候。自分の事、彼是申上候も、誠に汚顔の仕合に御座候得共、事實不相分候故、申上置候付、御含可被下候とある。されば慶應三年の年末には、餘儀なく高崎を歸國せしめたものと察せらる。されば後藤側で、建白書提出前後に、高崎左京を、西郷、大久保反對派の巨魁中に數へたるは、決して其の見當を誤りたるものではなかつた。

町田民部の反對

一 薩の大監察町田民部、此度歸國せり。其節西郷より早々國元より出兵致候様可申間段、相謀り候由之處、民部義根元舉兵不同意之者に付、決而意を不更、表裏の義を國元へ相達候由也。

高崎小松を説く

民部輩の言に云、西郷之舉動は兒戲に等しと。
一 同廿七日類に薩邸を探るに、備後侯公子(島津珍彦)と、小松とは、大に高崎輩に説かれたりと、既に小松は大に窮して、妾宅へ逃込、人に對面せずと聞ゆ。追而

聞に十月三日には出仕せりと也。

一 薩の二大隊計は既に西郷に背き、若西郷事を發せば、却て吾内を討んとするの勢也と聞けり。西郷、大久保は決而不撓、是非事を發するの勢あり。以上薩藩の内情偵察は、幾許か後藤側をして、其の建白書提出に、自信力を加へしめたるものある可しと察せらる。

【二九】 寺村左膳手記に露はれたる。

後藤の運動と薩藩(五)

小松の建白同意通知

後藤が再び上京の途次、大阪に於て西郷に面會したのは、九月三日であつた。爾來薩藩との交渉は、或は續、或は斷、而して又た續となり、漸く滿一ヶ月の後、即ち十月二日に到つて、左の通知を受取つた。

一 十月二日、小松より書翰來れり。貴藩之御建白に依て、弊藩動搖の段、過日吉之助より申置候處、其筋漸々と相運び候に付、御懸念なく御差出被成候様申來り、右に付直接御留守役を以、閣老へ拜謁仕度段、申出候事。

薩藩同意の理由

元來板倉閣老よりは、九月廿四日に出頭の申立があつたのを、薩藩の申出に應じ病に托して之を理りゐたことは、既記の通りだ(參照 二七)。されば後藤等に取りては、今や時期方さに到來したのだ。

抑も薩藩から斯く折れて來たのは、後藤の運動が興りて大に居ることは勿論だが、亦た大久保が寧ろ後藤等をして、提出せしめよとの意見によることは、大久保の日記を見れば、分明だ(參照 二三)。而して大久保が何故に「土佐建白之儀、差出させ可然及勘考」たる乎は、單に後藤から口説き落されたるばかりでなく、必ずや外に理由の存することであつたらう。

建白書差上

一 同三日板倉閣老より御呼立有之、四人示合之上、象二郎、藤次、即日致出勤、御建白書差出候事。

四人とあるは、後藤象二郎、福岡藤次、寺村左膳、神山左多衛である。此の如く、後藤は入京一ヶ月の後、漸く建白書を差出すこととなつた。

一 同四日、左膳、左多衛、二條關白殿下へ參殿仕、同様御建白書差上候事。右之通、漸々御建白書相運び候に付、是迄之事情、爲報告、左膳義、五日夜半京都を發す。

對藝州運

とあれば、寺村左膳は、復命の爲めに、歸藩の途に上つたのだ。
後藤等は單に薩に對して、正面運動ばかりでなく、亦た側面運動をした。長には固より手が著かなかつたが、藝に向つては、盛んに運動した。それは寺村左膳手記の中に「藝州の事情」と標題をつけて、左記の條項があるを見て、判知る。

辻後藤に
加増

一 九月三日大阪にて、西郷吉之助より歸りに、藝之家老辻將曹を訪ふ。此人も西郷同様に象二郎を待兼居たり。是も出兵の事を相尋ね候に、付答に、此度は朝暮へ建白書を差出候計の用向に付、多人數召連候儀入用に無之、尤追々時勢の模様により、國元より操出候様に用意は致御座候段、相答候處、至極御尤に御同意致候。弊藩にも明日同職の者致歸國候に付、御同様に致候様可申遣、段被申述相分候事。

とあれば、辻は容易に後藤等の否出兵説に加擔したることが判知る。

辻後藤の
往復

一 其後將曹上京に相成御當家(山内家を斥す)の論へは、依頼の様子にて、毎々象二郎旅宿へ參り、種々應答致候なり。薩州は彌決心にて、舉兵の儀を將曹追々承るより、大に相驚き、何分當時右様の事に至りては、皇國の御爲不可然とて、薩を

説得するの含と相聞候事。此前後類に致出會候得共、格別重大の事件無之。事。辻は薩藩側では、全く同志と認めてゐた。惟ふに後藤の歸國中には、薩論に賛成したものと察せらるる。然らざるまでも、斯く薩に諒解せらる可き態度を持してゐたのであらう。

西郷辻會
談

一 西郷は藝州を殊の外頼み、彌同腹心の様に思居候様子也。然に辻將曹は決して同意の様子不見、不審に存する中、同廿三日の夕、吉之助將曹方へ參り、舉兵の事を謀る處、將曹驚て曰、建白書を以盡力する儀は、土州同意に候得共、討幕等の儀は、存掛も無之、段、相答候由の處、西郷も大に相驚き、過日小松帶刀迄、船越洋之助殿(後に男爵船越衛)舉兵御同意之段、御話有之候に付、悉皆御同意と相心得居候段申述る。依之將曹船越洋之助を呼て、詰問するに、決して小松へ左様之儀申候覺へ無之、虛名を被立候儀、憤激に不堪とて、小松と對決之上、刺殺し申段申募り候由、如何治りや、其後の事不承。

辻の約變
とある。兎も角も大久保は九月十九日、出兵を約束して、山口を出立し、宮市驛にて、彼を待ち合せたる藝藩の植田乙次郎と會見し、更らに其の顛末を語り、相談を遂

け、植田は又た山口に來りて、長藩とも打合せてゐる。されば藝藩の出兵は、長から見ても薩から見ても、既定の約束だ。然るに土藩側の記事によれば出兵反對となつてゐる。如何に辻將曹其人の意見が、此間に於て豹變したる乎を察す可きだ。當人をして云はしむれば、或は本來の面目に復歸したとも謂ふ可き歟。何れにしても後藤等の手が、藝州側に廻りたるは争ふ餘地なき事實であらう。

第六章 山内容堂の大政返上建白書提出

【三〇】 山内容堂の建白書(一)

板倉沈著
に受取る

抑も後藤等が、虎の子の如く大切にしたる建白書とは、如何なるもの乎。十月三日、後藤象二郎、福岡藤次は、板倉閣老の召命に應じ、後藤は之を提出した。而して此れは重大の文書であることを、故らに申添へて手交したが、板倉は別に何等の表情なく、沈著にそれを受取つた。

所謂二懼

誠惶誠恐、謹て建言仕候。天下憂世の士、口を噤して敢て不言に至り候は、誠に可懼の時に候。朝廷、幕府、公卿、諸侯、旨趣相違ふの狀あるに似たり。誠に可懼の事に候。此二懼は、我の大患にして、彼の策於是乎成矣と可謂候。

彼の策とは、誰を斥すのである乎。先づ外國を概稱するものと認む可きであらう。

如此事態に陥り候は、其責任畢、竟誰に可歸や、併し既往の是非曲直を喋々辨難すとも、何の益かあらん。唯願くは大活眼、大英斷を以て、天下萬民と共に同心協力、公明正大の道理に歸し、萬世に亘て不愧、萬國に臨んで恥ざるの大根柢を建てざるべからず。

大活眼、大英斷が本文の眼目だ。

従來の阻

此旨趣、前月上京の砌にも、追々建言仕候心得に御坐候へども、何分阻隔の筋のみ有之、其内不圖も舊疾再發仕、不得止歸國仕候以來、起居動作と雖も、不隨意の事に成り至り、再上の儀、暫時相調不申候は、誠に遺憾の次第にて、只管此事のみ日夜焦心苦思仕罷在候。

山内容堂は、慶應三年五月朔日入京し、同二十七日退京した。

因て愚存の趣、一、二家來共を以て言上仕候。唯幾重にも公明正大の道理に歸し、天下萬民と共に、皇國數百年の國體を一變し、至誠を以て萬國に接し、王政復古の業を建てざるべからざるの一大機會と奉存候。猶又別紙得度御細覽被仰付度、懇々の至情難默止、泣血流涕の至に不堪候。

慶應三年丁卯九月

松 平 容 堂

興國氣分
横益

此の建白書は、其の所説、粗枝大葉にて、荒ら削りの儘であるが、如何にも其の文字は、維新興國の氣分が溢れ漲つてゐる。所謂「王政復古」の文句は、必らずしも此れが最初ではなきまでも、それが天下の耳目を聳動するに至りたるは、而して天下の合言葉となりたるは、此の建白書から始まると云ふも、差支あるまい。

建白の影
響

但だ山内容堂をして、此の建白書を提出せしめたる動機は、薩長の間における討幕の秘計が、何處からとも無く傳はり來り、土藩をして、寧ろ自から進んで、其先を制せしめんと意向に出でたるものにして、後藤象二郎と、坂本龍馬の合作であると認めねばなるまい。而して此の泉源がやがては、明治時代に於ては、板垣退助等の民選議院の建白となり、土佐に於ける自由民權の運動となり、愛國公黨、自由黨の結成となり、而して凡有る日本全國に於ける藩閥打破の運動となりたるものにして、その點から觀察すれば、此の建白は、決して瞬間的の衝動を、當時の政局に與へたるばかりでは無く、頗る重大なる影響を明治史の上に、遺したものと云

はねばならぬ。

建白時機
に投ず

然も幕府政權返上論は、實際論としては兎も角も、理論としては從來より、或る部分には唱道せられ、殊に幕府側でも、或者は之を唱へて朝廷を困却せしめんとし、或者は之を唱へて幕府を困却の地より自由ならしめんとしたる者も無いではなかつた。但だ今や時期愈よ切迫となつた爲に、山内容堂の名によりて建白せられたる此論が、始めて實行的可能性を帯ぶるに至つたのだ。云ひ換ふれば、容堂の投じたる一石は、宛も春氷の正に融けんとする際であつたから、忽ち池面を打開することが出来たのであつた。

【三二】 山内容堂の建白書(二)

建白條項 所謂る建白の條項なるものは、前にも記した通り(参照 三〇)、別紙として之を其の臣下の名をもつて提出した。

別紙

宇内の形勢、古今の得失を鑒し、誠惶誠恐、頓首再拜、伏惟皇國復興の基業を建てんと欲せば、國體を一定し、政度を一新し、王政復古、萬國萬世に不恥者を以て、本旨とすべし。奸を除き、良を擧げ、寛恕の政を施行し、朝暮諸侯齊しく此大基本に注意するを以て、方今急務と奉存候。前月四藩上京仕、一二獻言の次第も有之。容堂儀は病症に因て、歸國仕候以來、猶又篤と熟慮仕候に、實に不容易時態にて、安危の決、今日に有之哉に、愚慮仕候。因て早速再上仕、右の次第一々、不及建言仕候志願に、御坐候處、今に至つて病症難澁仕、不得已微賤の私共を以て、愚存の趣、乍、恐言上爲仕候。

此れが其の緒言である。以下が則ち條項である。

議定權の
所在

- 一 天下の大政を、議定する全權は朝廷にあり。乃我皇國の制度、法則一切萬機必ず京師の議政所より出づ可し。
- 一 議政所上下を分ち、議事官は上公卿より、下陪臣庶民に至る迄、正明純良の士を選擧すべし。

此れにて見れば、恐らく英國の議院制を模範としたのであらう。但だ本建白の旨

趣は、天下大政の權を幕府より朝廷に移し、而して朝廷の政權は擧げて、之を議政所に一任すとのことであらう。此れでは議會中心主義とも、議院政治とも云ふ可きものだ。然も議政所のみでは、行政の機構は決して完備し得るものではない。

庠序學校設置

- 一 庠序學校を都會の地に設け、長幼の序を分ち、學術技藝を教導せざるべからず。

此れは教育事項だ。

外交

- 一 一切外蕃との規約は、兵庫港に於て、新に朝廷の大臣と諸藩と相議し、道理明確の新條約を結び、誠實の商法を行ひ、信義を外蕃に失せざるを以て、主要とすべし。

此れは外交の一件だ。

海陸軍備

- 一 陸海軍備は一大至要とす。軍局を京攝の間に築造し、朝廷守護の親兵として、世界に比類なき兵隊と爲んことを要す。

此れは海陸軍に關するもの。

政刑改革の要

- 一 中古以來、政刑武門に出づ。洋艦來港以後、天下紛紜、國家多難、於是政權稍動

く、是自然の勢なり。今日に至り、古來の舊弊を改新し、枝葉に馳せず、小條理に止まらず、大根基を建るを以て主とす。

- 一 朝廷の制度法則、從昔の律例ありと雖も、方今の時勢に參合し、間或當然ならざるものあらん、宜しく其弊風を一新し、改革して、地球上に獨立するの國本を建つべし。

此れは朝廷の制度改革を云ふ。

議事士大夫心得

- 一 議事の士大夫は、私心を去り、公平に基き、術策を設けず、至直を旨とし、既往の是非曲直を問はず、一新更始、今後の事を見るを要す。言論多く、實效少き通弊を踏むべからず。

此れは議員たる可き人々の心得に就て云ふ。

當職者の心得

右の條目、恐らくは當今の急務、内外各般の至要、是を捨て、他に求むべきものは有之間敷と奉存候。然則職に當る者、成敗利鈍を不顧、一心協力、萬世に亘て貫徹致し候様有之度、若或は從來の事件を執り、辯難抗論、朝幕諸侯、互に相争の意あるは、尤然るべからず。是則容堂の志願に御坐候。因て愚昧不才を不顧、大意建

言仕候。就ては乍恐是等の次第空しく御聽捨に相成候ては、天下の爲遺憾不鮮候。猶又此上寛仁の御趣意を以て、微賤の私共と雖も、御親問被仰付度奉懇願候此れが結論だ。

慶應三年丁卯九月

松平土佐守内

寺村左膳

後藤象二郎

福岡藤次

神山佐多衛

以上の一文は實に驚天動地、維新の新政局を打出したる最初の大文字である。

【三二】 後藤等の建白書採用運動

幕府驚かす

幕府側では豫ねて覺悟の前であつたから、山内容堂の大政返上、議政所設置の建

白は、決して灰吹から龍が躍り出し、瓢箪から駒が飛び出すの類と、同一的驚異視することなく、亦た青天の霹靂として、一大衝動を感じたる程ではなかつたであらう。何れにしても現状の維持し難きことは、摠ての人とは云はぬが、多くの人は之を知つてゐた。特に政府の當局者は、尤も之を知つてゐた。但だ問題は如何なる方向に、此の現状を改革す可き乎であつた。

土藩の採用運動

されば此の建白をその儘に嘉納する乎、否乎に就ては、彼等は頗る考慮を費す必要があつた。彼等と云へば、閣老の板倉伊賀守や、若年寄の永井玄蕃頭の徒を斥すのだ。而して後藤等は、此の建白書が所謂聽捨てに了らば、土佐一藩の面目は丸潰れとなり、薩長をして愈よ直接行動の好名義、好辭柄、好口實を作さしむる所以であるを知つてゐたから、その採用に就ては、頗る猛烈の運動をした。今ま寺村左膳手記に徴すれば曰く、

十月五日左膳出足當日、象二郎永井侯（永井玄蕃頭）へ致出勤、御建白書の御模様御尋申上候處、大樹公にも御満足、隨分相運可申、乍併重大之事件に付、急速には運び兼可申位の御答にて有之由、追々大樹公御目通被仰付候義も可有之段、

被_レ仰聞候由也。

此れは寺村が高知へ報告の爲め發途當日のこと如何にも建白書の前途に、一道の光明を認めたことが判知る。

後藤福岡
板倉に催

以下は神山佐多衛が京都よりの報道に據りて、寺村左膳が書き留めたるもの。

一 十月六日の朝、象二郎、藤次兩人板倉侯へ罷出候處、御出勤前に而御逢無之、

(但御建白御採用に相成候得共、一日にても早々御運相成候様云々)

これは後藤と福岡とが、板倉閣老に催促に出掛けたのだ。

一 同七日又々象二郎、藤次、板倉侯へ出候處、又御逢無之。

一 同八日朝右兩人御同所へ出候て、漸く御逢有之、直に御催促申上候處、御建白大御眼目之處、御尋問無之、枝葉之事而已御尋有之、ク様之事に而は、逆も何共成間敷と失望之事。

此の如く連日三回訪問して、漸く面會した結果は、餘りに香しくないから、後藤等の失望も、無理ならぬことであつた。

會津に運
動

一 九日昨日板倉侯の御模様にて、御運び難相成勢に付、今夕會藩手代木直右

衛門、外島機兵衛を招き、象二郎、左多衛兩人出會、談判致候。右兩人より御藩御建言之筋、寡君(會津藩主松平容保)初甚御同意に相考、今日其形御答仕合之處へ、御招きに付、幸罷出るとなり、實は是迄御答延引も、内にて議割れ候故との事、御同意と相成候上は、早々御運びに相成候所、御盡力被成度云々引合置候事。此の如く方向を會津方面に轉じ、會津をして建白採納の催告をなさしめんとした。

幕府採用
決定

一 今朝永井侯(若年寄永井尙志)へ、象二郎罷出る。今日登城にて御建白之筋御採用之有無御決極に可相成との事にて、今夕象二郎へ御返答之筈也。右會藩と出會中、御答來る。御採用之所、彌御運びに相成候に付、尙御内話被成度旨御掛合也。則手代木等に、御書翰爲見候事。

此の如く必らずしも後藤等の運動によりて、其の功を奏したとのみではないが、幕府側でも愈よ採用に決定したので。

朝廷に運
動

一 同十一日關白様(二條齊敬)へ拜謁相願候筈にて、藤次、佐多衛兩人參殿之處、御所勞にて、御逢不被遊、何れ明日は御沙汰有之趣之事。

彼等は朝廷方面にも運動の手を伸ばした。

薩摩小松の内話

一 薩舉兵不可然と決極、土州建白、幕府御採用無之時に至て、本國より舉兵すべし、其時は土兵も勿論可出云々、小松氏より内話、則當時之兵は歸との事也、此れは小松が宜き加減に、土佐へ挨拶したものであらう、但だ薩でも内輪の事情の爲めに、大久保が山口にて約束した通りに、九月下旬迄に三田尻まで送兵する杯の事は出来なかつた、而して大久保等は、當時岩倉と與に、一大潜行運動の最中であつたから、此の建白書の採否如何の如きは、左程大なる關心を持つ可き理由もなければ、餘裕も無かつた。

【三三】 板倉閣老と松平春嶽との往復書簡(一)

幕府側の態度

抑も幕府側に於て、如何なる態度もて、山内容堂の建白書を受取つた乎は、十月十日付にて、當時在京の閣老板倉伊賀守より、在福井松平春嶽への一書が、能く之を語りてゐる。

(前略) 然ば松平容堂より、家來後藤象二郎出京爲致、去る四日(慶應三年十月)別紙寫之通(參照 三〇三)建白書差出、即今切迫之形勢故、寸刻も早ふ御採用之有無相何度と、切迫に申聞候へ共、當今御國內人氣形勢をも熟考致候得ば、當節之御成行にて、必定平穩との見据も無之、容堂之論、至當にも可有之、乍去只々御實行之所如何之ものか、御國體一變とは、重大之事件、此上もなき義、何分御實行之利害得失如何と、深焦心苦慮之至に御座候。

板倉閣老の言としては、尤の次第であるが、所謂不知日已過、亭午起向高樓、撞曉鐘の起きがある。

慶喜の心中

素より天朝御尊崇、皇國を御維持被遊候思召に、而御相續以來も、日々夜々御苦心被遊候御儀に御座候。

此れは全く此通りであつた。

然處一朝王政に被復、皇國必平穩、上は被安宸襟、下萬民安堵、萬歳を唱候様相成義等に候はゞ、上には御職掌は如何相成候とも、王政復古も御本意との、公明正大之尊慮に被爲在候。

春嶽の意を問ふ

此れは慶喜の胸中を披瀝したものであらう。

何分先見之見据無之、容易に御決著も被遊兼衆議を被盡候思召に御座候、依而貴君（春嶽を斥す）之御見込も十分御承知被遊度、從拙子申上候様被仰付候、篤と御熟考、御賢慮之程、無御腹藏、早々可被仰上候。

此れにて本書は將軍慶喜の意を承けて、板倉閣老が松平春嶽の意見を徴したる事が判知る、何分先見之見据無之、容易に御決著も被遊兼とあるが本音であらう。然も慶喜一存としては、容堂の説を容るゝの外に、詮すべなしと諦めてゐたことは、王政復古も御本意との、公明正大之尊慮に被爲在候との一句が、能く之を語りてゐる。

建白内容の底意

何れ容堂も上京被仰付候運びにも可相成候、其節は貴君にも早々御上京候様可被成候、何分事情、紙表には盡兼候、此段早々申上候、頓首。

十月十日

伊賀守

大藏大輔様

再白云々御差出之御家臣は、雪江十之丞之内に候得ば、別而宜敷、其邊も申上候様御尊も被爲在候。

中根雪江、酒井十之丞、何れも松平春嶽の親臣にて、將軍慶喜にも從來からの面識ある者共だ。

不遠長州家老も上坂、三條始五人も上坂、其中へ英公使も上坂などの薄々尊も有之、百事幅湊、殆困難を極、痛心之至御座候。出殿中別而亂毫、御判談可被下候、早拜。

寺村左膳手記によれば、十月十一日の項に、

一 明後十三日、諸藩詰合之重役、二條城へ御呼立之御廻文來る也。
とあり、又た十二日の項に、

採用内決

一 同十二日朝、象二郎永井侯（若年寄永井玄蕃頭）へ出候處、御建白筋、彌御採用に御決定之趣也。

とある、而して又曰く、

一 關白様より藤次、左多衛兩人御呼立、御建白筋、幕府御採用に可相成、御内決

薄々傳承仕候就ては不日必御奏聞に可相成、其節は御拘泥に不相成、早々御決議之趣奉希望云々、具に奉言上候事。

一 刻百轉 とあれば、十月十日、十月十一日、十二日の三日が如何に朝幕の間に於ける重要な日であつたか、判知る。而して板倉の一書は、實に十月十日付である。當時幕府君臣の胸中は、定りたるが如く、定まらざるが如く、又た定りたるが如く、恐らくは一、刻百轉の状態であつたと察せらるゝ。

【三四】 板倉閣老と松平春嶽との往復書簡(二)

春嶽の憂慮

松平春嶽は、頗る沈重の態度を持してゐた。彼は板倉閣老の書簡を受取る以前、即ち十月十二日付にて、象二郎は、御承知之通、西洋法を信じ、議事院申立、是は忠直可感候得共、象二郎直に、西洋法之論を借て、私説を恣にせんが爲、議事院を開かんとする覺も随分可有之哉候へば、若々其向々より、朝廷へ議事院建白出候而も、輕率

慎重調査諫告

御採用被爲、在候而は、天下之一大變動、眼前に生じ可申は勿論と、深く心痛仕候と云ひ、決して輕率に採用する勿れと、其の杞憂を漏らして、忠告を與へてゐる。而して、象二郎は幸玄蕃頭殿(永井尚志)懇意之事ゆへ、能々所存玄蕃之頭殿、象二郎を被呼、詳悉尋問有之、右等之邊、何となく教示有之候而は、如何哉と心附申候と、其の調査の方法をも示してゐる。されば板倉十日發の書簡(參照 三三)を受取るや、即日返簡を裁して、急飛脚を差立てた。彼は、昨日の鴻信にも、愚衷拜啓に及候處、十日御認之御投書、今曉到來、不料暗合仕候と云ひ。

輕々採用

昨日之呈書にも粗陳述仕候通に而、私に於而は更に見込も付兼候事に御座候。畢竟王政復古と申議、近年通議に而、尤之様には相聞候得共、數百年前之舊制に而、御體裁之所も、一向に相心得不申候。郡縣封建之差別を始、國體時勢之變遷も亦霄壤之懸隔に相成候事故、二百餘年來、開關以後、地球上無比之太平を唱候御盛業、實近之轍跡を履ますして、茫乎たる王家之舊制に相復候義は、局量淺識之私輩に而は、更に根柢も相立不申、不及了見義と、素より相決候事候得ば、容堂之書面一應二應に而、中々淵底致兼候得ば、御採用相成候而も、可然儀とは難申上

候。

此の如く彼は正面からの反対論ではないが、容易に採用す可きものでないと陳述してゐる。併し彼は更らに左の如き活路を開いてゐる。

敢て反對に非ず

乍併是は王政之御制度不案内にて、目途付兼候固陋寡力之偏見上より申上候事に而、決而完全具備之定見には無之候へば、申上候迄も無御座候得共、如此斷然として及建議候程之容堂之見込通り、朝野之人心にも、時運之體態にも、至當之事理にさへ有之候得ば、速に御信隨御採用之思召を以、懇々篤々御垂問御座候而、申上候次第實に至當至善之全策に而、御信用に相成候得ば、急度治平之御見込御一定にも被爲在候は、御公平に其儀に御従ひ、御變革可被遊は、勿論之義と奉存候。其節に方り、固執之私議申立候所存は元より無之候。

春嶽遁路か

此れは恐らくは春嶽其人の眞意ではあるまい。但だ若し幕府に確乎たる見解ありて、之を斷行する場合ありとせば、決してそれには反對するものではないと、豫じめ自から遁路と云はずんば、活路を設けてゐたのだ。而して彼は更らに一步を進めて、虚心坦懷もて、後藤等をして所見を殫さしめよと云うてゐる。

對土藩用意

此上は何卒容堂使節之情意貫徹遺憾無之處まで、御虚懷を以、御下問に相成候様、窃に奉仰望候。自然御扱振り之模様により、事情を盡し不申以前に、不満を抱き、容堂始一藩之人心を御失ひ被遊候様之事に相成候而は、此節柄御大事至極之御義と奉存候。

此れは容堂及び土佐一藩の不平不満を激生せぬ様にとの周到なる注意だ。要するに松平春嶽の意見は、飽迄慎重の態度を持せよと云ふに止まりて、何等積極的に其の意見を吐露したるものがない。若し此の際横井小楠、若しくは橋本左内が、其の左右に在りたらんには、恐らくは斯る生温るき意見書には止まらなかつたであらう。

第七章 徳川慶喜の大政返上決心

【三五】 徳川慶喜の周邊

慶喜周邊
の寂寥

徳川慶喜の周邊は、淋しかった。彼は威權赫々として、英明なる將軍として、其の新
政の劈頭に立つて居たが、何人が彼の相談相手であつた乎。何處に生命にかけて
も彼を支持せんとする者あつた乎。彼は決して、莫迦者の天獄に安住する程の吞
氣漢ではなかつた。

慶喜と朝
廷の關係

先づ朝廷の方面を顧みれば、岩倉具視の手は、孝明天皇の崩御以前から、そろそろ
朝廷の腰部に活動を始めつゝ、あつた。崩御以後は更らに其の運動は劇甚を加へ
たるに拘らず、朝廷の表面は、依然二條齊敬の攝政にて、將軍慶喜とは、極めて親善
の干係であり、慶應三年九月廿一日には、慶喜は内大臣に任せられ、右大將故の如
しとせられ、隨身兵仗を賜はり、牛車を許された。

慶喜二條

而して當日もて將軍慶喜は、親から従前の三條に於ける若州邸より、二條城に移

城に移る

つた。此れは勿論警戒の意味もあつたであらう。但だその表面は風なく波なく、徳
川氏の天下は、舊に仍りて萬々歳である可き皮相を装つてゐた。然も其の九月廿
一日は、大久保が長州と出兵協議を了して、更らに藝州の要人と同様の打合をし
て、三田尻から歸京の船に上りたる翌日だ。如何に寒時寒殺、熱時熱殺世の中が兩
極に分れつゝ、あつたかは此れを見てもトせらるゝ、

慶喜の反
對者

然も時勢を見るに慧敏なる將軍慶喜は、決して自ら安全であるとは思はなかつ
た。彼の立場が決して安固でなかつたことは、何人よりも彼自ら之を知つたに相
違あるまい。彼は朝廷に於ても、彼の味方のみでないことを知つてゐた。高位高官
の有力者は彼の味方であるも、其の多數は決して然らざるを知つてゐた。而して
長は表面の敵であつたが、今や薩の態度は、長に比して更らに辛辣と猛烈を加へ
つゝ、あることも知つてゐた。而して更らに彼を不快のみならず、不安ならしめた
のは、旗本其他所謂彼の味方たる可き人々の態度だ。彼は當初から野心家として
幕府側から認められ、寧ろ徳川家に不利なる人間として猜視せられ、其の入りて
宗家を繼ぎ、將軍職を襲ひたる後にも、少くとも幕府側の一半は、彼に敵對せざる

紀州藩邸
落書

迄も決して好意を表するものでないことを知つてゐた。例せば徳川家恩顧之士と稱して九月十日紀州藩邸に落書したるものあり其内には慶喜が將軍家定を毒殺し更らに將軍家茂を究地に陥れ丹を用ひずして戕した。而して彼を存在せしめては徳川氏は滅亡するから

自今百日を不出して江戸表に馳下り尾張大納言玄同公を奉戴仕御連枝御家門御譜代方御旗本八萬之士を糾合戮力大舉して一橋之邸館に討入……御首級を函にして東歸仕日光御廟前奉獻

と云ひ而して最後に

義兵を擧罪を天下に鳴らし逆賊一橋を誅伐仕度

と云うてゐる。

一葉落ち
天下の
秋を知る

此れは所謂る怪文書の類にして齒牙に掛くるに足らぬと云へばそれまでのことであるが然も一葉落ちて天下の秋を知る如く斯る怪文書を現在の將軍家を對象として出で來らしむるは決して將軍慶喜其人に取りて安心と自信とを與ふる所以でないことは何人よりも慶喜其人が尤も先づ知る可き筈だ

懐刀原の
死去

更らに慶喜をして寂寥を感せしめたるは八月十四日彼の懐刀である原市之進が幕人の爲めに殺されたる一事だ彼を失ふたる慶喜は安政二年十月二日江戸の大地震に戸田藤田を一度に亡うたる慶喜の實父烈公同様殆んど當惑したるに相違あるまい慶喜の周邊には板倉勝靜永井尙志など若干の信用したる人物もあつた様だが眞に彼の腹心ともなり股肱ともなり彼の爲めに百難を排して薩長人士と相ひ抗衡し得べき人物は殆んど一人も無かつた固より幕府の大局から見れば一方には小栗上野介の如き能吏もあり他方には勝安房の如き人材もあつたが然も彼等の何れもが慶喜の爲めには信用もせられず又大いに使州もせられなかつたされば慶喜の周邊は尤も人物を必須とする場合に尤も人物が缺乏してゐたされば慶喜其人も心境は轉た味氣なきものであつた。

【三六】 藝藩主の建白書(一)

提出理由

後藤象二郎等によりて提出せられたる山内容堂の建白書は十月三日であつた。

而して十月六日には、藝藩主淺野茂長は、世子茂勳(長勳)と相談の上、左の建白書を、重臣辻將曹をして提出せしめた。

時勢逐日切迫、物情彌増洶々、不堪煩念、父子申談、左之建言書、重臣辻將曹へ申付、板倉閣老へ差出、鄙見之曲折、委悉演説せしめ候事。

此れが提出の理由だ。

口演書

建白本文

我邦は神祖(按ずるに舊幕時代では神祖とは、概ね徳川家康を稱したが、これは皇祖のことであらう)貽貺(別本には、始現とある)之地に御座候得ば、萬機之御事務、下群牧へ御咨詢、上神祖へ御質被遊候はずては、御施行難相成、御事にて、乍恐天子も天下を御專制難被遊御義共可申歟、況其臣下にをいては、勿論之事に御座候處。

此れは日本の國體は肇國以來專制政治でなきことを云ふ。

家康の功

中古以來皇紀解紐、政權武臣に出、弱肉強食、神州幾んど陸沈之勢相迫り候折柄、神祖我東照公之御手を被爲借、禍亂平定、生民を塗炭に被爲援候勤王之御偉勳は、稱賛を不待義にて、若し今少し御在世も被遊候はゞ、終には回天之御偉業も

可被爲垂處。

此れは江戸幕府創業者徳川家康に就て云ふ。家康を揚ぐるは家康以降の幕府を押へんとの筆法だ。

流弊漸積

物換星移、流弊漸積、約り滿天下、只幕府之聲息を而已相伺候て、乍恐天朝をば度外に差置候姿にて、其極御國體へ關係仕候開鎖之大事、件さへ私に御通信商館を被爲築候杯、全く天下を幕府に御私有被爲成候筋に相當り候處より、積年懣鬱之人心を激し、大和五條等之舉動に及び、其後表面社、穩に相見候得ども、今日政令一發、物議百端、人心益支離致候て、追々不可收束時態、可押移勢に御座候。幕府の流弊、今日に至りて、收拾す可からざる形勢を云ふ。

乍去右等之者、形跡に就て論詰候時は、梗命亡狀共可申哉に候得共、其實を推究候得ば、畢竟君臣之大倫不明、皇威之不被爲立を、一途に憤懣致候忠誠之激發より起り候儀にて、偏倚斟酌之遠慮無之とは、申條、神州固有之忠魂、百折不撓之一正氣に御座候得ば、但其御使用之順逆、即ち治亂之機に有之義と奉存候。

所謂民間志士蜂起、運動に就て、其の心事を釋明し來り、幕府當局に向つて、其の反

省を促すの地を作しつゝある。

物情の洶々

依て今日之時態御挽回御猛省被爲在候上は、只管原頭之名義上に御著眼被爲在度、然も無之、徒に御威武を以て御約束被爲成候様之御事にては、隨て救へば隨て亂到底御成効無之而已ならず、終に滔天之大害を將來致し、此上生民之苦楚如何可有御座哉と、不堪痛苦義に付、別紙鄙見之趣有體申出仕候。微衷御諒察繰々も御裁擇被爲在候様、爲天下奉祈望候事。

右提出の理由

抑も此建白書を藝藩より提出するに至りたる理由は、時勢逐日切迫、物情彌増洶洶、不堪煩念とある通りに相違なきも、時勢の切迫と物情の洶々とは、必らずしも當時に限りたることでなく、有體に云へば、癸丑甲寅以來、殆んど一日として切迫せざるは無く、一日として洶々たらざる無きは無しと云ふ情態だ、今更ら突如として、此の建白書を提出するに至りたるは、更らに他の理由の存することと信せらるゝ。

土佐の刺戟と藩内事情

それは恐らくは一方には土佐の建白書提出の評判に刺戟せられたると、他方には藝藩にも、平和解決論者と、武力解決論者とありて、此の建白書は、平和解決論者

の意見を斟酌して提出したるものと察せらるゝ、要するに此の建白書は土佐のその如く具體的ではなき迄も、其の政權返上の一點に於ては、殆んど符合してあることは下記により判知せらる。

【三七】 藝藩主の建白書(二)

以下は、所謂「別紙鄙見之趣」とあるものだ。

物情背馳世態逼迫

兵庫開鎖防長處置之儀は、既に御布告之趣も御座候得ば、別段建議可仕義も無御座、兼而再三申出仕候通り、一日も速に當然之御裁斷可被爲在筈と、只管企望仕候義に御座候得共、熟天下之大勢を推察仕候處、甲是乙非、物情背馳、追々不可濟之世態に逼迫仕候。

兵庫開港防長處分は、幕府は兵庫は開港と決し、防長は寛典に處すと決し、既に家老を上阪せしめつつある勢だ、されば今更ら此等の事にて議論する譯合ではない。

大本反省の要

其原因は固より一言半句にて被悉候譯には無之、乍去畢竟大義名分不明して、御國體壞類候より起り候義に御座候得ば、徒に枝末之瑣務に而已御注目被爲、在、肝心之大本に、御反省無御座ては、縁木求魚徒勞に相屬し、到底時運御挽回之期は、有御座間敷奉存候。

當今世態糾紛の原因は、決して區々枝葉のことではない。大本が間違つてゐるか、らだ、されば幕府も其の大本に就て反省せよ。

名分論

抑我邦は萬國に卓絶し、終古一姓、君臣之大義は、自然固有、決して不可誣義に御座候得ば、其の自然之至理に基き、大義を明し、名分を正し、政柄朝廷に歸し、公平灑脫、與天下群辟共、於九重萬機御獻替被爲、在候て、聊も矯勅之嫌、壅塞之疑等無之様、御反正之御實跡相立不申ては、斯迄壞類之時態、乍恐迎も御挽回は難被爲、出來、御事と奉存候。

天下私有の非

所謂る大義名分より論を立て、幕府をして、其の政權を私有せず、之を朝廷に復歸せしめ、幕府は天下の大名と共に、臣列に就て、朝命を奉承し、之を執行せよとの意、乍併流弊今日に至り候事、一日の漸に無之候得ば、容易に御更張も難被爲、出來、

歟には候得共、事此に相迫り、猶も舊轍を被爲踏候ては、全く天下を御私有被成候筋に相當り、奉對天朝奉恐入候次第

此れにて政權返上の趣意は、遂よ分明となつて來た

況當今御版圖内之事件而已ならず、化外之々、蠻え御臨接之折柄、何れにも人心一和、確乎不拔之御國本相立、正大赫灼之御威信相輝き候様、不被爲在ては、内外御不都合、遂に滔天之禍害を引起し、烈祖之御遺志も、泡滅可仕哉と、深く痛心罷在候、何卒御熟慮、決然御猛斷被爲、在度、泣血懇願仕候、誠恐頓首

十月六日

松平安藝守

右建白書の効果

一説には此の建白書は、辻將曹が、後藤象二郎に説かれて、平和解決論に傾き、その爲めに土佐の掣に倣うたものと云ふが、それは何れにもせよ、要するに此の建白書は、山内容堂の建白書に對しては、月前の星ほどの効果に過ぎず、若し之を單に此の建白のみとして考察すれば、相應の光采もあるが、山内容堂の建白書が、餘りに痛快であつた爲めに、折角の此の建白書も遂に人心を聳動するに至らな

つたことは、聊か木建白書の爲めに、遺憾とせねばならぬ。されど土佐と殆んど同時に、藝藩が其事を明示せざるも、事實に於ては、土の大政返上論と何等の差等なき此の建白書を提出したるは、維新回天史の上に於ける、一の昭著なる事實として、之を特筆せねばならぬ。

藝藩の體

藝藩は薩長ほどの活動を維新史の大舞臺に於て作さなかつたが、其の運動は、恒に穩健にして、若し強ひて云へば、其の薩長と相比して、遜色あつた一の理由は、餘りに穩健であつた爲めと云ふも不可あるまい。但だ藝藩が再度の征長事件に際し、幕府と長州との間に存在して、周旋盡力したるは、假令それが藩自身の自衛上、尤も賢明の手段であつたにもせよ、亦た多しとせねばならぬ。乃ち長藩の如きも、其の悲境に呻吟するの時には、藝藩の好意に頼るところ、決して鮮少ではなかつた。

【三八】 將軍慶喜の心境(一)

藝藩建白
と將軍心

藝藩主の建白が、果して幾許の影響を、將軍慶喜の心境に與へたる乎は明白ではないが、其の大政返上の決心を固むるに、全然没交渉と云ふことは出来まい。但だし藝藩主の建白なき迄も、恐らくは將軍慶喜は山内容堂の建白書を採用したであらうことは、斷じて疑を容れない。

後藤の見
透し

同僚之説には、今幕府之景況にては、假令建白書を差出候ても、無用に屬す。暫く見合すべしと云。後藤答へて曰く、決して左様にては無之候。方今天下之公伯、概するに樹公(將軍慶喜を斥す)程之英主は無之、且外國の事情等に至りては、樹公程明なるはなし。必ず採用に可相成。何卒此節之儀は、諸士之異見も、可有之候得共、拙子存念に任せ、一日も急ぎ差出候方にいたし度とて、薩藝へも牒し合せ、十月三日獻白書を持板倉閣老に指出、不日に御答を奉待と申述、同六日之朝、催促に罷出候處、來客中にて、翌日を期して七日に來り、折節出勤に差臨、猶明日罷出候様との事にて、八日に猶又罷出候。(改訂肥後藩國事史料)

慶喜尊皇
の素養

此れは事實とすれば、流石に後藤には、先見の明あつたと云はねばならぬ。更らに徳川慶喜其人の心境に就て觀察すれば、彼に尊皇の素養あつたことは、水

戸家の出身であるばかりでなく、其父齊昭の愛子であつたばかりでなく、其母文明夫人も亦た有栖川宮家より降嫁せられたる縁故があり、同じく水戸家の出として尊皇の血は尤も濃厚なる可きであつた。されば政權返上に就て、彼は何等遲疑す可き理由は見出さなかつた。

朝廷の表裏洞察

且つ彼は同時に朝廷の表裏を洞察してゐた。彼の眼中にある朝廷は、三條や岩倉を除外しての朝廷であつた。如何に朝紳が威張つても、それは所謂蔭辨慶だ。いざとなれば、其の力は頗る薄弱にして、與みし易き事實は、條約勅許問題、兵庫開港問題等屢ば彼が逢著したる経験ありて、如何に政權を返上しても、其の政權の運用は、自然歸す可きところに歸す可しと、考察してゐたのであらう。徳川慶喜公傳に曰、

慶喜公傳の觀察

論者或は曰く、後藤象二郎の永井玄蕃頭に説くや、政權奉還の後、新政府には公を戴き、依然徳川家を中心として組織せんことをいふ。玄蕃頭の意爲に動き、公も亦之を豫想して、上表に及ばれしなりと、然れども是れ事實にあらず。抑坂本龍馬の立案せる職制には、關白、議定、參議の三職を置き、三條元中納言を關白に、

松平大藏大輔、伊達伊豫守、松平容堂、毛利大膳、島津大隅守、鍋島閑叟を議定に、長岡良之助、後藤象二郎、三岡八郎、横井平四郎、桂小五郎、小松帶刀、西郷吉之助を參議に擬し、別に内大臣を置き、公を以て之に擬したり。土藩の論概ね龍馬の指導に出でたれば、象二郎等の意、亦此にあるべし。豈論者のいへるが如き事を入説すべけんや。

とある。後藤は元來說客だ。人を見て法を説く的作用には、何人の後にも落ちない策士だ。坂本龍馬立案の職制を援き來りて、その一切を否定し去らんとするは、餘りに獨斷と云はねばならぬ。

慶喜勇退の意なし

政權奉還後の新政權が、徳川家中心の政府であるを期待したる乎、否乎は、姑らく措き、慶喜其人は、政權返上と共に、決して高踏勇退するの意志は無かつた。彼は其の名稱が内大臣であると否とに拘らず、朝議に於ける最大有力者として、朝議に參じ、朝命を執行す可き一人たるを、自から期待したることは、斷じて疑を容れない。云はゞ幕府なる會社は解散しても、其の大株主たる資格には、差したる變化なきことを、恐らくは自から期待したるものであらう。

【三九】 將軍慶喜の心境(二)

慶喜自ら
語る

慶喜自身は、何故に政權返上を作したる乎に就て、左の如く語りてゐる。

土州の後藤象二郎、福岡藤次等が、松平容堂の書を持ち來りて、政權奉還を勧めし時、予はこれ豫ての志を遂ぐべき好機會なりと考へければ、板倉、永井等を召して、其旨を告げしに、二人も今は餘儀なき次第なり。然か思召さるる上は、決行せらるゝ方宜しからんと申す。予又本來いへば、祖宗三百年に近き政權を奉還することなれば、譜代大名以下旗本をも召して、衆議を盡すべきなれども、さありては、徒に紛擾を招くのみにて、議の一決せんことを望むべからざれば、寧ろ先づ事を決して、然る後知らしむるに如かざるべしといひしに、二人亦之に同じたれば、後藤、福岡は勿論、薩州の小松帶刀を始め諸藩の重役を召して、此由申し聞けたるに、後藤、小松等は、未曾有の御英斷、眞に感服に堪へずといへり。小松は又板倉に向ひて、既に斯く決せられたる上は、是より直に參内奏聞し給ふべ

後藤小松
等に申聞

しといひしかど、さる運びにもなり難しとて、翌日に至りて上奏したり。(昔夢會筆記)

此れは彼が將軍職を辭退したるより、凡そ四十餘年の後に語りたるものなれども、其の大體に於ては、當時の心事を、間違ひなく傳へたものであらう。尙ほ溯りて、彼が將軍職繼襲の際に於ける心事を、左の如く語りてゐる。

將軍職繼
承の際の
心境

予も此間に思ひ運す節ありて、密に原市之進を召して、衷情を語り、板倉、永井の兩人には、先年の御養君一件を以て辭とせしも、實をいはゞ、斯かることは何れにてもよし、唯熟考するに、今後の處置は、極めて困難にして、如何に成り行くらん思ひ計られず。何れにしても徳川の家を、是までの如く持ち傳へんことは、覺束なければ、此際斷然王政の御世に復して、ひたすら忠義を盡さんと思ふが、汝の所存は如何にと問へるに、市之進は、御尤の御存寄なれども、若し一著を誤らば、非常の紛亂を招ぐべし。第一、斯かる大事を決行するに堪ふる人の候や。今の老中等にては、失禮ながら仕果せらるべしとも思はれず。又人材無きにあらずれども、今の御制度にては、俄に輕輩を登庸して、大事の局に當らしめ難し。され

ば寧ろ力の及ばん限り、御祖先以來の規範を御持續ある方宜しからんといへり。斯かる次第なれば、予も未だ政權奉還を、此際に決行するを得ずして、遂に板倉、永井を召し、徳川家を相續するのみにて、將軍職は受けずとも済むことならば、足下等の請に従はんといひしに、それにては、宜しとの事なりしかば、遂に宗家を相續することとなれり。されども一旦相續するや、老中等は又將軍職をも受けらるべしと強請せるのみならず、外國との關係などもありて、結局之をも諾せざるを得ざるに至れり。斯る次第にて、予が政權奉還の志を有せしは、實に此頃よりの事にて、東照公は日本國の爲に、幕府を開きて將軍職に就かれたるが、予は日本國の爲に、幕府を葬るの任に當るべしと覺悟を定めたるなり。〔同上〕

若し此言にして信憑す可くんば、將軍慶喜は慶應二年七月、未だ宗家を相續せざる以前に、蚤くも大政返上を期待したるものと云はねばならぬ。彼は眼先の尤も見えたる聰明の貴公子であり、而して大難に當り、大難を排し、大事を擔當するの氣魄缺乏し、隨て政權慾は比較的淡薄であつたから、斯る時代に際しては、寧ろ適當の役者であつたと云はねばならぬ。されば舊幕側では、彼を目して待み甲斐な

政權慾淡
薄

き主將であり、と做し、彼の薄志弱行を痛憤したる者も少くなかつたであらうが、然も彼が進退の際に於て、行雲流水、何等の拘泥したる所なかつたことは、彼としては適當なる措置であつたと云ふ可きであらう。

【四〇】 關西の閣老より關東の閣老への書簡(一)

後藤一石
の波紋

尙ほ後藤象二郎等が、山内容堂の名によりて投じたる一石が、如何なる波紋を、當時の政局に描き出したるかは、在京の松平定敬と板倉勝靜が、在府の稻葉正邦と稻葉正巳とに當て、十月九日付にて、與へたる一書が、能く之を語りてゐる。當時京都所司代松平越中守定敬は、御用部屋入を命せられ、閣老の上坐であつた。

閣下暴動
の兆

以內狀得貴意候、寒冷之節御座候得共、先以上様益御機嫌能被成御座奉、恐悅候次に、貴所様方、愈御安健被成、御奉職奉賀候、然ば此地當今之形勢は、實に不容易甚以切迫、閣下暴動之兆有之一同、大心配、夫々御廟議御手段等有之候。惟ふに後藤の建白をして、容易に通過するを得せしめたる所以の重なる一は、當

時都下に漲る不安の氣分であつたと察せらるゝ云はゞ薩長の直接行動の雰圍氣が、後藤の爲に、意外の助勢をしたものと見るも差支へあるまい。

土藩建白
要旨

右は此節松平容堂當今之形勢憂苦、重臣後藤象次郎と申者、國許より差越、別紙寫之通、建白書差出(參照 三〇三)、猶口上を以申立候は、當今甚以切迫之御場合、此御成行に而御打過相成候はゞ、如何成危亂可引起も難計候故種々苦慮致候處、國體御一變、王制復古相成候はゞ、御名義を以て渙散致候人心も相纏り、隨而國內平治可仕。乍去此外良算も有之候はゞ、強ては不申上候得共、容堂見込にては、右之外は有之間敷存付候故、皇國之御爲、御當家之御爲と存候て、誠心泣血申上候旨に御座候。

如何に後藤等が國家動亂の威嚇的文句を援き來りて、關老其他の畏懼心、恐怖心を刺戟したるかは、之を察するに餘りありだ。尙ほ國體とあるは、今日では政體と云ふ可きものであらう。

討幕密謀者

上様御考にても、當節之御成行にて、御打過相成候ては、實に御心配片時も不被爲、休、何れとか御廟算無之、而は相成間敷候得共、王制復古は、至大至公之道理に

大惡奸謀

て、名義におゐて甚明に候得共、實行之御設施上に於て、何分見据無之。乍去即今何にとか御良算有之、人心御取纏無之、而は、蟻集之浮浪は勿論、藩士にも置々不釋、本國寺に罷在候水人(水戸人を云ふ)も、右輩に同志之者有之、一日罷歸に付、本國寺にて及責問候處、此者等攘夷を名と致し、衆庶を鼓動致候間、只管攘夷而已と存同志罷在候處、別紙之通之次第にて、幕府を奉斃、大惡奸謀に驚愕、不快に託し、黨中を脱候旨及白狀、實に奸惡絶言語候次第。

攘夷の名もて、同志を糾合し、その力をもて討幕の舉に出んとす、實に油斷の出來ぬ世の中だと云ふ意味合だ。

陰謀者の手段

先頃中より追々捕押候者有之、其輩之申口にては、先づ京都を放火、亂妨、要地へ楯籠、義兵を揚げ候奸計有之は、無相違趣之處、召捕者より陰謀追々露顯致候故、哉、惡徒之策も、遷延致居候、右等は浮浪而已に無之、其本は大藩の鼓動も有之、長州人も、尤關係いたし居。

風聲鶴唳、如何に彼等が都下動亂の兆候に付き、其の心魂を惱ましつゝ、あつたかは、紙上に隠躍してゐる。

慶喜の苦慮

先頃長人家老其外御呼出之處國論も區々にて御呼出に不應模様之處末家吉川は不快にて上坂致兼候得共家老一人近々上坂可致御請書さし出し申候。右
上坂之内情を探索致候處兼て寛大之御沙汰には候得共決而長防士民感戴いたし候様之御裁断には相成間敷其節は歎願強訴之紛擾相生じ隨而藩士浮浪互に蜂起品々名義唱へ國家之危亂眼前差起候も難計切迫憂慮不堪痛心去とて此儀にて一朝兵革相起候上は實に如何共不可爲候に付種々御熟考日々夜夜御苦慮被爲在誠以恐入候次第に御座候。

如何にも慶喜其人が孤立無援懊惱煩悶の状が見るが如くである。

當地即今切迫之形勢大要如此委細は新見相模奇捷丸にて東下被仰付可及演說候得共不取敢先此段申進候以上。

十月九日(慶應三年)

伊賀守
越中守

群議諮詢

尙々本文容堂建白之儀實に不容易大事件に付群諸侯並有名藩士之衆議をも

御聽入に相成候上事實至當之御處置可被遊候積御評決相成候間此段も爲念申進候以上。

此れにて見れば群議に諮詢したる上採納如何を評決することとなつてゐるが實は採納の上にて群議に諮詢することとなつた。

【四一】 關西の閣老より關東の閣老への書簡(二)

更に一書 十月九日付の前書に引き續き松平定敬板倉勝靜は在府の同列へ當十月十二日付にて更に左の一書を發送した。

急飛を以申進候先以上様益御機嫌能被遊御座奉恐悅候隨而各位彌御安健被成御奉職并賀仕候扱昨今當地切迫之形勢は過便も申進猶新見相模に篤と申含東下被仰付候間同人著府之上は巨細御承知可被成と存候。

此れは前書に付て云ふ(參照 四〇)

二條城會議の豫定

就ては上様にも日夜御痛心當地詰合之兵隊を初め在京御家之人數配り御警

衛向等夫々取調被仰付候得共、猶先年以來内外之御混雜をも御熟慮被遊候處、是迄之成行にては、實に御見据も不被爲在、國家之危亂今日に差迫り候付、再四御熟慮被遊候處、謙讓之御誠心を以、天下之人心御維持被遊候外無之と之思召にて、大御英斷を以て、二百年來之御政途、御變革被遊候積、別紙寫之通、明十三日二條御城へ在京之大名並國事に携り候重臣等被爲召、廣く見込之處、御下問相成候事に御決定誠に以恐入候次第何共申上様も無之

慶喜愈決心

如何に時局が急轉直下したる乎は、前書と對照すれば判知る。十月九日の書簡では、種々御熟考、日々夜々御苦慮であつたが、十月十二日の書簡では、大御英斷を以て、二百年來の御政途、御變革被遊候積となつてゐる。將軍慶喜其人の心境が、斯く頃刻の間に開展したる乎、將た彼の心境は、當初から同一であつたが、之を周邊に告示するに於て、斯く相違したる乎、何れにもせよ、第一書では、如何にす可き乎との思案中であつたが、第二書では、愈よ斯く決心したとの告示である。

誠實勉勵の覺悟

右は實に國家之御大事に付、御役人向種々心附之儀申上候者も御座候得共、當時之世態、只一片之御誠心之外無之と之御見据にて、誠以恐入感泣之至、右之誠

意御立貫に相成候は、道理に於ては、人心ある者悦服不仕者有之間敷、此上は只管御誠意を遵奉仕り、愈以海陸二軍、眞之御實備に相成候様、御同様初御役人末々迄、猶更偏に誠實を以、勉勵可仕事に候。

何やら誠意の大安賣の如く見ゆるも、慶喜其人としては、自から誠意もて謙讓の美德を發揮したものと信じたものと察せらるゝ。但だ、愈以海陸二軍、眞之御實備に相成候様とあるは、誰に向つての海陸二軍である乎、海外に對して乎、國內に對して乎、外國人に對して乎、將た他の大名等に對して乎。

同列上京の命

猶上様恐入候思召之處は、御目付被仰含、東下被仰付候思召に御座候得共、右而已にては、御趣意貫徹致兼候儀も可有之間、御同列中にて御一人、若年寄一兩人、其他海陸並御勝手役々等も一兩人づゝ、上京仕候様被仰出候間、被仰談、早々役人ども一同御上京可被成候。以上。

十月十二日夜

伊 賀 守
越 中 守

江戸御同列様

尙々本文之趣、若年寄、並大小御目付、其外役々にも篤と可被仰聞候。吳々早々御上京有之候様存上候。以上

三白、本文之趣、實に重大御事件、殊に當節柄之形勢に付、御軍艦にて早々一同御上京有之候様、御沙汰御座候。以上

急迫倉皇 之を見ても急迫、遽忙、倉皇の狀が想ひやらるゝ、

副啓

對外關係に就き

内狀之通、御書取明十三日諸侯へも御渡相成候はゞ、定て速に各國公使手にも入、パークス杯は、御書取之通りに候得ば、今日よりは、大君とは難申杯、兼て之宿論主張いたし、申立候儀も可有之歟。尤上様には御決心に被爲在候得共、諸侯へ御尋、朝廷へ御伺中に候得ば、今日より已に如此と申には無之候得共、追ては自然朝廷にて、條約御取結之御運びに可相成、左候ては、御權は墮候様に候得共、萬國公法を以て律し候て、聊無所愧との思召に御座候間、佛翁（此れは佛國公使レオ・ロツシユを斥すならん）申出候共、同様之御趣意を以、御答可被成候様、御沙汰に

御座候。以上。

十二日夜（十字半）

伊賀守
越中守

江戸御同列中様

政權朝廷に返上せられたる曉には、條約締結の權は固より朝廷に歸す可きは當然のことだ。將軍慶喜が、萬國公法を以て律し候ても、聊無所愧とは、亦た固より當然のことだ。

第八章 二條城會議

【四二】 將軍慶喜の決心

決心實行
動機

抑も將軍慶喜が大政返上、皇政復古の志を、徳川宗家相續當初より抱持したる乎。否乎は、姑らく當人の語る通り——假令それはその當時から四十餘年後とは云へ——を信馮す可しとしても、その決心の實行を促がしたのは、實に山内容堂の建白であつた。而して山内容堂の建白をして、斯の如く有効ならしめたるは、當時不穩、不安、不吉の雰圍氣であつた。言ひ換ふれば、目に見えぬ動亂の兆候が、ひしひしと敏感なる將軍慶喜及び其の周邊を取り捲いたる爲めであつたことは、既記の松平定敬、板倉勝靜の文書〔參照 四〇四二〕に徴しても、之を知ることが出来る。而して之に加ふるに將軍慶喜身邊の味氣なき心境も、亦た彼をして斯く決心せしむるに力あつたと云はねばならぬ。〔參照 三八三九〕

重大結果

但だ彼の相談相手である板倉勝靜や、永井尙志の徒が如何に其の胸中では隨喜

を豫期せ

しなかつたにせよ、兎も角も已むを得ざる事情として之を賛成し、若しくは力爭しなかつたのは、彼等は恐らく此の所謂大政返上が如何に重大なる變化を來たす可きかに想到せざりし爲めと推察す可き理由がある。それは彼等ばかりでなく、慶喜自身もその通りであつたらう。否、恐らくは其の發議者であつた山内容堂、若しくは發議者中の發議者とも云ふ可き後藤象二郎さへも、同様であつたであらう。

情力を恃

要するに彼等は政權返上にて、其名を避くるも、徳川氏二百六十餘年累積の情力を恃として、其の實を失はざる可しと信じたであらう。假令完全なる實でなき迄も、其の實の大部分を持續し得可しと信じたのであらう。尤も都合よく回轉すれば、名を避けて實を取る可く、尤も都合悪く回轉しても、實の若干を保持す可しと恃んだのであらう。されば其の結果が、名實兩ながら皆無に歸したのは、單り慶喜の側近者、若しくは其の同情者ばかりでなく、慶喜自身も、其の胸中には朝廷無情を啣ちたるに相違あるまい。但しこれは後の話である。

今後の成案なし

彼は自からも語りし如く、大政返上後は、朝廷の爲め、國家の爲め、一層盡力せんこ

とを期待してゐた。然も他迄徳川將軍として其の政權を把持するの志は無かつた。

予が政權返上の意を決したるは、早くよりの事なれど、さりとて如何にして皇政復古の實を擧ぐべきかといふことは、成案なかりき。如何となれば、公卿、堂上の力にては、事ゆかず。諸大名とても同様なり。さりとて諸藩士にては又治まるべしとも思はれず。これ予が苦心のある所なりしが、要するに朝幕ともに有力者は、下にありて上になければ、其下にある有力者の説によりて、百事公論に決せば可ならんと思ひしかど、其方法に至りては、未だ何等の定見なかりしなり。松平容堂の建白出づるに及び、其中に上院下院の制を設くべしとあるを見て、是は如何にも良き考なり。上院に公卿、諸大名、下院に諸藩士を選補して、公論によつて事を行はゞ、皇政復古の實を擧ぐるを得べしと思ひ、此に勇氣と自信とを得て、遂に之を斷行するに至りたり。又其頃左右の者に向ひて、日本も行末は西洋の如く郡縣となるべしと語りしことありしが、是とて實は漠然たる考にて、其順序、方法など、夢にも思ひ浮ばず、且此時直に施行せんことは、到底出来ぬ。

上下兩院
組織に氣
づく

ことなりと思ひ居たれば、唯將來の見込みを述べたるまでなりき。(普夢會筆記)
彼が大政返上を決するに到りたる凡有る動機は、逐一分析に違あらざるも、先づ彼が表立ちたる言前は此の通りであり、又此通りであると取らねばならぬ。

【四三】 所謂る大政返上の諮問案

後藤象二郎等が、松平容堂―山内容堂―の名によりて大政返上の建白書を板倉
關老へ手交したのは、十月三日だ。而して十月十三日には、將軍慶喜が、政權奉還の
決心を示して、諸藩及び諸有志に諮問書を發した。其の間は、殆んど十日に過ぎ
ない。然も寺村左膳手記には、明後十三日諸藩詰合之重役、二條城へ御呼立之御廻
文來る也とあれば、十月十一日には、諮問の事は、公然評決せられたるを知る可し
だ。果して然らば、其の中間殆んど一週間を出でなかつた。如何に慶喜其人に下地
はありたりとするも、如何に周圍の形勢は、之を促成せしめたりとするも、實に傍
觀者に取りては、青天の霹靂であつたに相違あるまい。否な傍觀者ばかりでなく

諮問書を
發す

急轉直下

召喚狀

其の事件に當初からの交渉のあつた坂本龍馬さへも意外であつた。國家之大事見込御尋之儀有之候間詰合之重役明後十三日四ツ時(午前十時)二條御城に可罷出候。尤重役詰合無之向は、國事に携候者可罷出候。此段申達候以上。

十月一日

設樂 岩次郎
戸川 伊豆守

所謂る詰問書

此れは其の召喚狀だ而して其の所謂る詰問書は左の如し。我皇國時運之沿革を觀るに、昔王綱紐を解て相家權を執り、保平之亂、政權武門に移てより、我祖宗に至り、更に寵眷を蒙り、貳百餘年、子孫相受、我其職を奉すと雖も、政刑當を失ふ事不少。今日之形勢に至るも、畢竟薄德之所致、不堪慚懼候。況や當今外國之交際日に盛なるにより、愈朝權一途に不出候而は、綱紀難立候間、從來之舊習を改め、政權を朝廷に歸し、廣く天下之公議を盡し、聖斷を仰ぎ、同心協力、共に皇國を保護せば、必ず海外萬國と可並立、我國家に所盡不過之候。乍去

猶見込之義も有之候はゞ、聊忌諱を不憚可申聞候。

十月

寧ろ告示

此れは詰問案と云はんよりは、大政返上の告示と云ふが、寧ろ妥當かも知れない。但だ最後の「乍去猶見込之義も有之候はゞ、聊忌諱を不憚可申聞候」との一句を添へたる爲め、其の形式に於て、詰問案と稱することも出来るが、今更ら之に對して賛成以外に、意見具申のし様もあるまい。

老中演達書

尙ほ老中の演達書が添うてゐる。

今般上意の趣は、當今宇内之形勢を御洞察被遊候處、外國交通之道、盛に開に至り、御政權二途に相分候ては、皇國之御綱紀難相立に付、永久の治安を被爲計候遠大之御深慮より、被仰出候御義にて、誠以奉感佩候。殊に從前之御過失を、御一身に御引受、御薄德を被爲表、御政權朝廷に御歸し、被遊候御文言等、臣子之身分より奉伺候得ば、何共以奉恐入、涕泣之至りに候。就ては此上益以御武備御充實相成不申候ては、決而不相成義に付、各於て聊氣弛み無之、前文之御趣意相貫き、御武威相張候様、一際御奮發忠勤、精々可被申合候。

四三 所謂る大政返上の詰問案

若干機心
潜在

老中の演達書は専ら旗本に向つてのものと察せらるゝ、但だ此上益以御武備御充實とか御武威相張候様とかの文句は、將軍慶喜の前文に比して、聊か調子の異なつたところがあるを覺える。此れでは外國相手ではなく、誰か近傍に目指す相手があるかの如く察せらるゝ、既に松平定敬、板倉勝靜から、在府の同僚に與へたる書簡中にも、愈以海陸二軍眞之御實備に相成候様との文句がある。惟ふに慶喜の胸中は、姑らき措き、老中以下の胸中には、若干の機心の潜在したることは、疑ふ迄もあるまい。

【四四】 十月十三日の二條城(一)

二條城會議
模様

薩州の小松帶刀、土州の後藤象二郎等が、親しく將軍慶喜に、二條城の大廣間に於て見え、雄辯滔々として、政權奉還、皇政復古、大政維新の已む可からざる所以を開陳し、慶喜をして、遂ひにそれに同意せしめたと、左も見て來た様な物語を傳へ、それが維新史の尤も精彩ある、演劇の一齣視せられてゐる。されど其實は何もさし

意見所有
者居殘命
ぜらる

たる芝居掛りたることはなく、殆んど事前に、一切の仕組は出來上つてゐたのだ。十三日(慶應三年十月)御留守居同道罷出候處、諸藩之重臣相揃候上、閣老御逢被成候段、大目附衆より被申聞、其後板倉閣老御出席、別紙我皇國云々之御書付(參照四三)御渡被成、寛々拜見いたし、見込之趣有之者は、居殘候様、左候は、公方様御直に御聽可被遊旨、御演達有之、閣老は被成御入候、其上に而御目附様より硯箱御廻し、居殘の面々、名前相記候様との御事に候處、小松帶刀、辻將曹など四五輩、名前相記候を見受申候。

在京者風
説書

此れは當時出席者の一人、肥後藩重臣田中典儀が、藩廳への報告書の一節だ、尙ほ肥後藩士山田五次郎(山田武市)外二名の在京者より、風説書としての報告書中に、樹公(將軍慶喜)には……早速政權差上之御英斷に相成、永井殿(若年寄永井玄蕃頭)を被召、此處は如斯書べし、其處はク様に認めよと御指圖にて、永井殿執筆にて認終られ候處にて、樹公仰には、去年以來如此所置せざれば、治平之道有之間敷と存居候處、一個年程所置後れに相成候と御沙汰有之、惣じて十三日諸藩被召出、御書付御布告に相成候(改訂肥後藩國事史料)